

第 三 期

魚沼市子ども・子育て支援事業計画

～未来に向かって 子ども・家庭・地域の力で育ちあう魚沼～

令和7年度～令和11年度
(2025年度～2029年度)



令和7年3月
魚 沼 市

はじめに

全国的に少子化や人口減少が進行する中、本市においても人口減少問題は最重要課題であります。生産年齢人口の減少や若い世代の都市部への流出は、地域全体の活力低下をもたらすだけでなく、地域社会の維持が困難になるなど、市民生活に広く影響を及ぼすことが懸念されます。予想を上回る少子化の進行を受け、本市では、結婚・出産・子育ての支援として、出会いの場の創出や相談体制の整備に取り組み、妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援と子どもの健やかな成長を地域全体で見守り育む仕組みづくりに取り組んできました。

また、核家族化の進行や女性の就業率の上昇など家族のあり方や子育て世帯のライフスタイルが多様化してきている一方で、子どもや子育て世帯をめぐる問題は複雑化しており、一層の子育て支援体制の充実が求められています。

これらの社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化を踏まえて、本市では、平成27年に子ども・子育て支援法に基づく「魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園保育園等利用料の第二子以降無償化、妊産婦や子どもの医療費無償化などの経済支援はもちろん、子育てに関する不安の軽減や支援を要する家庭の把握に努め、相談支援もあわせて充実してきました。

さらに令和6年4月には母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」を設置し、子育て世代に対する包括的な相談支援体制の強化を行い、これまで以上に安心して産み育てる喜びを感じられる社会の構築と社会全体で子育てを支える環境を整え、子育てしやすいまちづくりに取り組んでいます。

この度「第二期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画」が終期を迎えることから、前計画同様に「未来に向かって 子ども・家庭・地域の力で育ちあう魚沼」を基本理念とし、地域全体で子育てを支え、子どもと子育て全般に対する支援をさらに充実させていくために、「第三期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

最後に本計画の策定にあたり、魚沼市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました保護者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和7年3月 魚沼市長 内田 幹夫

目 次

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨.....	2
2 国の子ども・子育て支援制度の概要.....	3
3 本市の第二期計画期間(令和2年度～6年度)の主要な事業の経緯.....	4
4 本計画の位置づけ.....	5
5 計画の期間.....	7
6 計画の対象.....	7
7 計画策定の流れと策定体制.....	8
8 計画の評価検証.....	8

第2章 魚沼市の子育てを取り巻く現状と課題

1 人口と少子化の動向.....	9
2 家庭の動向.....	12
3 子どもの状況.....	22
4 保育サービス及び子育て支援事業の現在の状況.....	23
5 ニーズ調査結果から見る現状.....	30
6 ニーズ調査等を踏まえた子ども・子育て分野における本市の課題.....	60

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	63
2 基本的な視点.....	63
3 計画の方向性.....	63

第2部 各論

第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方.....	66
2 区域設定.....	66

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 幼児期の教育・保育の量の見込み.....	67
2 提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	69

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 利用者支援事業.....	70
----------------	----

2	地域子育て支援拠点事業.....	71
3	妊婦健診事業.....	72
4	乳児家庭全戸訪問事業.....	73
5	養育支援訪問事業.....	73
6	子育て短期支援事業.....	74
7	ファミリー・サポート・センター事業.....	75
8	一時預かり事業.....	76
9	延長保育事業.....	77
10	病児・病後児保育事業.....	78
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	78
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	81
13	子育て世帯訪問支援事業（新規）.....	82
14	児童育成支援拠点事業（新規）.....	82
15	親子関係形成支援事業事業（新規）.....	83
16	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）.....	84
17	産後ケア事業（新規）.....	85
18	妊婦等包括相談支援事業（新規）.....	86

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の 推進に関する体制の確保

1	幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進.....	87
2	質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割 及びその推進方策.....	87
3	幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携） の取組の推進.....	88
4	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	88

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な 利用の確保.....

90

第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の推進

1	児童虐待防止対策の充実.....	91
2	ひとり親家庭の自立支援の推進.....	91
3	障がい児施策の充実.....	92

第7章 保護者の仕事と家庭との両立が図られるようにするために必要な 雇用環境の整備に関する施策との連携.....

94

第8章 母子保健計画 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進

1 背景.....	95
2 活動目標.....	95
3 母子保健事業の提供体制と量の見込み.....	96

参考資料

1 魚沼市子ども・子育て会議.....	115
2 策定の経過.....	118
3 パブリックコメントの結果.....	119

第 1 部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国の合計特殊出生率¹は昭和42年以降減少し続け、平成元年には、それまでの最低水準であった1.58(昭和41年)を下回る1.57を記録しました。さらに、平成17年には1.26まで減少しました。その後、翌平成18年から増加に転じ、平成27年には1.45まで増加しましたが、その後は再び低下傾向となり、令和4年には1.26と過去最低となり、人口を維持するのに必要な水準（我が国ではおおむね2.07程度）を大きく下回っています。

本市においても平成22年国勢調査で40,361人であった人口が、令和2年調査では34,483人まで減少しました。人口減少に歯止めがかからず、持続可能な行政運営を考える上で、人口減少問題対策は本市の重要な課題の一つであります。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等からの子育てに対する支援や協力が十分には得られにくく、子育てに不安や負担感を抱える保護者が多い傾向も続いています。

また、社会構造の変化が進み、企業経営を取り巻く環境は依然として厳しい中、共働き家庭や長時間労働の増加、非正規雇用の割合の高まりなど、仕事と子育てを両立させることが困難な状況も依然として続いています。

国では、平成24年に、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法²」を制定しました。この法律に基づいて、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進しています。

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年に、子育て施策の推進と、全ての子どもが健やかに成長することが出来る社会を実現することを目的として、「魚沼市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）」を策定しました。

また、令和2年には、前計画を引き継ぎ、子どもと子育て全般に対する支援をさらに発展させていくために、「第二期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定しました。

このたび、第一期、第二期の計画を引き継ぎ、子どもと子育て全般に対する支援をさらに充実させていくために、「第三期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）」を策定し、子ども・子育て支援事業を総合的に推進していきます。

¹ 「合計特殊出生率」・・・15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

² 「子ども・子育て関連3法」・・・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の3つの子ども・子育て支援新制度に関する法律

2 国の子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援制度のねらい

子ども・子育て支援新制度とは、「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を目的としています。

(2) 子ども・子育て支援制度の内容

子ども・子育て支援新制度の内容については以下のとおりです。

■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園^{※1}」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）

※1 認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割を持つ施設で、以下の機能を備え、都道府県の認可を受けた施設のこと

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

■保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善

- ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定
- ・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、地域型保育事業^{※2}の給付制度の創設及び実施）

※2 地域型保育事業（市町村による認可事業）

3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業

- ・小規模保育³、家庭的保育⁴、居宅訪問型保育⁵、事業所内保育⁶

³ 「小規模保育」・・・主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業

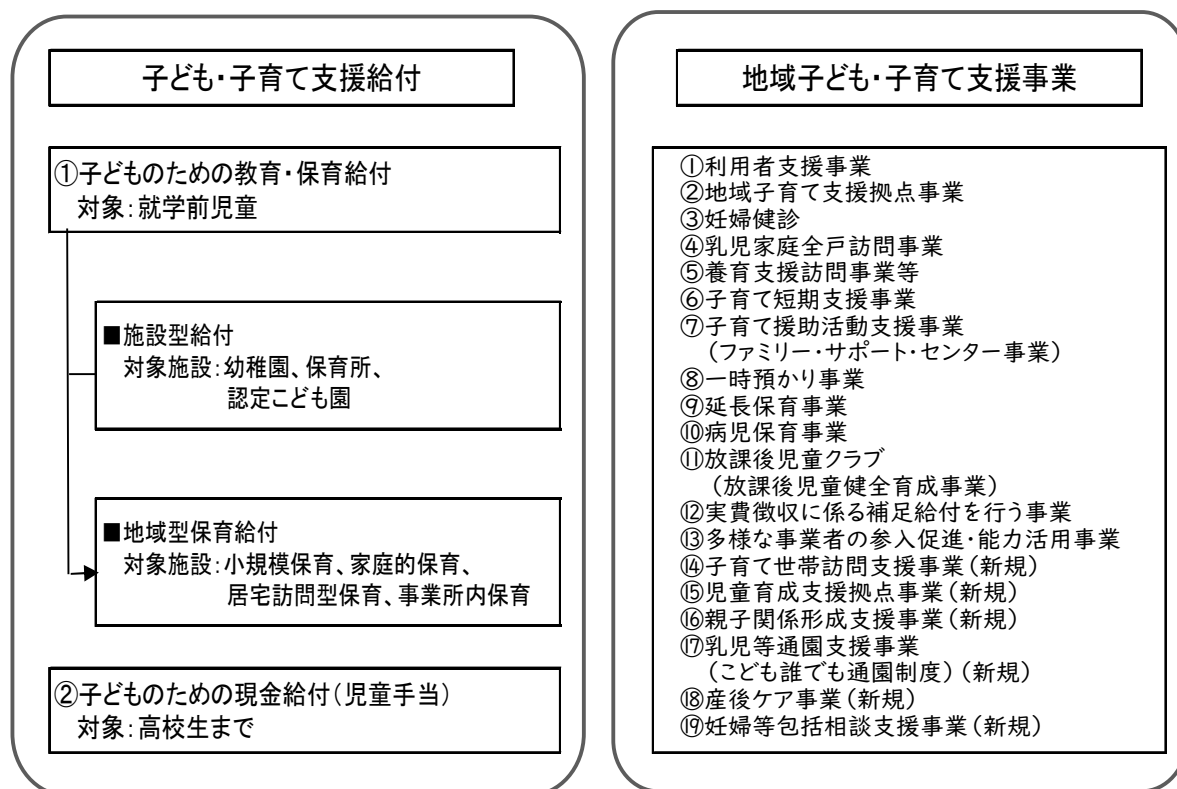
⁴ 「家庭的保育」・・・主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業

⁵ 「居宅訪問型保育」・・・主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であつて、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもので、保育所等と連携しながら自身の居宅等において3人以下（補助者がいる場合には5人以下）の就学前児童を保育する）による保育を行う事業

⁶ 「事業所内保育」・・・主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

■地域における子ども・子育て支援の充実

・子育てに対する多様な支援の充実



3 本市の第二期計画期間（令和2年度～令和6年度）の主要な事業の経緯

令和2年度は、5月から子ども課内に子育て世代包括支援センターを開設し、子育て世代の様々な悩み相談に対応しました。妊産婦の医療費は受給者証による助成を行いました。また、令和3年1月からは、児童の医療費にかかる自己負担額を無償化しました。

令和3年度から、ファミリー・サポート・センター利用に係る依頼会員の利用料金に對し、市が助成を行うことで、依頼会員の負担が軽減され利用しやすい制度に生まれ変わりました。また、母子保健事業では、新生児聴覚検査費用の助成を開始しました。

令和4年度は、旧堀之内子育て支援センターを解体撤去しました。3歳児健診では屈折検査機器による視力検査を開始しました。

令和5年度は、子育ての駅かたづくりが子ども課の所管となり、指定管理者の管理運営となりました。産婦健診は県の広域契約となり、受診票による助成となりました。

令和6年度は、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない一体的な相談や支援を行いました。また、4か月児健診における先天性股関節脱臼検診を開始しました。

4 本計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条で定める「市町村行動計画」として位置づけます。

子ども・子育て支援法（抜粋）

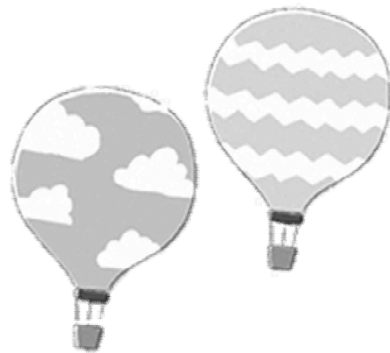
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

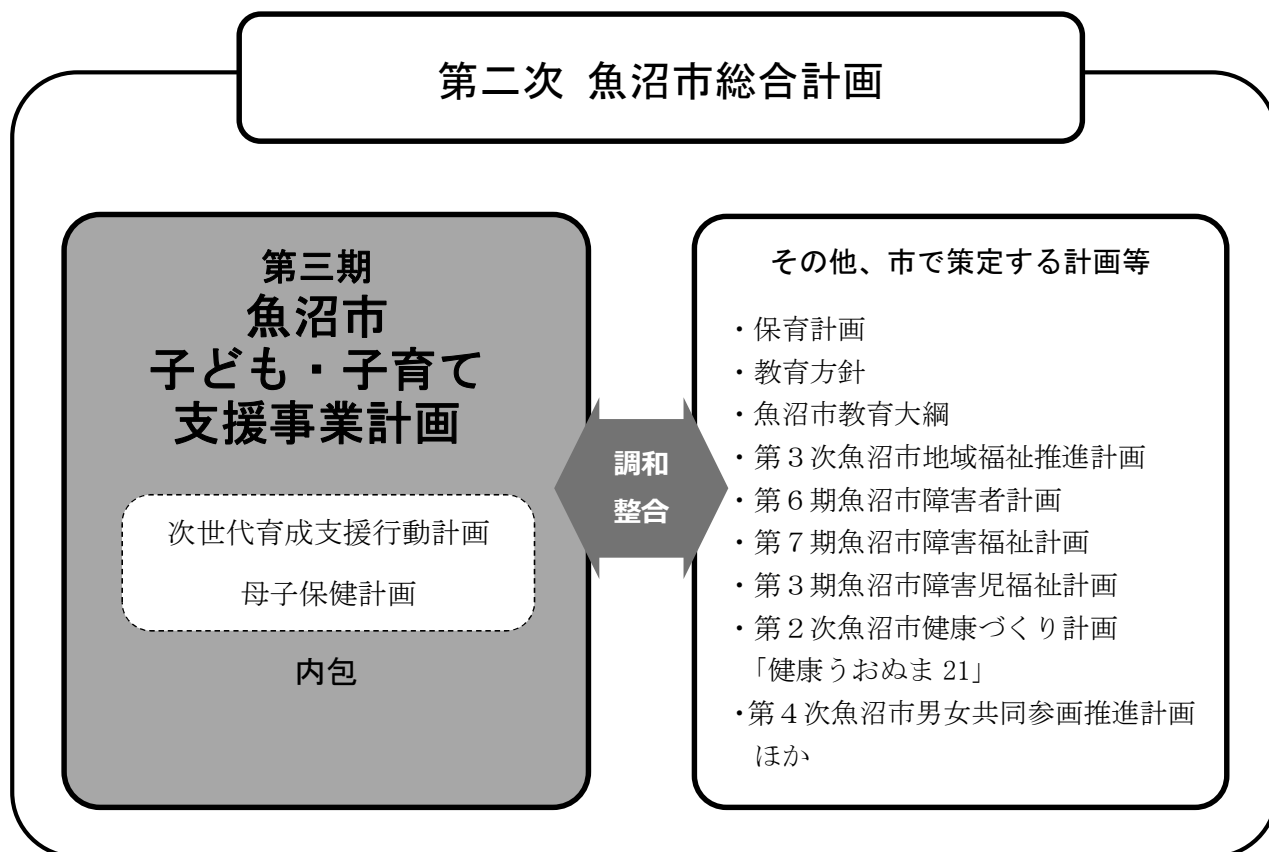
第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。



(2) 第二次魚沼市総合計画を上位計画とする実行計画

本計画は、市のまちづくりの基本となる「第二次魚沼市総合計画」を上位計画として、他の関連する計画と整合性を持たせた、子ども・子育てに係る総合的な計画として策定します。なお、第二次魚沼市総合計画は、令和7年度をもって計画期間が終了するため、令和8年度からは第三次魚沼市総合計画を上位計画とします。

～ 本計画と他の計画等との関係 ～



(3) 母子保健との連携

第一期計画及び第二期計画において内包して策定していた母子保健計画について、第三期計画も同様に、本計画に内包して策定します。

5 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間を計画期間とします。

	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
第三期 子ども・子育て支援 事業計画											第三期					
第二期 子ども・子育て支援 事業計画						第二期										
子ども・子育て 支援事業計画																
第二次 魚沼市 総合計画		前期基本計画					後期基本計画									
第三次 魚沼市 総合計画												前期基本計画				

6 計画の対象

本計画の対象は、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども」全てと、妊産婦を含むその家庭とします。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

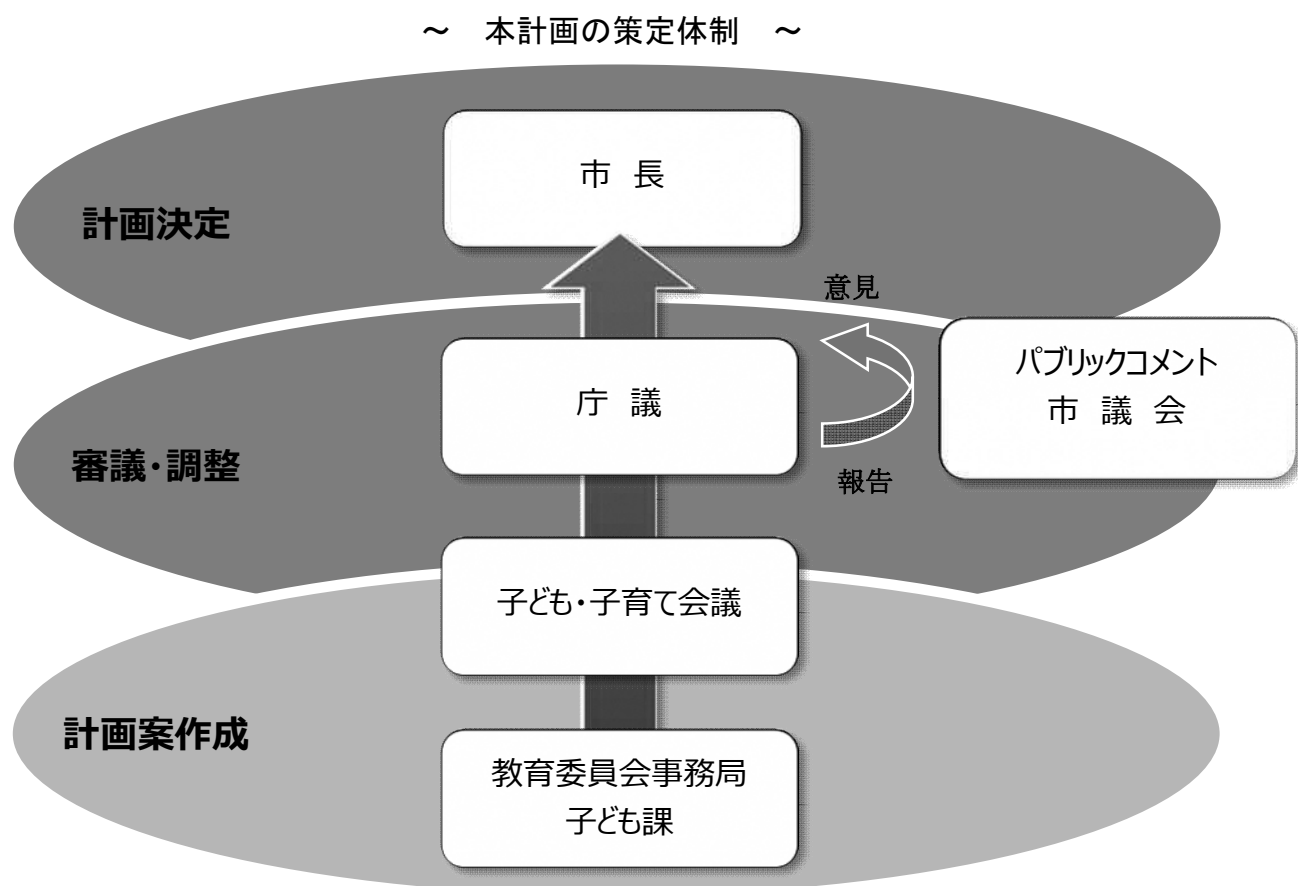
（定義）

第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

7 計画策定の流れと策定体制

本計画は、魚沼市子ども・子育て会議⁷で計画案を審議し、庁議等で関連計画等との整合性を確認の上、市長が計画を決定します。また、適宜市議会に進捗状況等を報告します。

なお、魚沼市子ども・子育て会義は、市内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成しており、本市における特定教育・保育施設⁸の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について、調査、審議する機関として、「子ども・子育て支援法」第72条第1項に基づき設置するものです。



8 計画の評価検証

本計画は、計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）について、各年度において魚沼市子ども・子育て会議で点検、評価を実施します。

また、その結果を市のホームページにて公表します。

⁷ 「魚沼市子ども・子育て会議」・・・「子ども・子育て支援法」により市町村への設置が規定（努力義務）されたことから、条例に基づき設置した附属機関。この会議は、学識経験のある者や子どもの保護者、関係団体等から構成され、本計画や子ども・子育てに関する総合的な推進などに関して意見の提出を受ける。

⁸ 「特定教育・保育施設」・・・施設型給付（施設の運営等に係る費用の補助）を受けるために市町村から「確認」が行われた認定こども園や幼稚園、保育所のことを指す。

第2章 魚沼市の子育てを取り巻く現状と課題

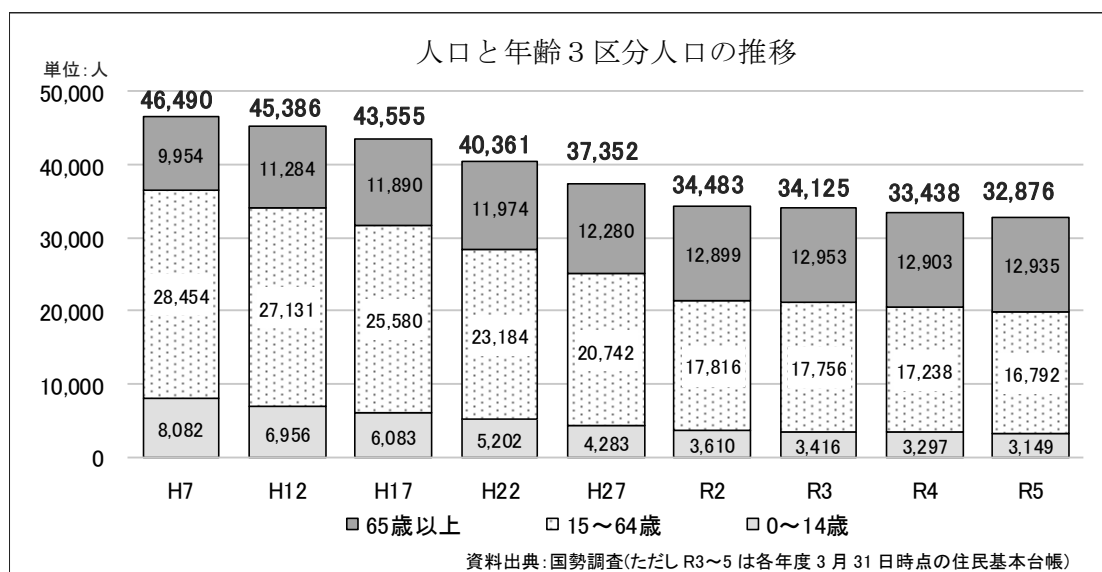
1 人口と少子化の動向

(1) 年齢3区分別人口と年少人口の割合の推移

国勢調査における本市（合併前を含む。）の人口は、昭和35年の60,521人をピークに減少を続けており、平成17年以降は年間500人を上回るペースで減少しています。

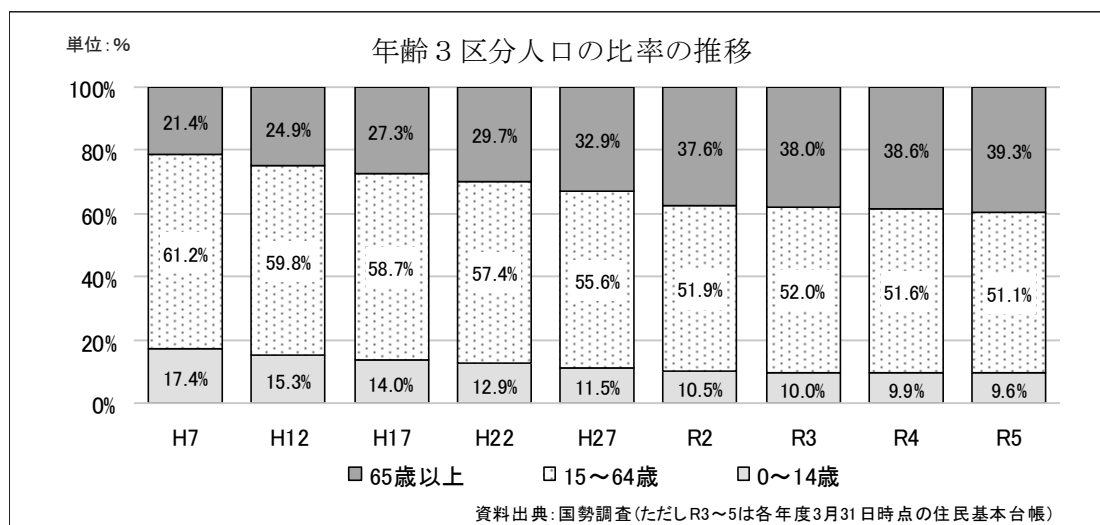
高齢人口（65歳以上）が増加する一方、生産年齢人口⁹（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少傾向にあり、特に年少人口については一貫して減少傾向にあり、引き続き少子化が進行する見込みとなっています。

【グラフ1】



※合計人口数には年齢が不詳の者の数を含むため、区分の合計と異なる場合があります。

【グラフ2】

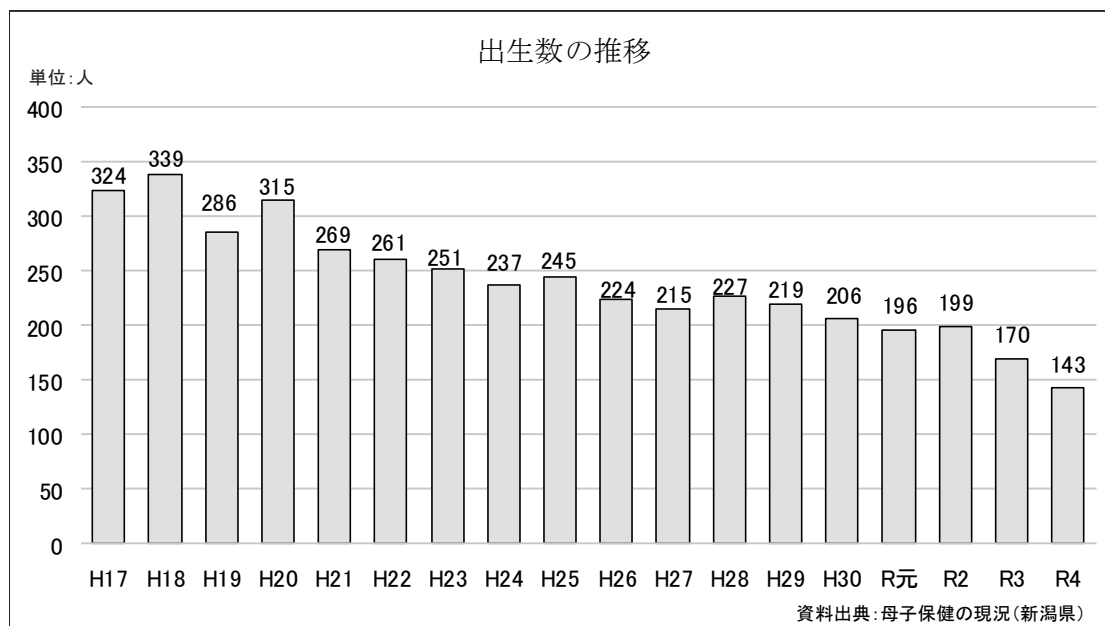


⁹ 「生産年齢人口」・・・年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、日本では15歳以上65歳未満の人口がこれに該当します。

(2) 出生数の推移

本市の出生数は、年により増減があるものの近年は減少傾向にあり、平成 22 年の 261 人から令和 4 年には 143 人に減少しています。近年は 200 人を下回って推移しています。

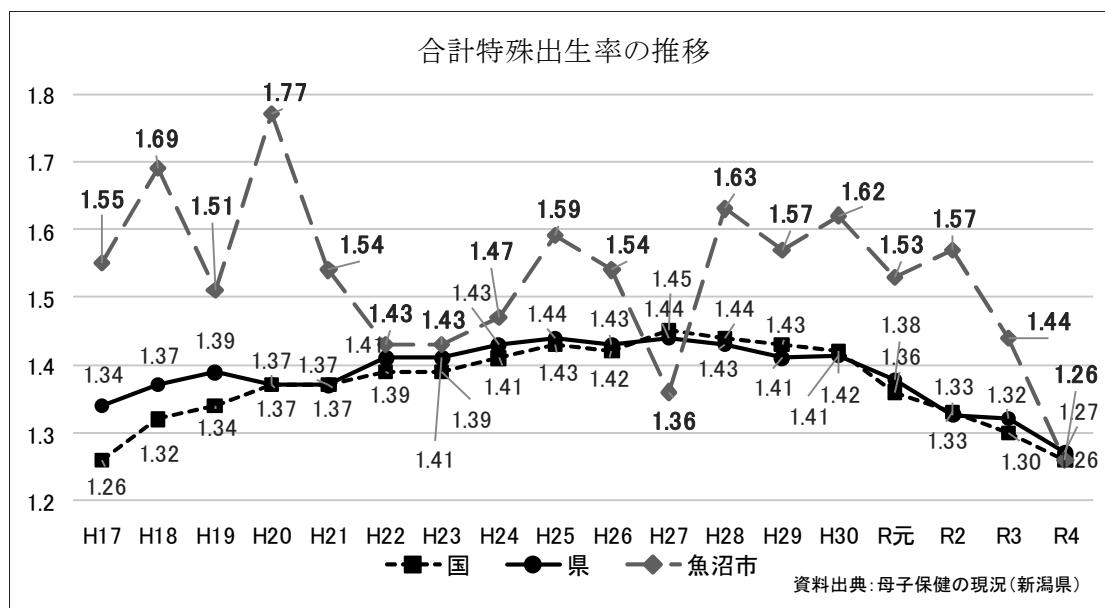
【グラフ 3】



(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、国、県、本市のいずれにおいても、人口を維持するのに必要とされる 2.07 を下回っています。本市は、平成 20 年に 1.77 の顕著なピークがあり、平成 28 年にも 1.63 のピークがあります。これらのピークの後、合計特殊出生率は令和 2 年以後急激に低下し、令和 4 年では 1.26 と最も低い値に達しています。全体として、全国及び県の出生率は比較的安定した推移を示している一方、魚沼市では年ごとの変動が大きいことがわかります。

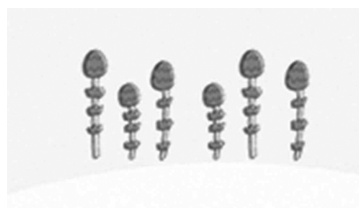
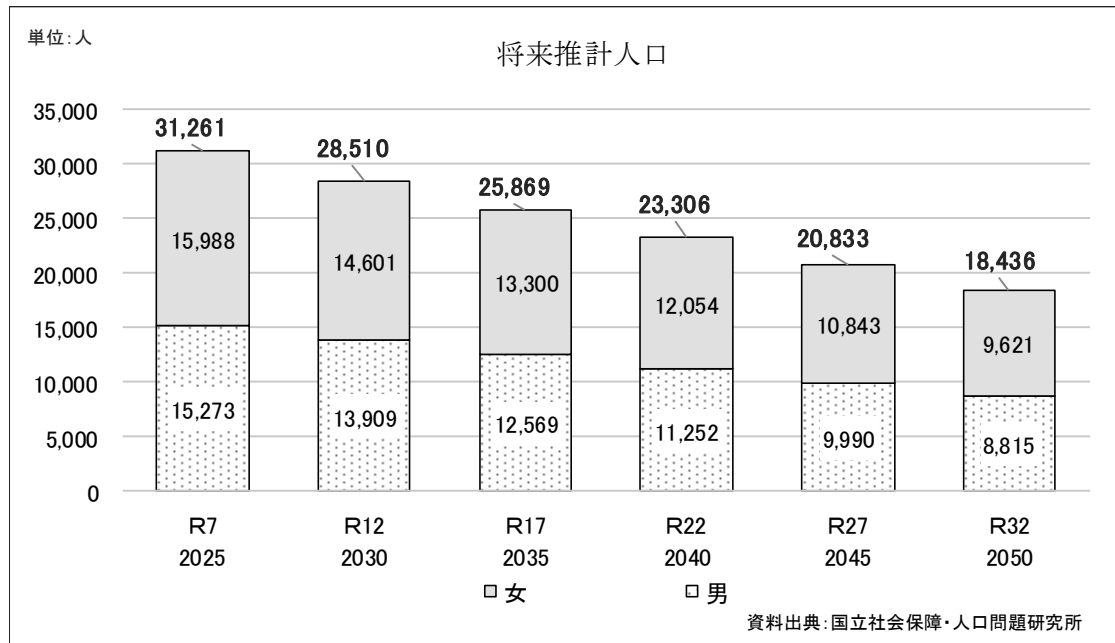
【グラフ 4】



(4) 人口の将来推計

本市では、転出が転入を超過する「社会減」及び死亡が出生を超過する「自然減」の両方を原因として人口減少が続いています。この傾向は今後も続き、本市の人口は、令和 32 年に 18,436 人まで減少するという推計が示されています。

【グラフ 5】



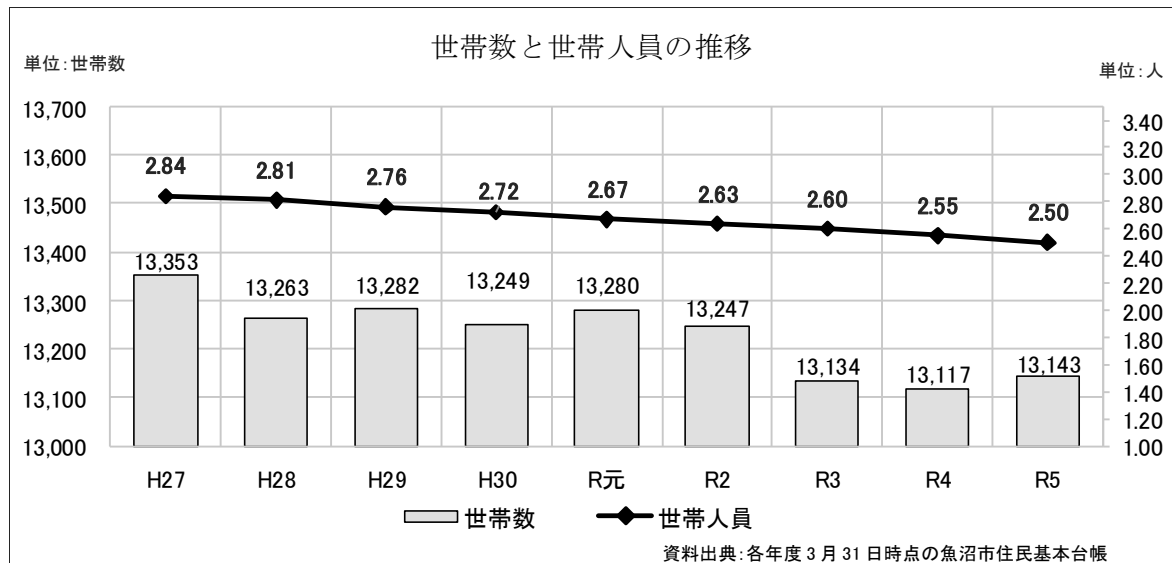
2 家庭の動向

(1) 世帯数の推移

本市では、昭和 35 年をピークとして人口減少が続いていますが、世帯数については、核家族化の進行などにより、平成 29 年度、令和元年度、令和 5 年度と増加する年もありますが、全般的に減少傾向です。

なお、1 世帯あたりの人員については、世帯数の増減に関わらず一貫して減少し続けています。

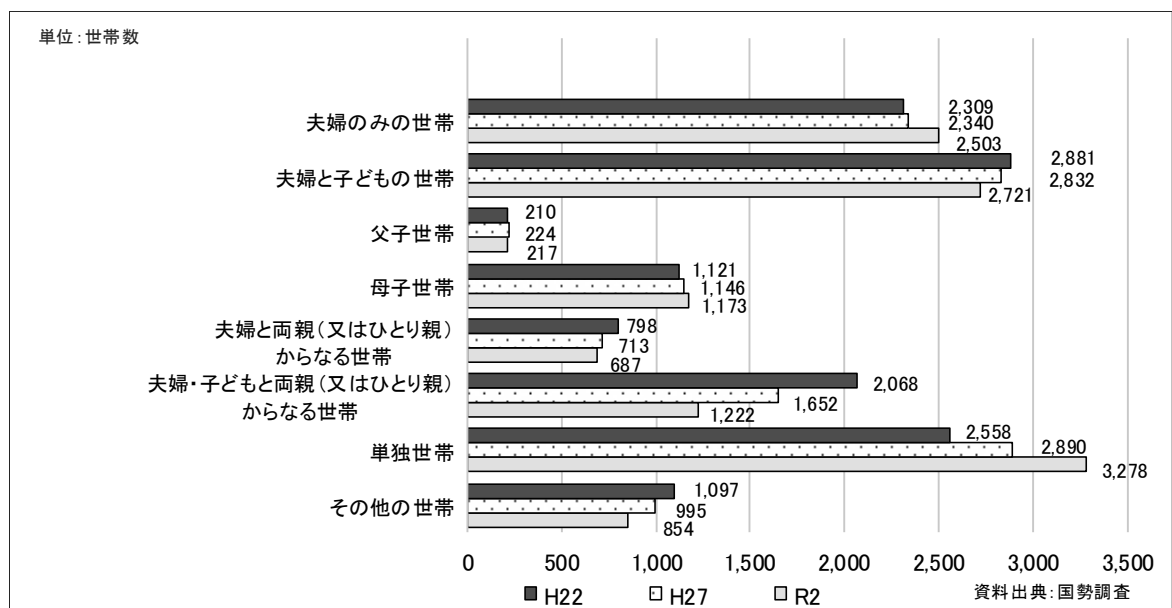
【グラフ 6】



(2) 世帯構成の変化

「夫婦のみの世帯」、「単独世帯」などの子どもがいない世帯が増加し、「夫婦と子どもの世帯」、「夫婦と両親からなる世帯」及び「夫婦・子どもと両親からなる世帯」が減少しています。

【グラフ 7】

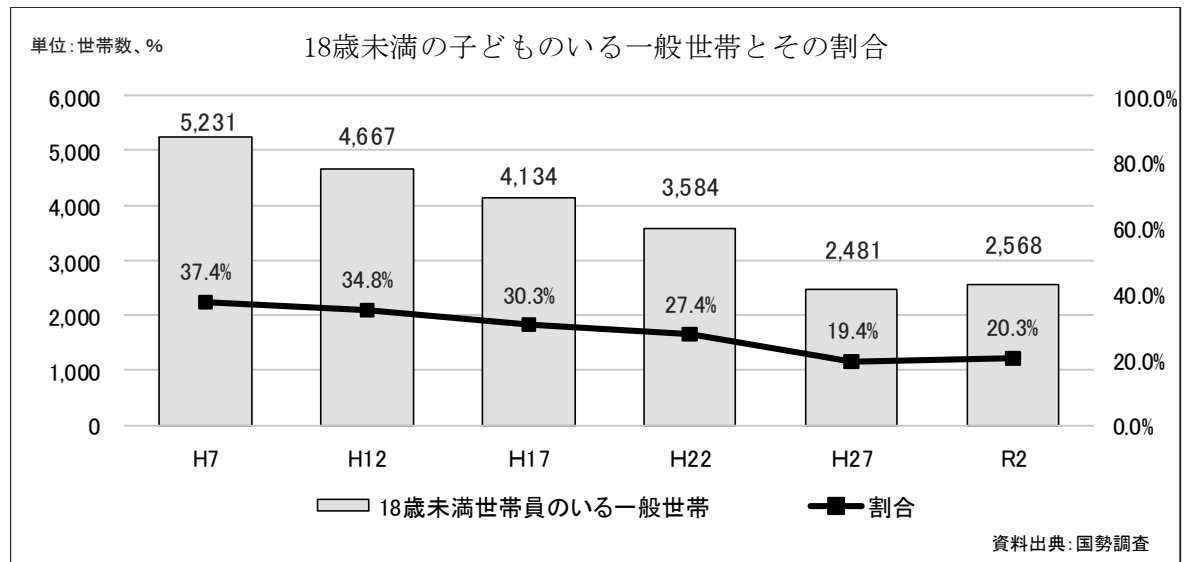


(3) 子どものいる一般世帯数の推移

18歳未満の子どものいる世帯数は、平成7年の5,231世帯から平成27年には2,481世帯に減少しています。令和2年には2,568世帯に若干増加しています。

18歳未満の子どものいる世帯の割合は、平成7年の37.4%から、令和2年には20.3%まで減少しています。

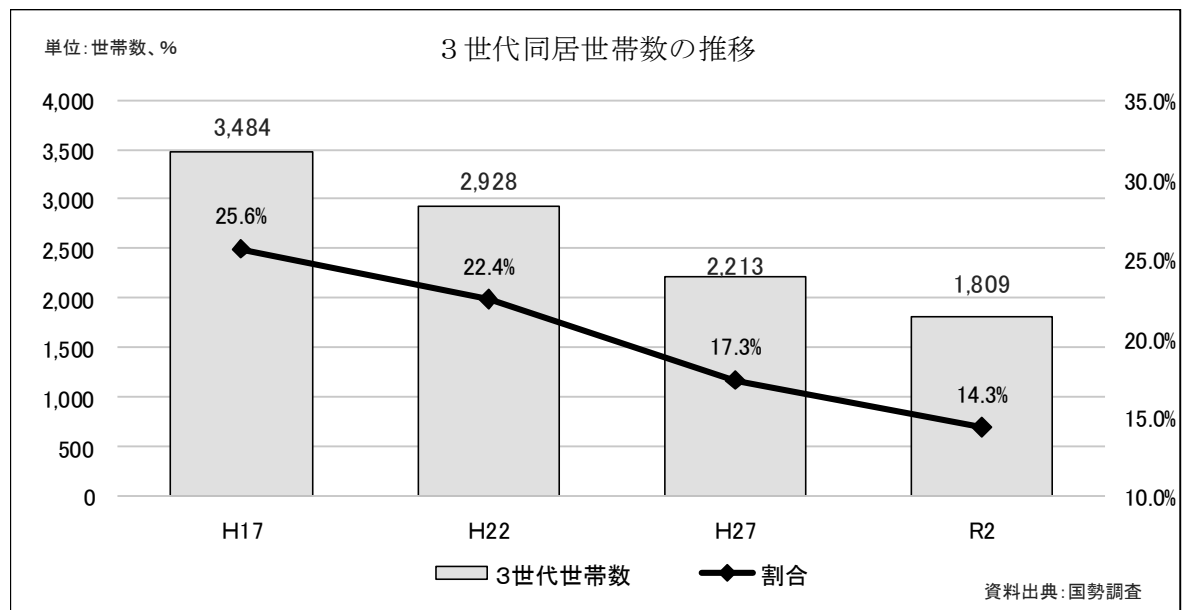
【グラフ 8】



(4) 3世代同居世帯数の推移

3世代が同居する世帯についても、世帯数、全世帯に占める割合ともに減少しています。

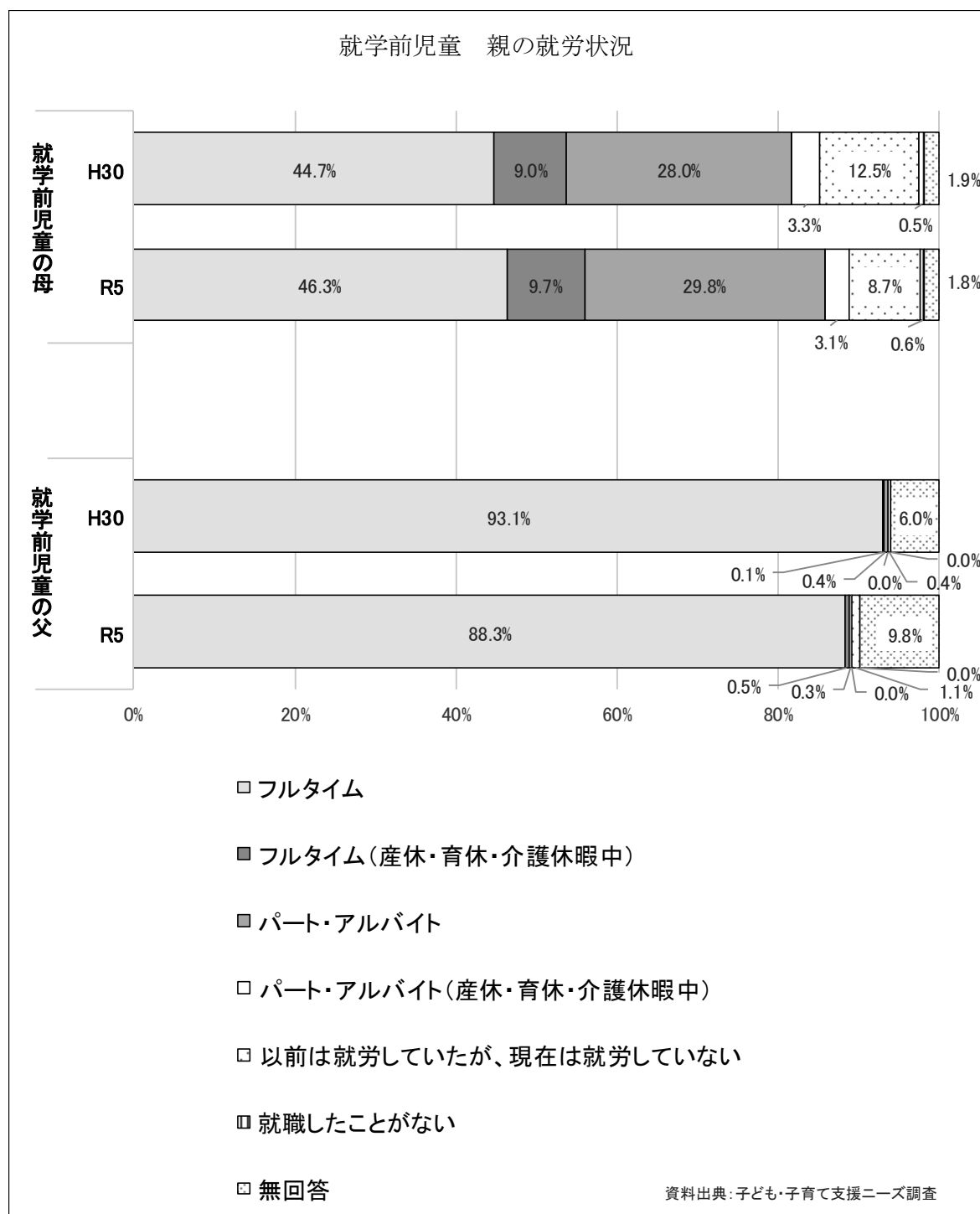
【グラフ 9】



(5) 父母の就労状況

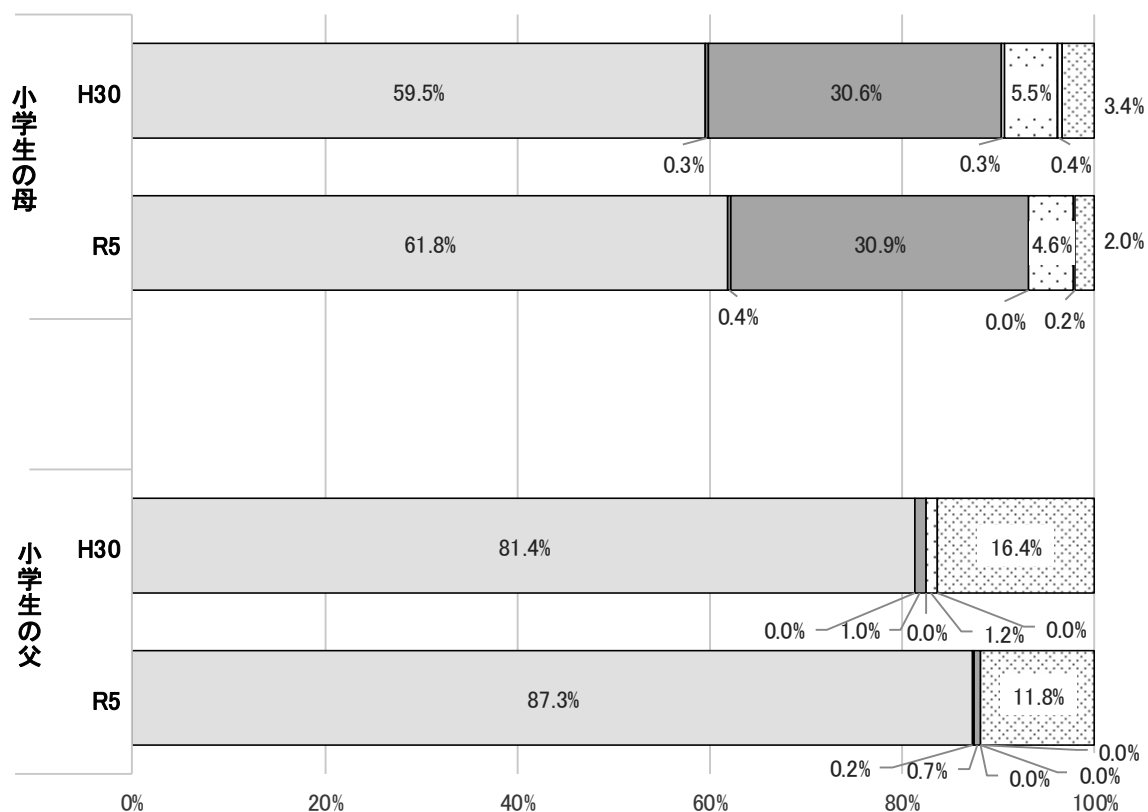
令和5年度に実施した子ども・子育て支援ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）によると、父については、無回答を除くとほぼ全ての方がフルタイムで就労しており、母については、就学前児童調査で88.9%、小学生調査で93.1%がフルタイム、パート・アルバイトなど何らかの形で就労しています。どちらも平成30年度の調査結果よりも率が高くなっています。

【グラフ10】



単位：％

小学生 親の就労状況



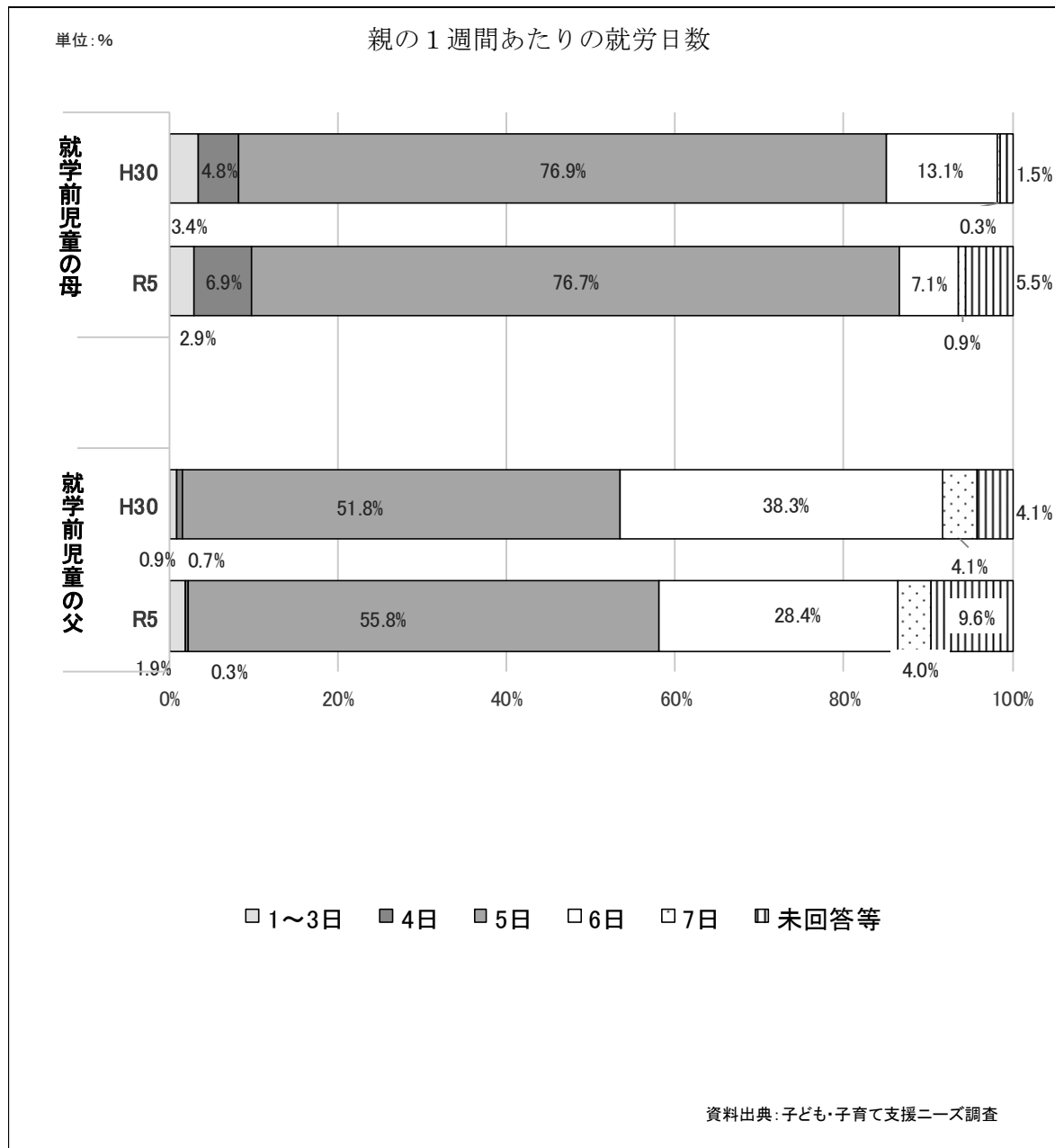
- フルタイム
- フルタイム(産休・育休・介護休暇中)
- パート・アルバイト
- パート・アルバイト(産休・育休・介護休暇中)
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- 就職したことがない
- 無回答

資料出典：子ども・子育て支援ニーズ調査

(6) 父母の就労日数（対象：就労者）

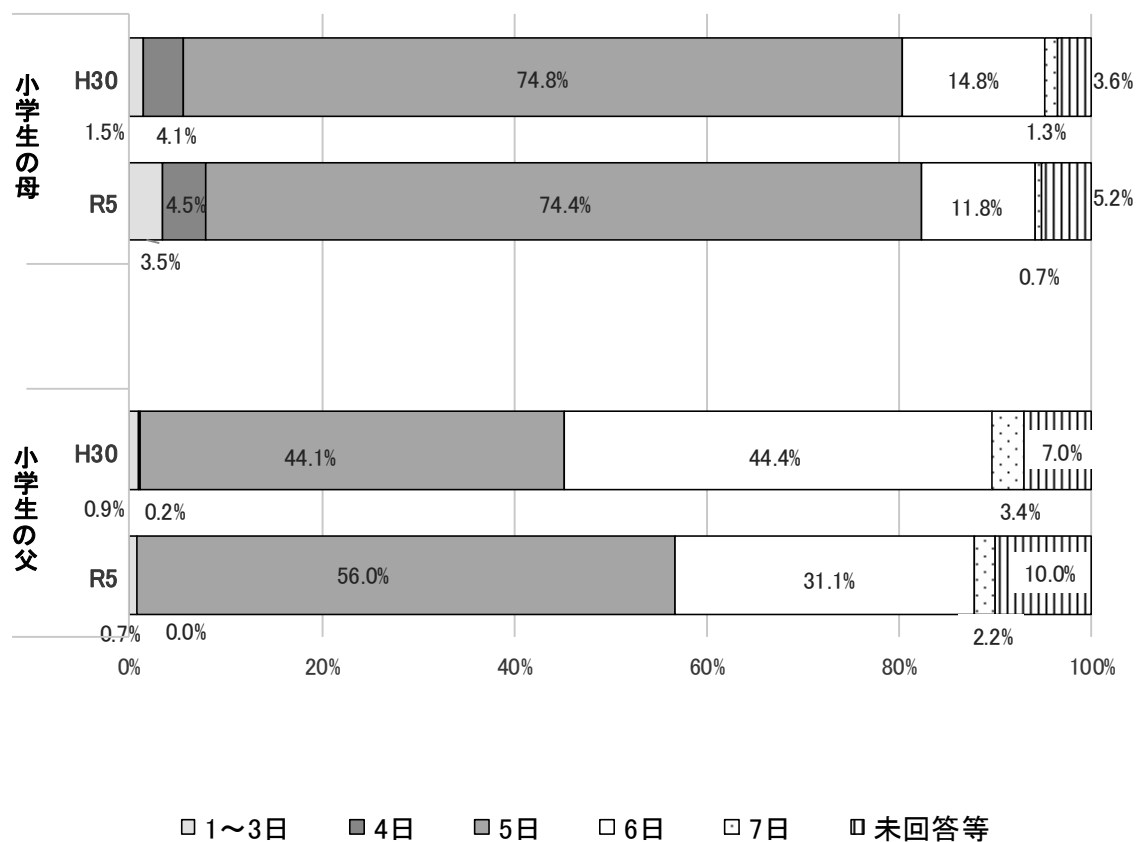
ニーズ調査によると、父については、就学前児童調査及び小学生調査の半数以上が週 5 日、約 3 割で週 6 日の就労となっており、母については、就学前児童調査で 76.7%が週のうち 5 日、7.1%が週のうち 6 日の就労となっており、小学生調査で 74.4%が週のうち 5 日、11.8%が週のうち 6 日の就労となっています。

【グラフ 11】



単位：％

親の1週間あたりの就労日数

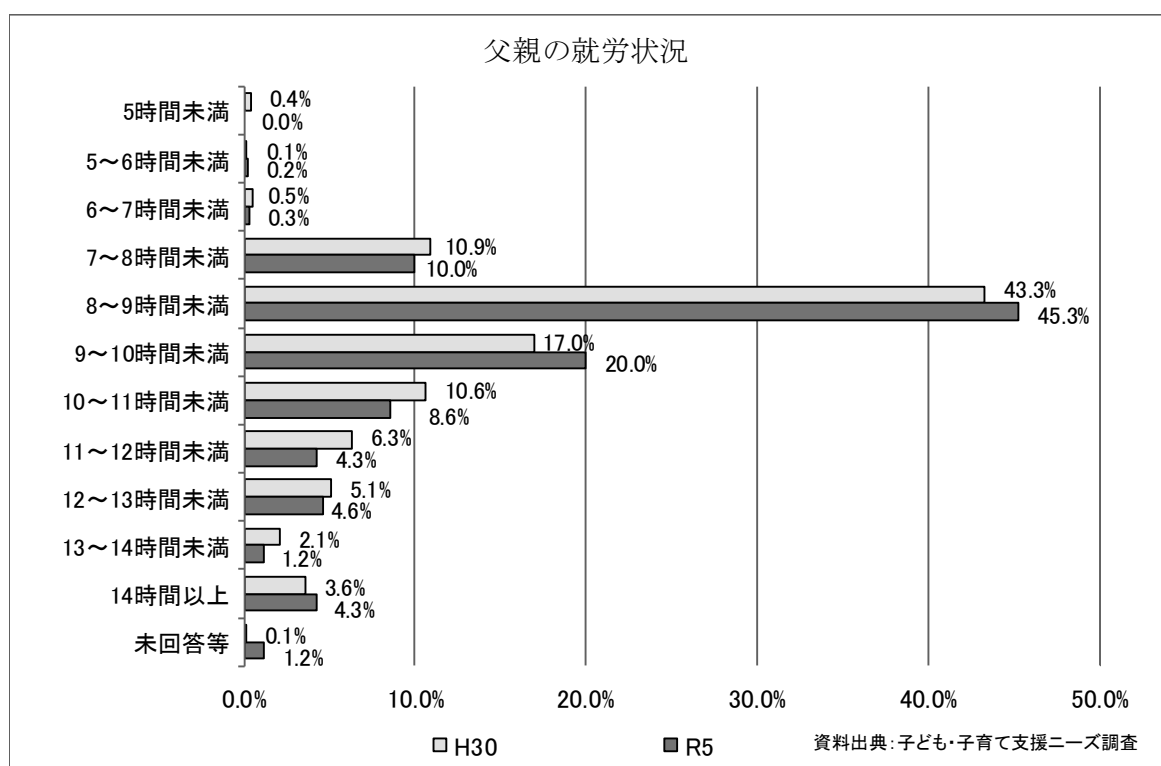
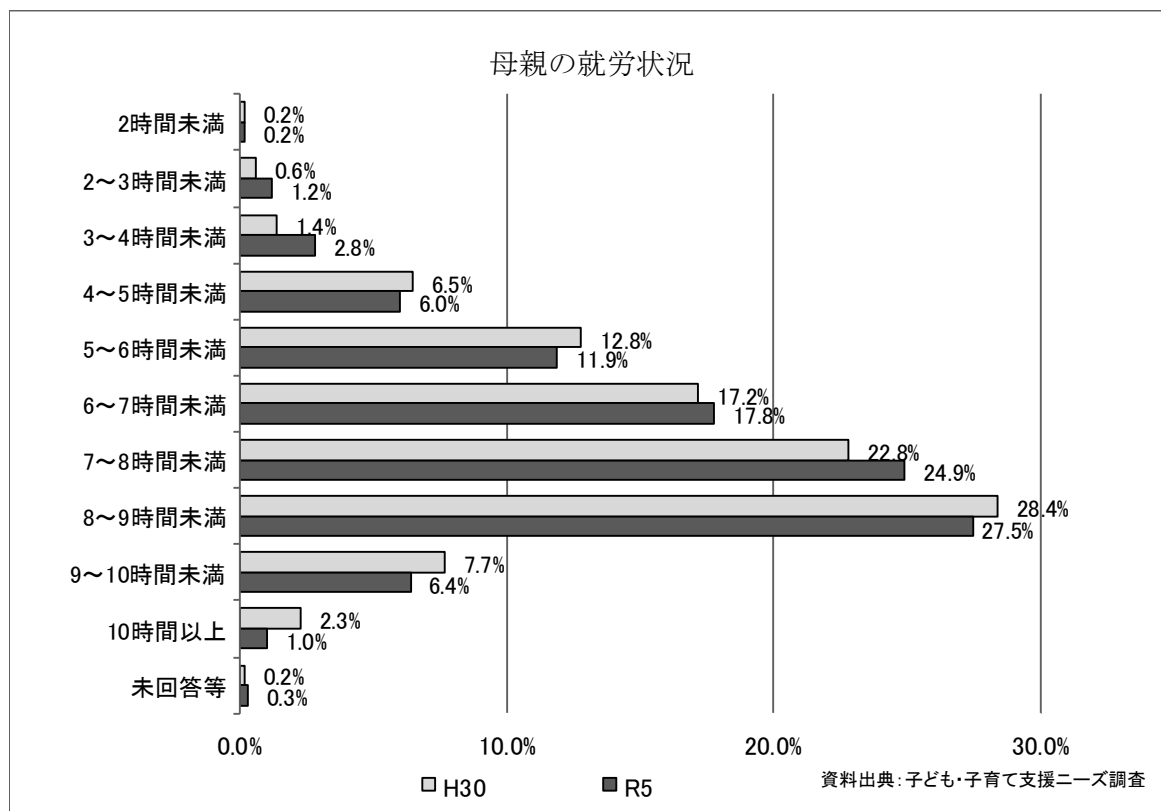


資料出典：子ども・子育て支援ニーズ調査

(7) 父母の就労時間（対象：就労者）

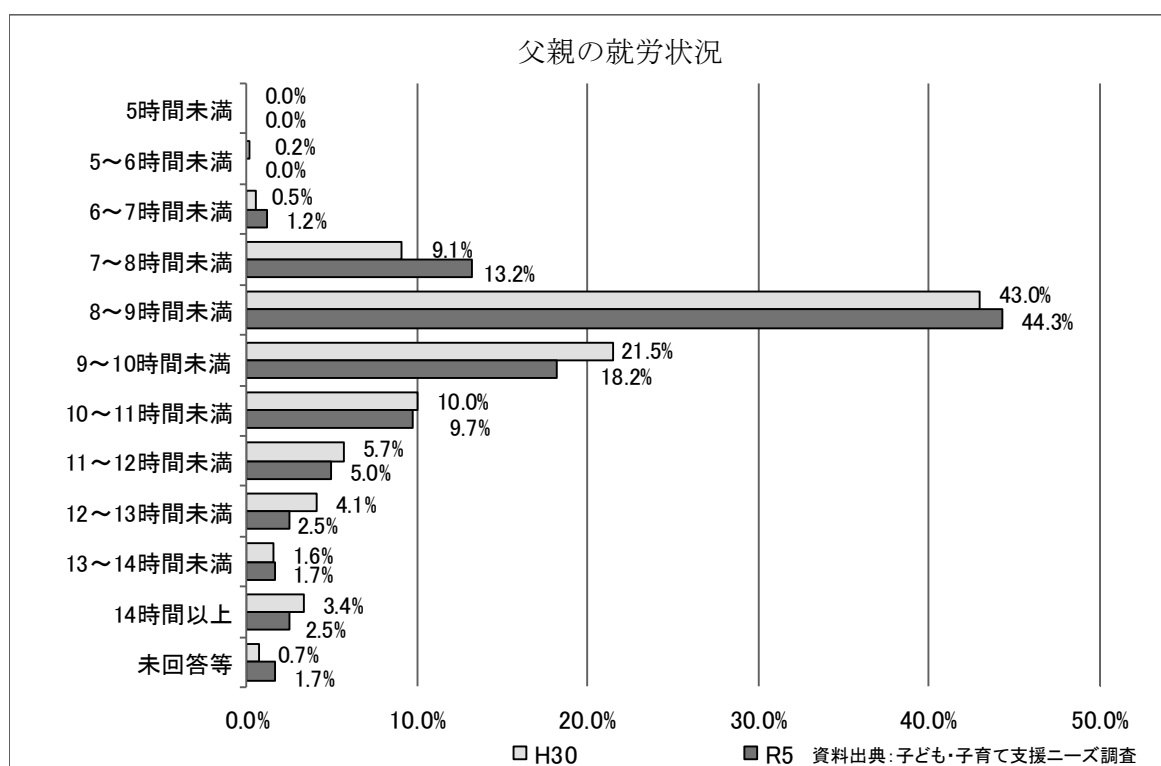
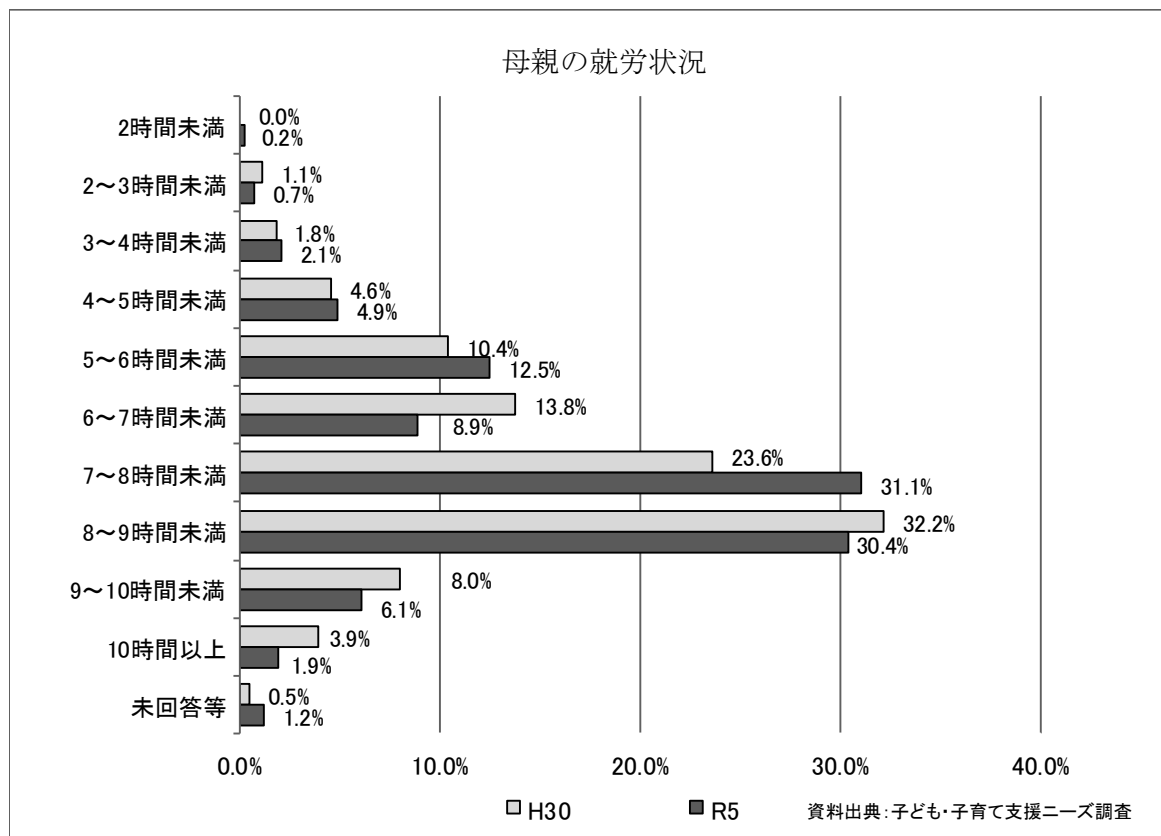
ニーズ調査によると、就学前児童の母については、8時間未満が全体の64.8%、8時間から9時間が全体の27.5%、9時間以上が全体の7.4%となっており、就学前児童の父については、8時間から9時間が全体の45.3%、9時間以上が全体の43.0%となっています。

【グラフ 12】 就学前児童の親の就労時間（対象：就労者）



また、小学生児童の母については、8時間未満が全体の60.4%、8時間から9時間が全体の30.4%、9時間以上が全体の8.0%となっており、小学生児童の父については、8時間から9時間が全体の44.3%、9時間以上が全体の39.6%となっています。

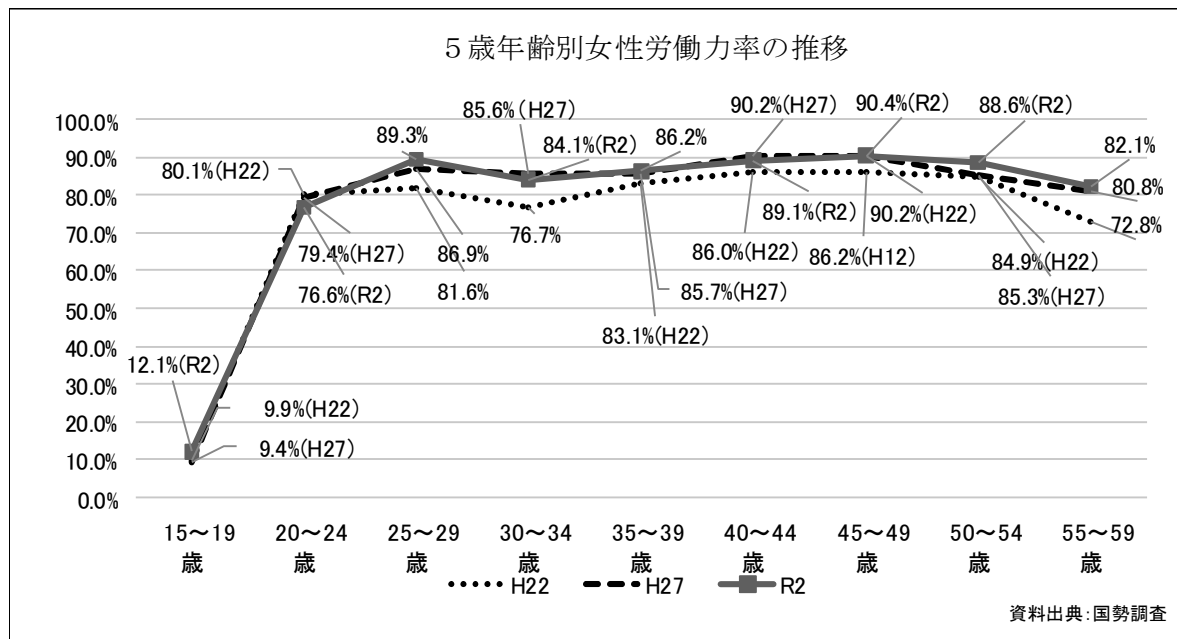
【グラフ13】小学生の親の就労時間（対象：就労者）



(8) 女性の年齢別の労働力率

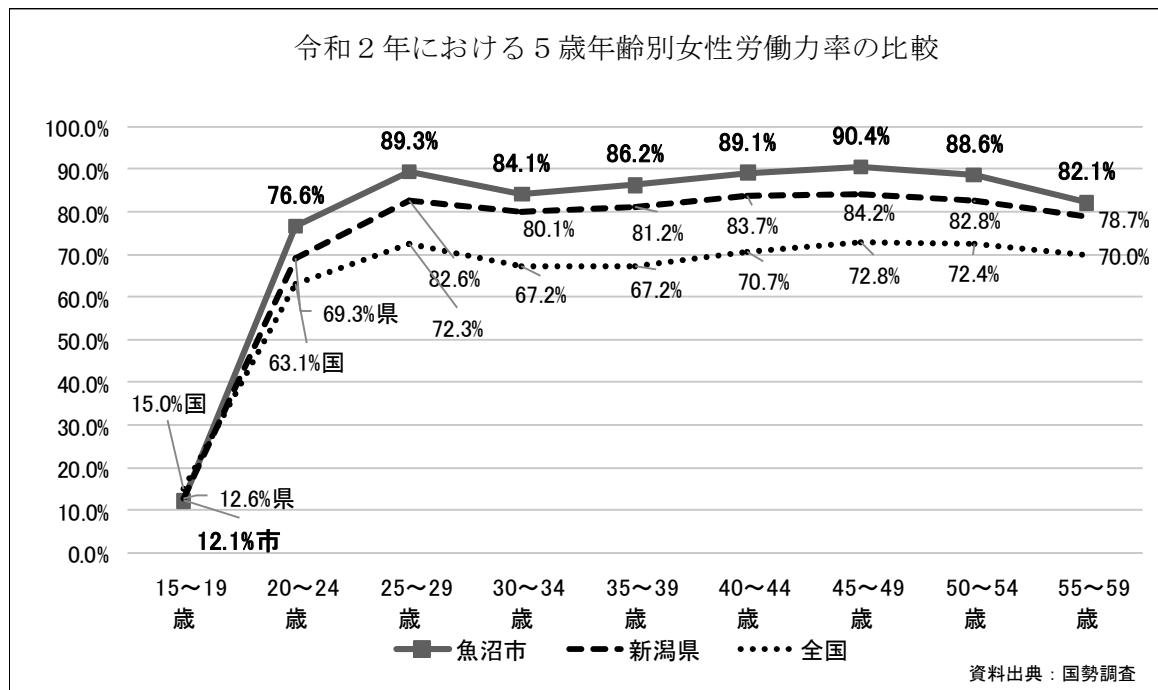
女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）は、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再び就労することが考えられるM字曲線を描いているものの、平成27年以降、カーブが緩くなっており、台形へと近づきつつあることが分かります。これは、女性が結婚や出産した後も働き続けることが分かります。

【グラフ 14】



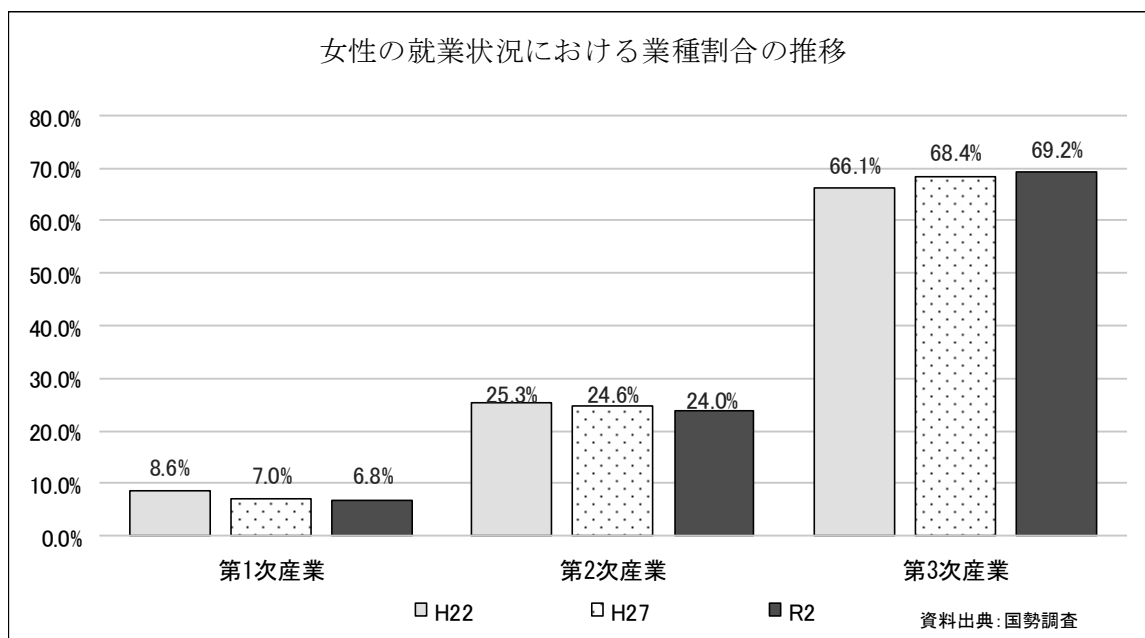
令和2年の調査において、本市の労働力率は、全体として全国及び新潟県より高い傾向にあります。

【グラフ 15】



女性が就労する業種については、第1次、第2次産業が減少し、第3次産業が増加する傾向となっています。その結果、令和2年度には、第3次産業が69.2%（全体の約7割）を占めるまでになっています。

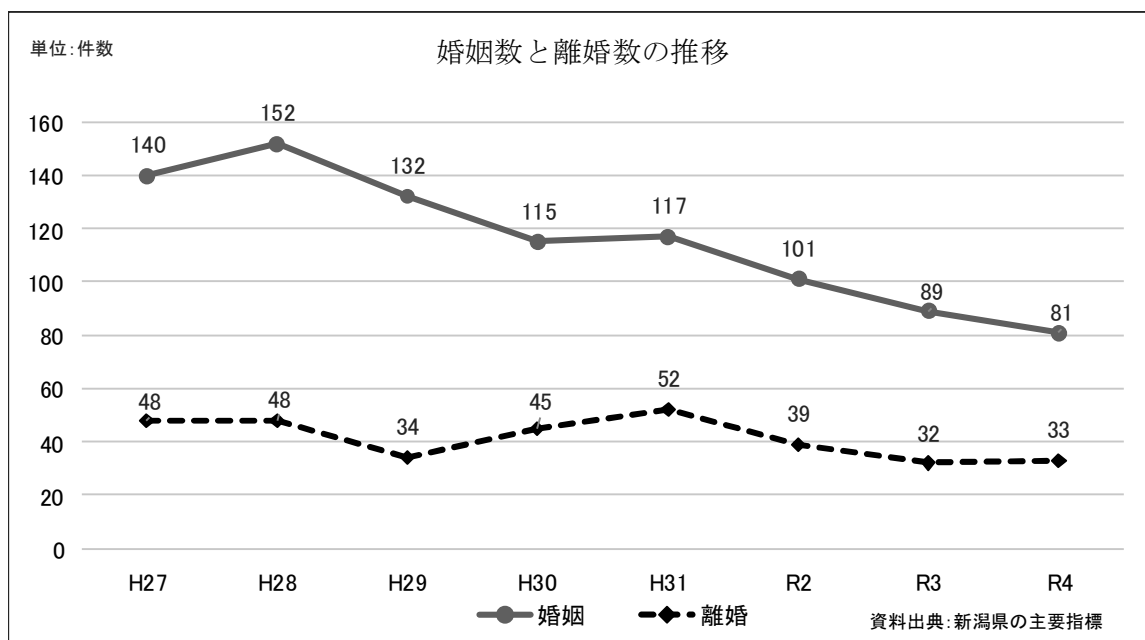
【グラフ 16】



(9) 婚姻数と離婚数の推移

婚姻件数は減少していますが、離婚件数は近年横ばい傾向で推移しています。

【グラフ 17】



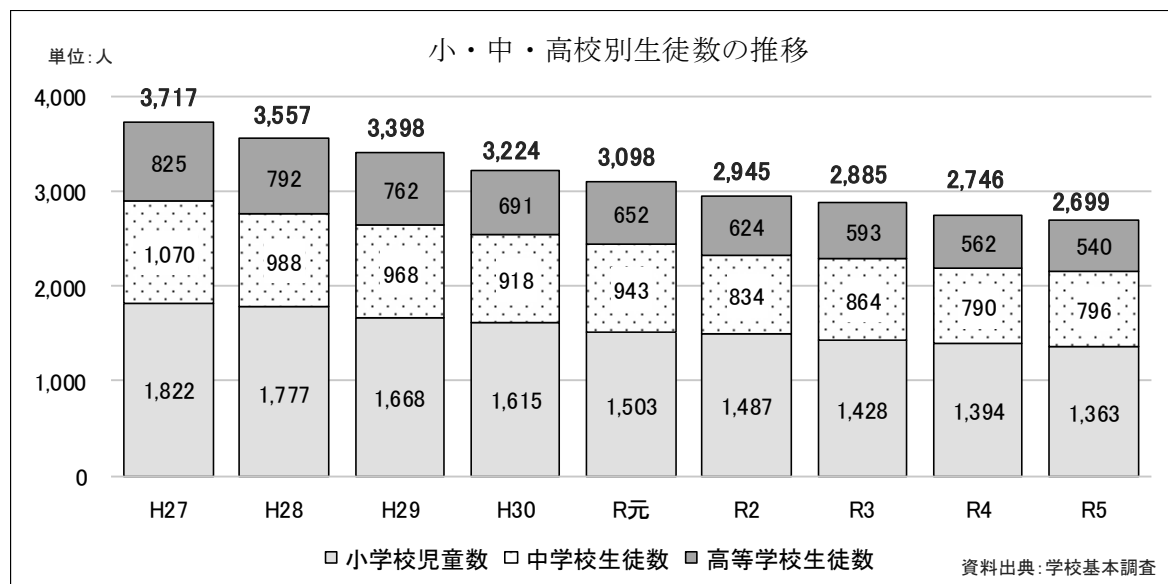
3 子どもの状況

(1) 児童、生徒数の推移

人口減少とあわせて児童数も減少しており、平成 27 年には、小学生、中学生、高校生をあわせて 3,717 人だった児童数が、令和 5 年度には 2,699 人まで減少しています。

【グラフ 18】

各年度 5/1 現在

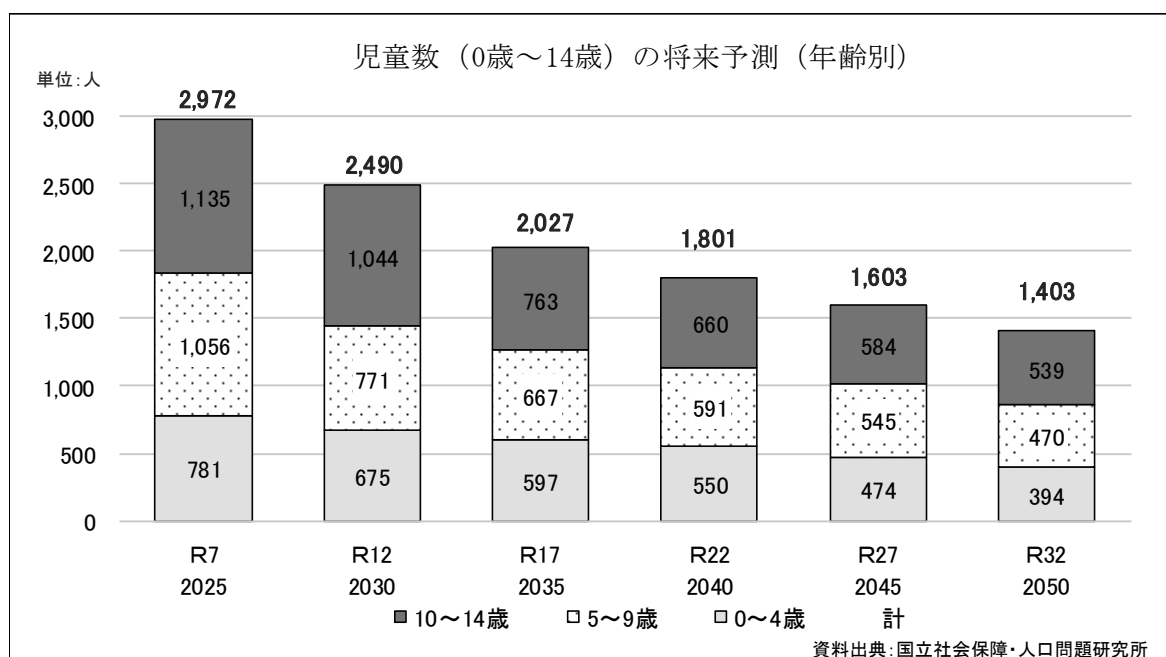


※ 高等学校生徒数は市内高等学校に在籍する生徒数

(2) 児童数の将来推計

人口減少の予測とあわせて、児童数も減少していくことが見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 7 年度末に 2,972 人であった 14 歳以下の児童数が、令和 12 年には 2,490 人、令和 32 年には 1,403 人と令和 7 年度の半数以下となると予想されています。

【グラフ 19】



4 保育サービス及び子育て支援事業の現在の状況

(1) 保育園

保育園は、児童福祉法第 39 条第 1 項の規定に基づき、保護者の労働、疾病その他の理由により、家庭において乳幼児の保育ができない場合に、養護及び教育を一体的に行う保育を実施する児童福祉施設です。

現在、市内には公立保育園（認定こども園、家庭的保育室含む。）が 9 園、私立保育園が 3 園あります。令和 6 年度における 12 園の定員数の合計 1,475 人（公立 1,085 人、私立 390 人）に対して入所者数は 828 人で、稼働率は 56.1%となっており、近年は少子化により保育園の定員を児童数が下回っています。しかしながら、保育士不足等により、運営は深刻な傾向にあります。

【令和 6 年度入所者数】

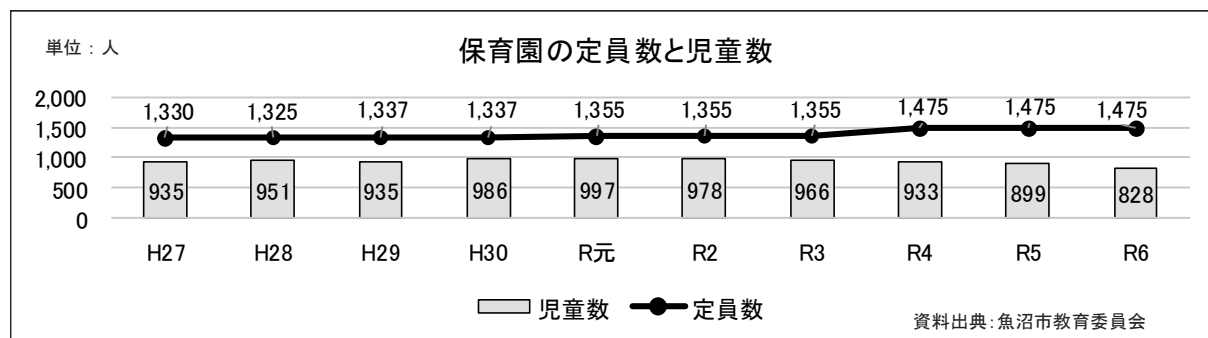
R6.5.1 現在 単位：人

区分	名 称	建築	認可 定員	利用 定員	入所園児数							職員数		
					0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	正職員	非常勤	計
公立保育園・こども園・保育室	1 堀之内 なかよし	H15	270	250	2	20	29	43	44	43	181	16	27	43
	2 佐 梨	H10	85	75	1	7	9	14	16	13	60	6	12	18
	3 ひ が し	S52	60	50	0	1	4	8	4	9	26	4	9	13
	4 伊米ヶ崎	S56	90	80	2	5	6	12	5	7	37	6	11	17
	5 つ く し	H 3 H16	170	150	1	13	21	24	22	31	112	11	25	36
	6 ふたば西	H 7	160	160	1	12	11	16	18	12	70	8	14	22
	7 ふたば東	H 6	160	160	2	13	15	19	16	22	87	8	15	23
	8 す も ん こども園	H28	85	85	1	4	5	5	9	12	36	6	9	15
	9 入広瀬保育室	S51	5	5	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0
	小 計	9 か所	1,085	1,015	10	75	100	141	134	149	609	65	122	187
私立保育園	10 小 出	S54 H12	180	90	1	9	13	19	21	22	85			
	11 清 心	S50 H27	90	60	2	12	8	12	11	10	55			
	12 第二 たんぽぽ	R4	120	80	1	18	26	15	13	6	79			
	小 計	3 か所	390	230	4	39	47	46	45	38	219			
保育園計		12 か所	1,475	1,245	14	114	147	187	179	187	828			

※ひがし保育園は令和 6 年度末で廃止の予定です。

資料出典：魚沼市教育委員会

【グラフ 20】



(2) 特別保育等の利用状況

①延長保育

延長保育は、保護者の勤務時間などの都合で、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に行われる保育です。

【利用実績】

(延人数)

	R 元	R2	R3	R4	R5
実施箇所数	10 か所	10 か所	10 か所	11 か所	11 か所
利用延人数	48,958 人	59,614 人	38,237 人	24,151 人	21,029 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

②未満児保育

未満児保育は、0歳～2歳までの未満児に対して保育園など（入広瀬保育室含む。）で行われる保育です。

【利用実績】

(延人数)

	R 元	R2	R3	R4	R5
実施箇所数	11 か所	11 か所	11 か所	12 か所	12 か所
公立	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
私立	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所

※資料出典：魚沼市教育委員会

③一時預かり

一時預かりは、保護者が、急な仕事や病気、冠婚葬祭などで昼間一時的に家庭で保育できない場合や、保護者の育児等による心理的、肉体的な負担を解消するために預かるものです。

【保育園での利用実績】

(延人数)

	R 元	R2	R3	R4	R5
実施箇所数	10 か所	10 か所	10 か所	11 か所	11 か所
利用延人数	961 人	499 人	510 人	368 人	511 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

【子育て支援センターでの利用実績】

(延人数)

	R 元	R2	R3	R4	R5
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
利用延人数	251 人	102 人	206 人	185 人	212 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

④病児保育事業（病児病後児保育）

病児保育事業（病児病後児保育）は、子どもが病気で保護者が仕事を休めない場合や、病気が回復期にあるものの集団生活はまだ困難な乳幼児・児童を一時的にお預かりするものです。

【事業概要】

- ・対 象 者 魚沼市在住又は保護者が市内に勤務している保育園児・幼稚園児・こども園児及び小学生
- ・利用時間 月曜日から金曜日まで 午前8時から午後6時まで
- ・そ の 他 事前の登録が必要です。

【利用実績】

（箇所数・延人数）

	R 元	R2	R3	R4	R5
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
利用延人数	251 人	102 人	206 人	185 人	212 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

(3) 認可外保育施設の状況（R6. 5. 1 現在）

認可外保育施設は1か所あります。

- ・施設名称：「ベビーシッター おかなさん」

(4) 事業所内保育施設の状況（R6. 5. 1 現在）

事業所内保育施設の実施はありません。

(5) 幼稚園

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として設置しています。

【令和6年度入所者数】

R6. 5. 1 現在 単位：人

区分	名 称		建築	認可 定員	利用 定員	入所園児数					職員数		
						満 3 歳児	3 歳	4 歳	5 歳	計	正職員	非常勤	計
幼稚園 公立	1	入広瀬	S51	105	105	－	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園 私立	2	めぐみ	S43	120	45	0	12	13	12	37	8	8	16
幼稚園計			2 か所	225	150	0	12	13	12	37	8	8	16

※資料出典：魚沼市教育委員会

※放課後に子どもの面倒を見る者がいない等のやむを得ない事情がある場合に子どもを預かる「預かり保育」を幼稚園で実施しています。なお、入広瀬幼稚園は平成28年4月から休園していましたが、令和6年度末で廃止の予定です。

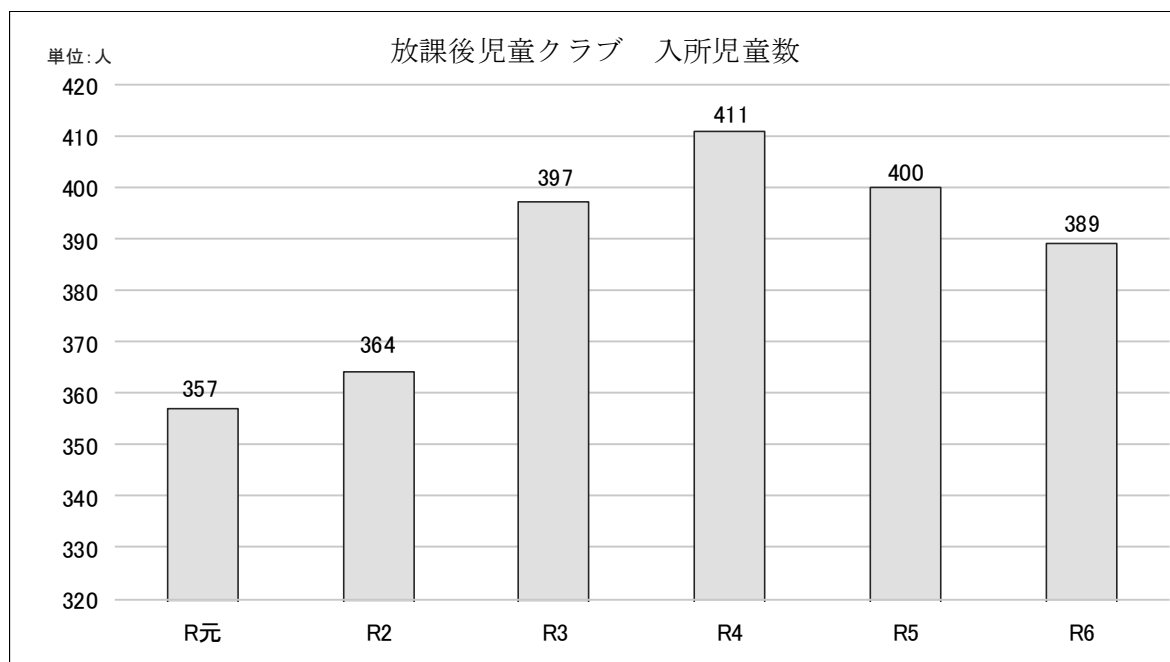
(6) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、学校の下校後又は休業日等に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図ることを目的として設置しています。

利用者数は、近年横ばいの状況となっています。

【グラフ 21】

各年度 5/1 現在



※資料出典：魚沼市教育委員会

※児童数には、長期休暇利用者及び一時利用者を含まない。

(7) 子育て支援センター

子ども同士が一緒に遊んだり、子育て中の親同士が、育児についての情報交換をしたり、気軽に遊べる施設です。

広場事業、親子教室、子育て相談、虐待に係る要保護関係、ファミリー・サポート・センターなどの事務局を担っています。

	R 元	R2	R3	R4	R5
広場自由開放等 (延利用人数)	12, 251 人	11, 064 人	11, 094 人	10, 310 人	8, 767 人
親子ふれあい支援事業 (実人数)	121 人	134 人	128 人	133 人	131 人
ファミリー・サポート・セ ンター事業	18 回	23 回	85 回	120 回	144 回

※資料出典：魚沼市教育委員会

(8) 地域療育事業

発達障がい児等の支援を行うもので、子どもの発達課題に対して、関係機関と連携を取りながら保護者の育児を支援します。また、保育園の巡回も実施しています。支援に当たっては、個々の児童の保育計画を作成し、発達に即した支援を行います。

	令和元年度		令和2年度	
	実施回数等	延利用 人数	実施回数等	延利用 人数
就園前教室 (つくしプレイ教室)	水曜日クラス 46回 木曜日クラス 29回	385人	水曜日クラス 46回 木曜日クラス 11回	274人
就学前教室 (ステップアップ教室)	火曜日、金曜日実施 3クラス 延48回	255人	火曜日、金曜日実施 3クラス 延48回	336人
保育園巡回相談	13回	25人	19回	51人
研修会	保育士等対象 7回	192人	保育士等対象 7回	260人
年中児発達相談	12回	31人	—	—

	令和3年度		令和4年度	
	実施回数等	延利用 人数	実施回数等	延利用 人数
就園前教室 (つくしプレイ教室)	水曜日クラス 46回 木曜日クラス 18回	261人	水曜日クラス 46回 木曜日クラス 34回	355人
就学前教室 (ステップアップ教室)	火曜日、金曜日実施 3クラス 延48回	320人	火曜日、金曜日実施 3クラス 延48回	282人
保育園巡回相談	20回	59人	19回	48人
研修会	保育士等対象 7回	168人	保育士等対象 3回	244人
年中児発達相談	—	—	—	—

	令和5年度	
	実施回数等	延利用 人数
就園前教室 (つくしプレイ教室)	水曜日クラス 46回 木曜日クラス 34回	315人
就学前教室 (ステップアップ教室)	火曜日、金曜日実施 3クラス 延48回	299人
保育園巡回相談	20回	53人
研修会	保育士等対象 3回	121人
年中児発達相談	—	—

※資料出典：魚沼市教育委員会

(9) 要保護児童相談・支援

児童虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止のため、「魚沼市要保護児童対策地域協議会¹⁰」を設置しています。子どもが心身共に健やかに育つよう、地域の関係する各機関が連携して、子ども及びその家族を一体的に支援します。

【本市内の虐待の種類別件数】

年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
身体的虐待	5 件	4 件	5 件	12 件	10 件
ネグレクト	0 件	3 件	10 件	12 件	9 件
性的虐待	1 件	2 件	3 件	1 件	0 件
心理的虐待	21 件	22 件	31 件	30 件	21 件
合 計	27 件	31 件	49 件	55 件	40 件

※資料出典：魚沼市教育委員会

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児を対象に、本市の訪問スタッフが自宅を訪問し、子育ての悩みを聞き、子育てに関する相談先や市の事業の紹介等を行っています。

年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
対象者数	195 人	203 人	166 人	142 人	140 人
訪問者数	195 人	202 人	165 人	142 人	139 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

(11) 養育支援訪問相談

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育に関する支援が特に必要な家庭に対して保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行っています。

年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
訪問件数	4 件	5 件	5 件	6 件	2 件

※資料出典：魚沼市教育委員会

¹⁰ 「要保護児童対策地域協議会」・・・虐待相談、ケース検討を通じて適正な支援を行い、要保護児童ネットワークで問題を解決していくため関係機関が集う協議の場

(12) 妊婦健診事業

妊娠、出産時の費用の軽減を図るために、妊婦健診の費用の一部を助成するもので、妊娠届の提出時に妊婦一般健康診査受診票を 16 枚交付します。定期の受診がない妊婦も見受けられるため、医療機関と協力し、受診勧奨を行うとともに、妊婦健診の重要性を伝えていく必要があります。

年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
延受診者数	2,568 人	2,460 人	2,107 人	1,794 人	1,843 人

※資料出典：魚沼市教育委員会



5 ニーズ調査結果から見る現状

(1) ニーズ調査の概要

①調査の目的

子ども・子育て支援法第 61 条に基づく計画の策定に向けて、子ども・子育てに関する実態とニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることを目的として就学前児童及び小学生の保護者を対象にニーズ調査を行いました。

②調査設計

ア 調査対象

本市に居住する平成 23 年 4 月 2 日から令和 5 年 11 月 1 日（小学 6 年生から 0 歳）の間に生まれた子どもの保護者全員を調査対象としました。

ただし、複数の児童がいる世帯には、最年少児童についてのみ回答を依頼しました。

（1 世帯に 1 枚のみ配布）

調査種類	調査対象	配布数
就学前児童	本市在住の就学前児童の保護者	883
小学生	本市在住の小学生の保護者	684

イ 調査期間

令和 5 年 12 月～令和 6 年 1 月

ウ 調査方法

調査種類	調査対象
就学前児童	保育園・幼稚園等の通園者は園を通じて配布・回収 未就園者は郵送による配布・回収
小学生	原則、小学校を通じて配布・回収 ただし、一部については郵送による配布・回収

③回収結果

調査種類	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	883	652	652	73.8%
小学生	684	456	456	66.7%

④結果の見方

- ・結果は百分率（％）で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出した結果、個々の比率が合計 100％にならないことがあります。
また、複数回答（2 つ以上の回答）では、合計が 100％を超える場合があります。
- ・図表中の「n（number of cases の略）」は、質問に対する回答者の総数（該当者質問では該当者数）を示し、回答者の比率（％）を算出するための基数です。
- ・回答者数（n）が少ない場合は、比率の数字に偏りが生じやすく、厳密な比較をすることは難しいので、おおよその回答の傾向をみることになります。

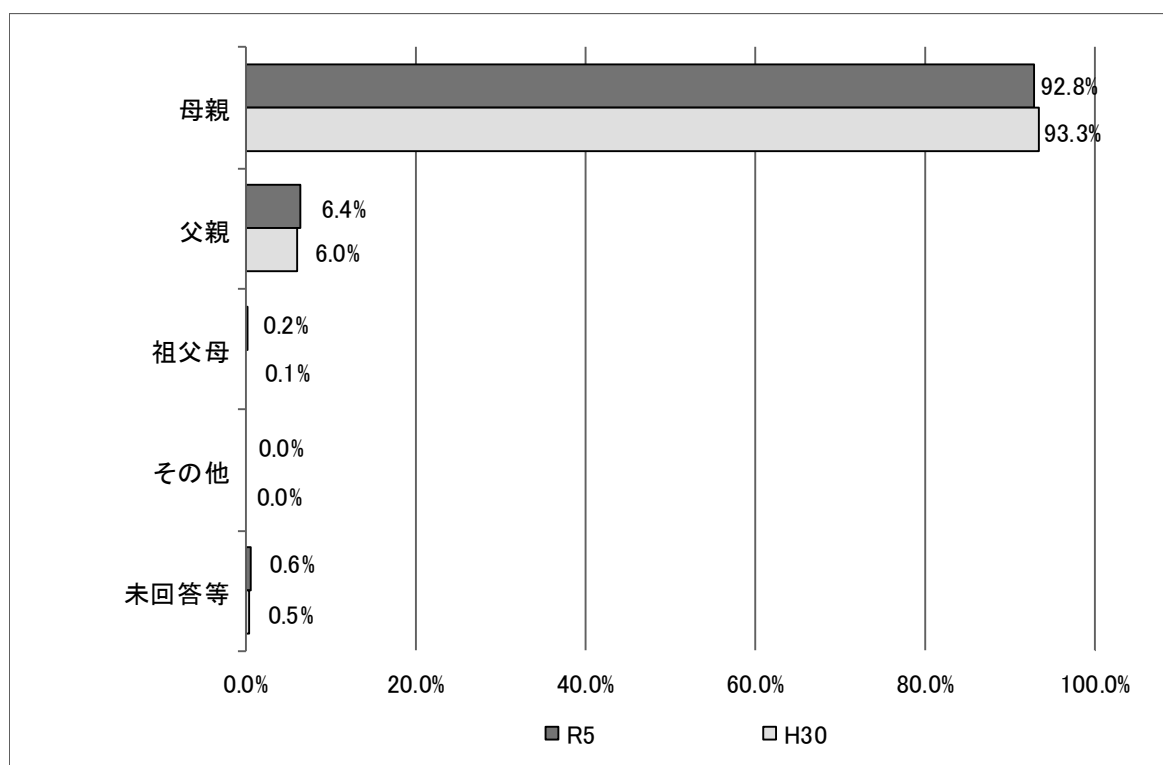
(2) 回答者の属性

①回答者

就学前児童及び小学生調査ともに「母親」が9割前後を占め、回答者のほとんどは母親となっています。

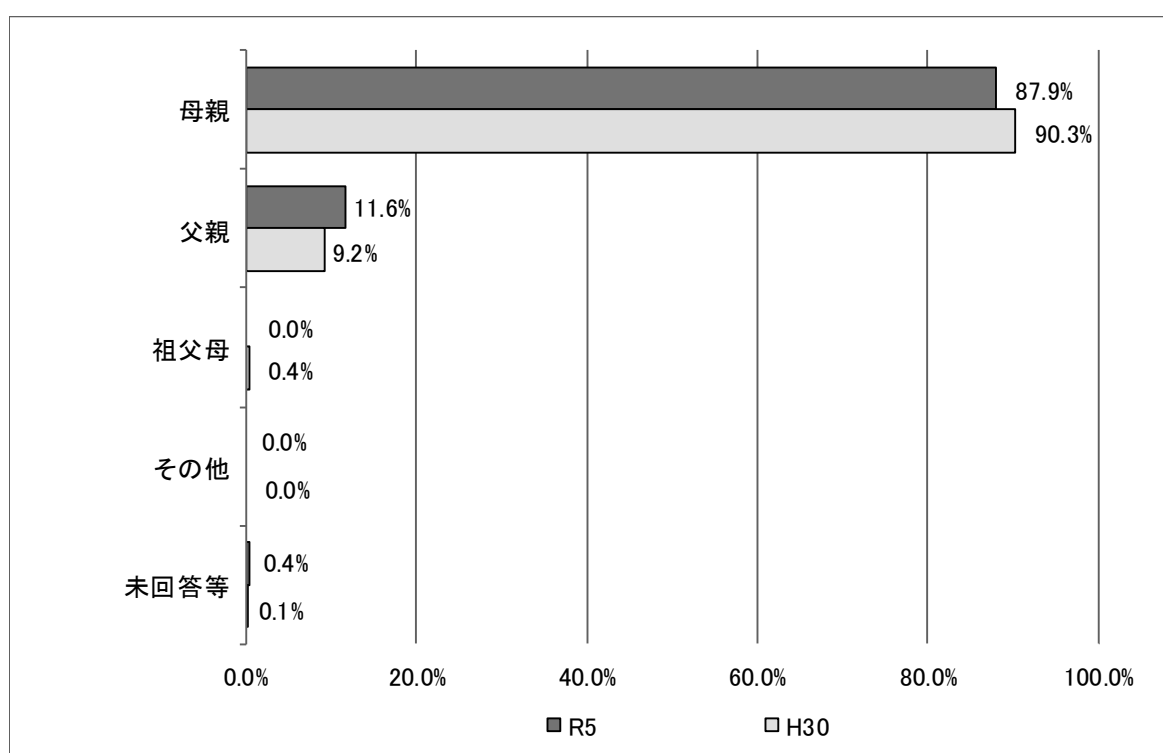
【就学前児童調査】

n=652



【小学生調査】

n=456



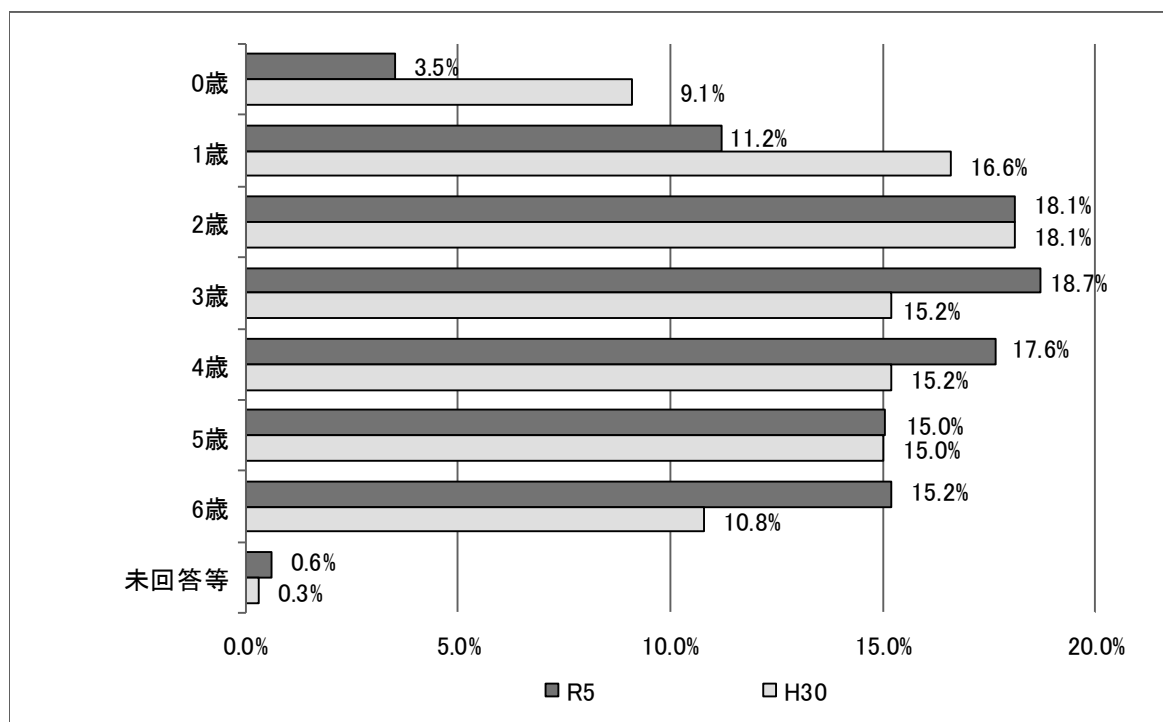
②子どもの年齢・学年

就学前児童調査では、「3歳」(18.7%)が最も多く、次いで「2歳」、「4歳」の順となっています。

小学生調査では、「4年生」(20.4%)が最も多く、次いで「2年生」、「3年生」の順となっています。

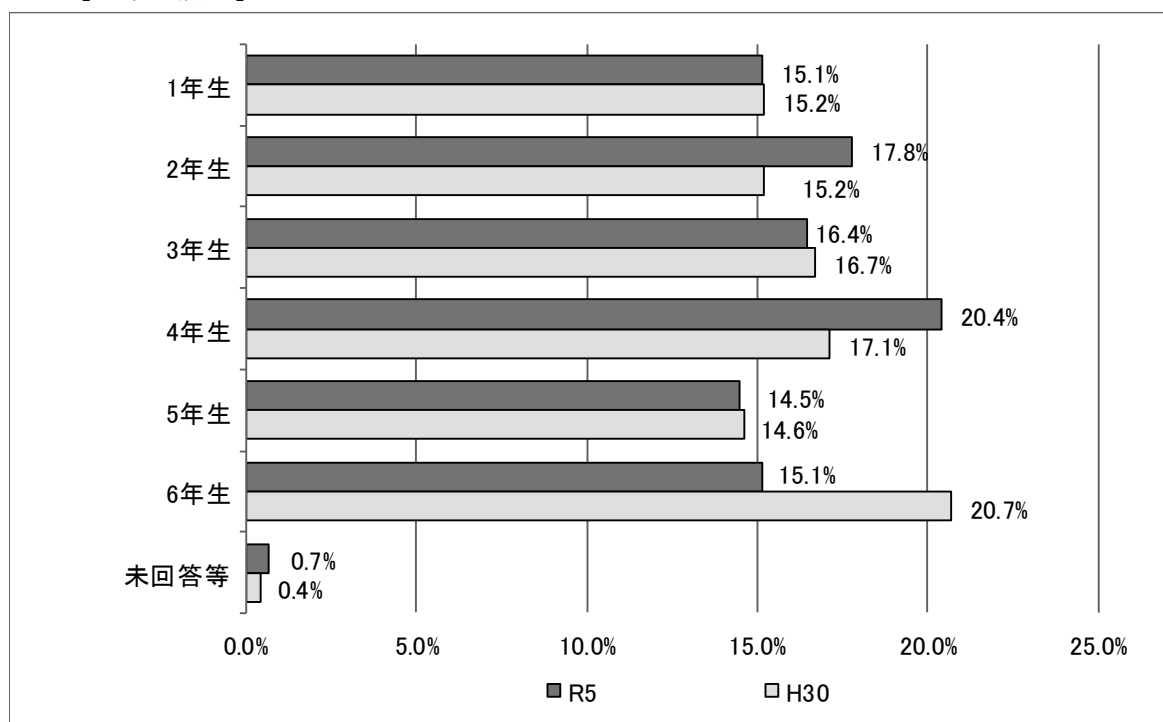
【就学前児童調査】

n=652



【小学生調査】

n=456

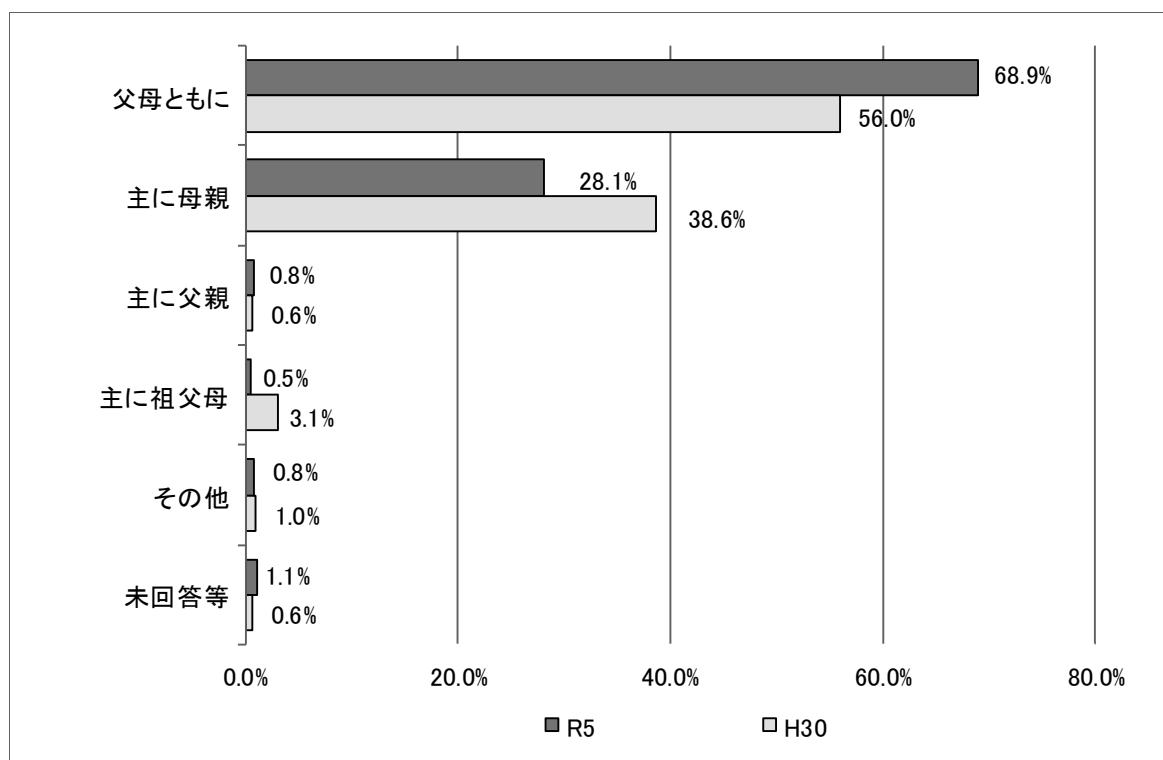


③子育ての主実施者

就学前児童調査、小学生調査ともに、「父母ともに」が最も多く、前回調査と比べて約10ポイント上昇しました。

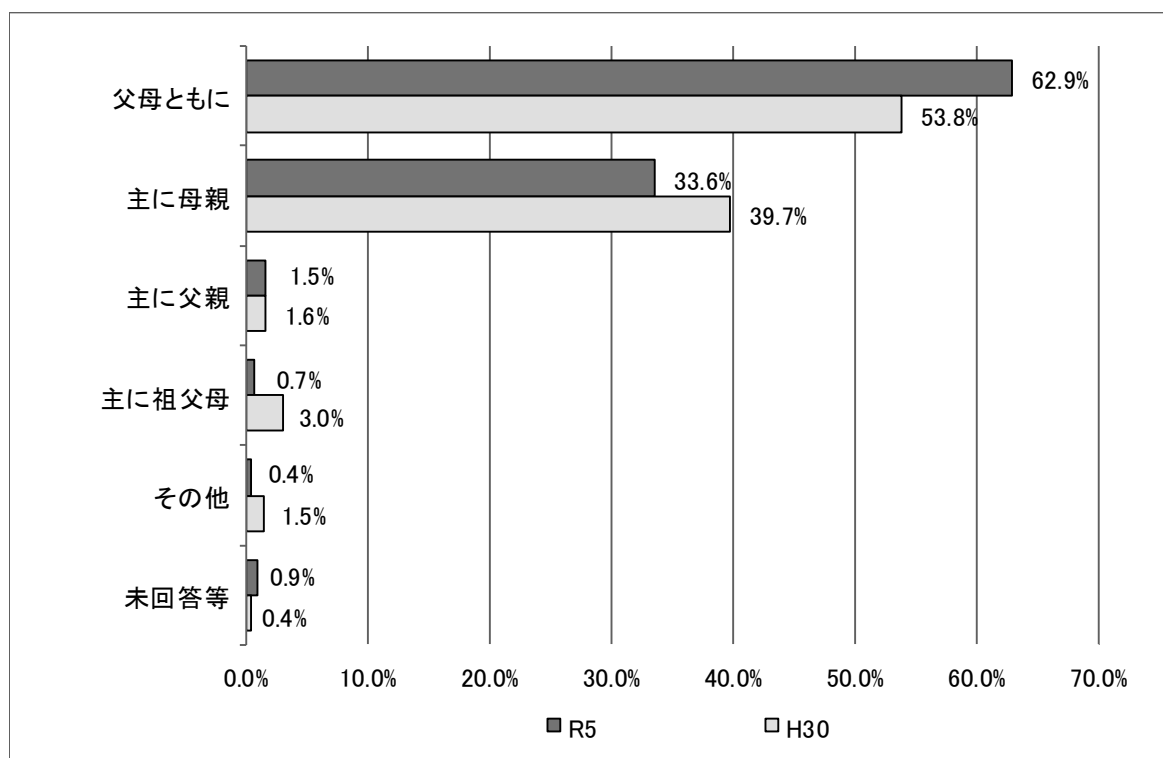
【就学前児童調査】

n=652



【小学生調査】

n=456



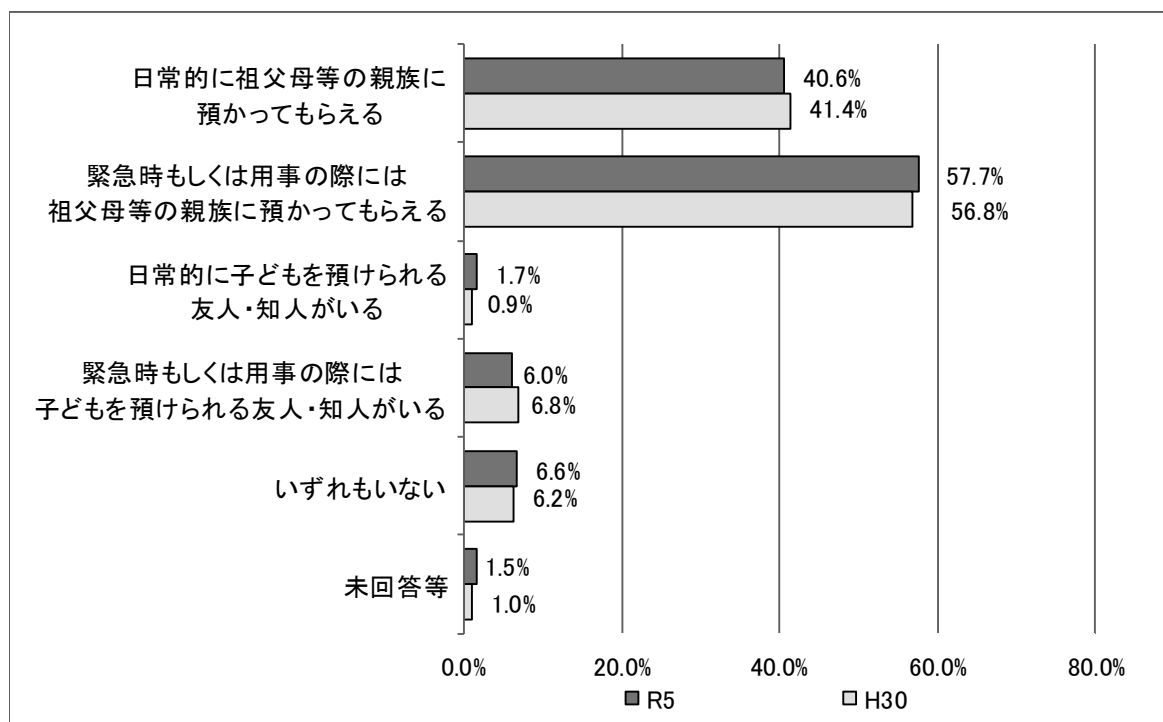
(3) 子どもの育ちをめぐる環境

① 預かってもらえる親族や知人

就学前、小学生のいずれも、ほとんどの家庭で少なくとも緊急時には祖父母等の親族に預かってもらえています。一方で、就学前、小学生ともに6.6%の家庭で預かってもらえる親族、知人等が「いずれもない」と回答しています。

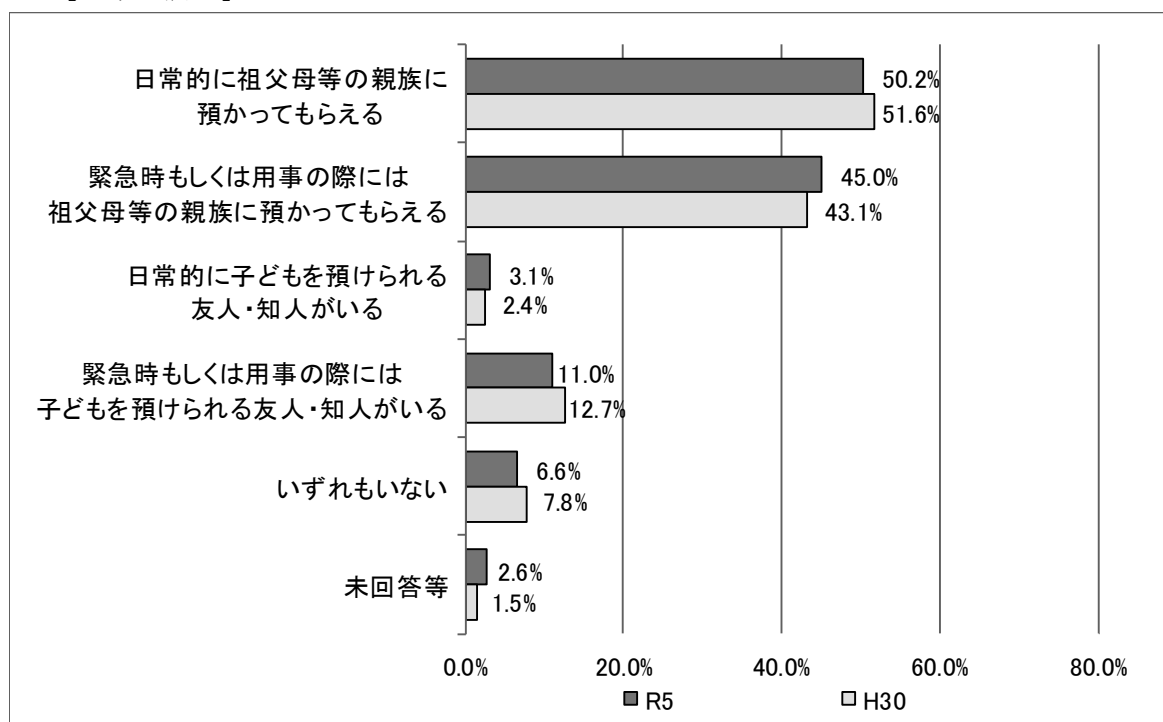
【就学前児童調査】

n=652



【小学生調査】

n=456

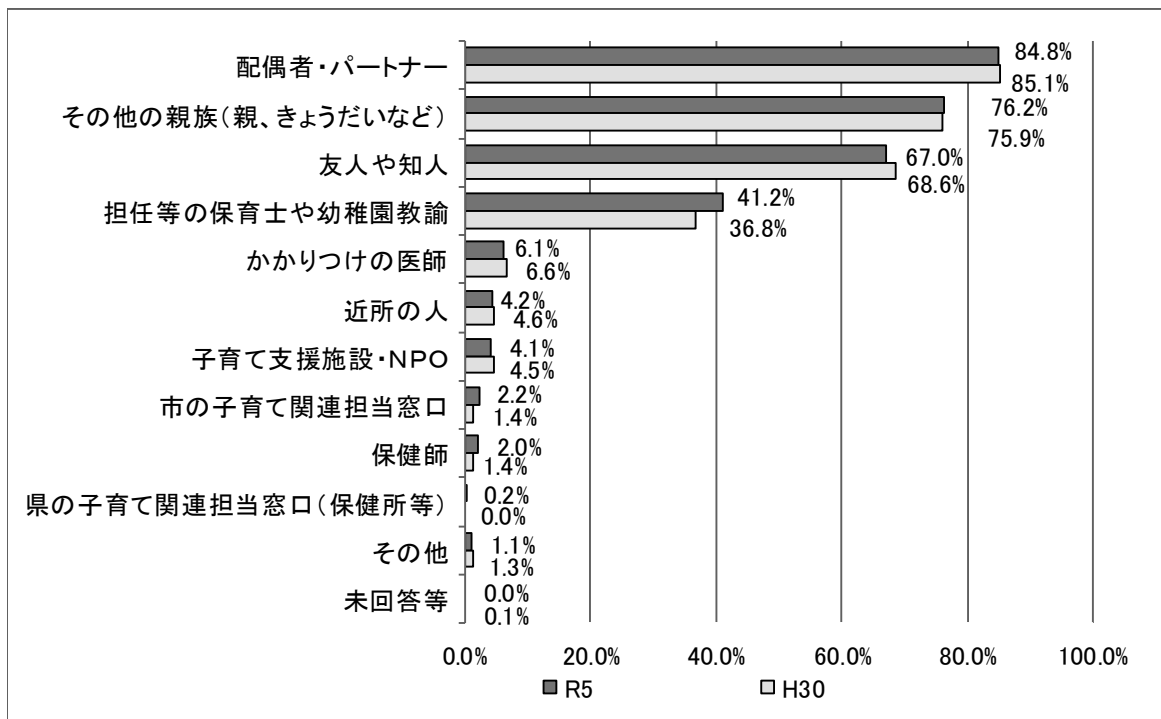


②相談の相手（場所）

相談相手が「いる（ある）」と回答した方のうち、就学前児童調査、小学生調査のいずれにおいても、「配偶者・パートナー」が一番多く、「その他の親族（親、きょうだいなど）」、「友人や知人」が続きますが、「担任等の保育士や幼稚園教諭」は約4割、「担任等の学校職員」は3割ほどにとどまっています。

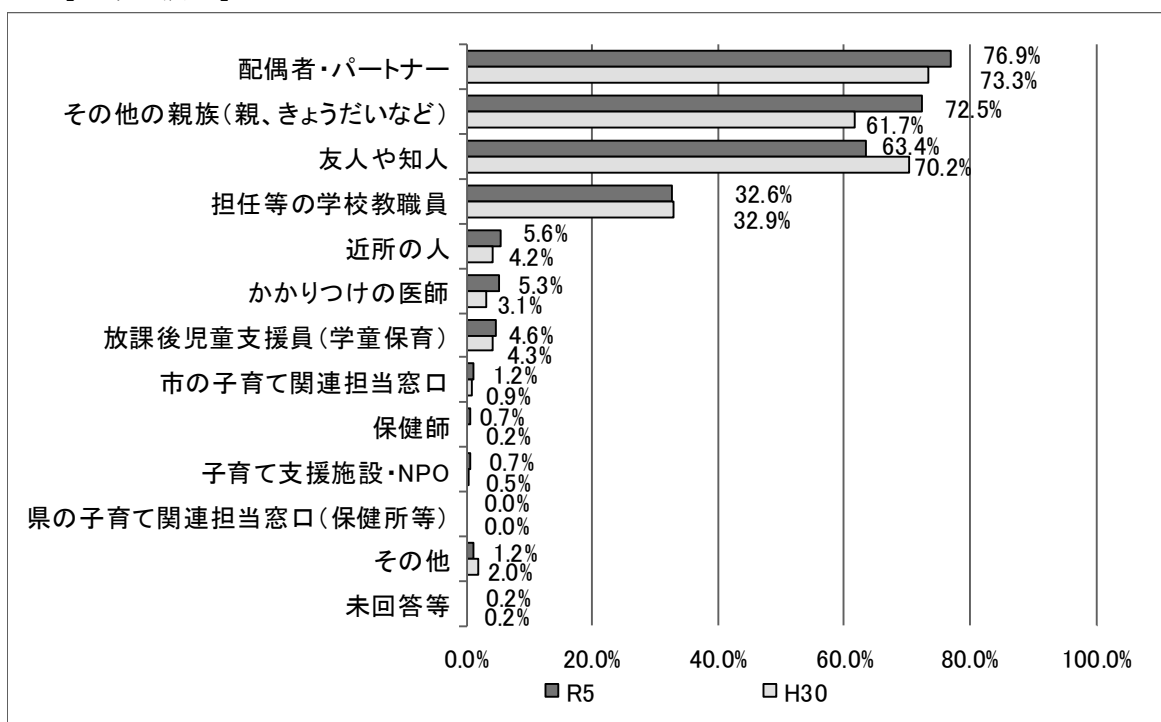
【就学前児童調査】

n=639



【小学生調査】

n=432



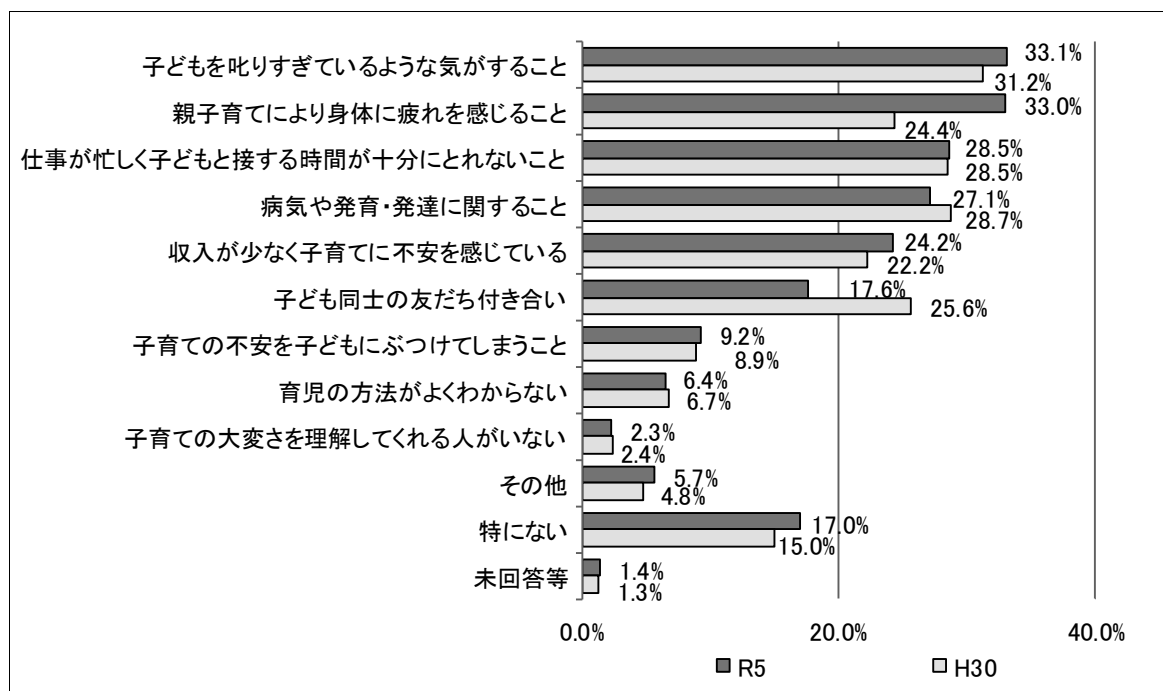
③子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

就学前児童調査では、「子どもを叱りすぎているような気がする」と33.1%と最も高く、次いで、「子育てにより身体に疲れを感じる」と(33.0%)、「仕事が忙しく子どもと接する時間が十分にとれない」と(28.5%)の順となっています。

小学生調査では、「子どもの教育・学習に関する」と40.4%と最も高く、次いで、「子ども同士の友だち付き合い」(36.8%)、「仕事が忙しく子どもと接する時間が十分にとれない」と(30.9%)の順となっています。

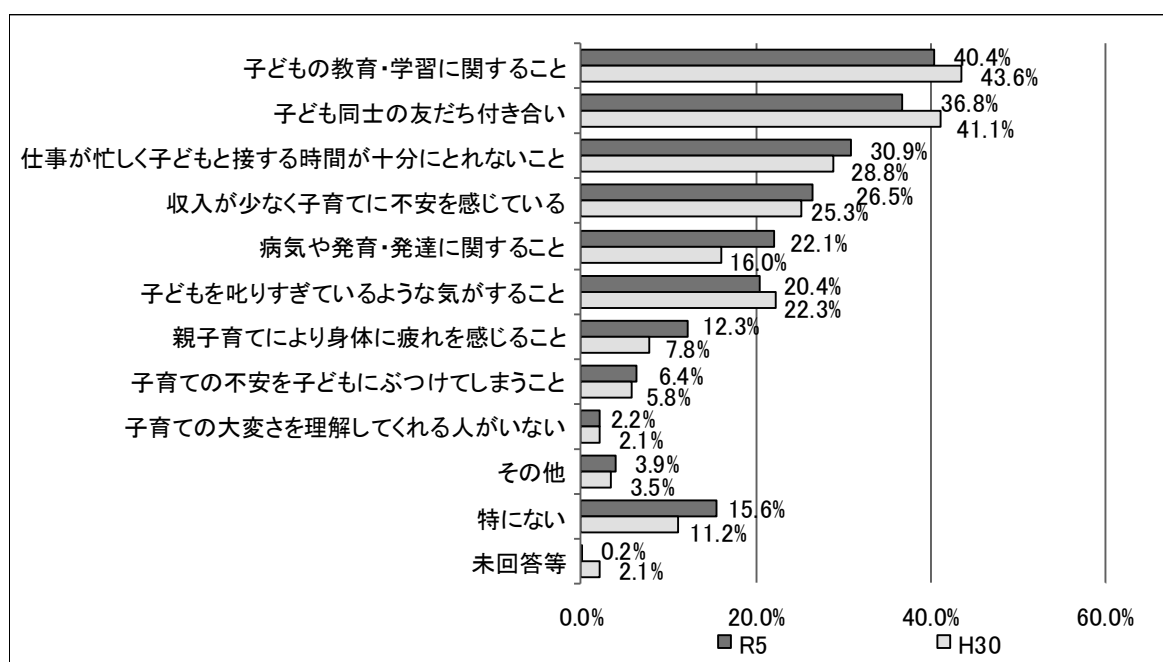
【就学前児童調査】

n=652



【小学生調査】

n=456

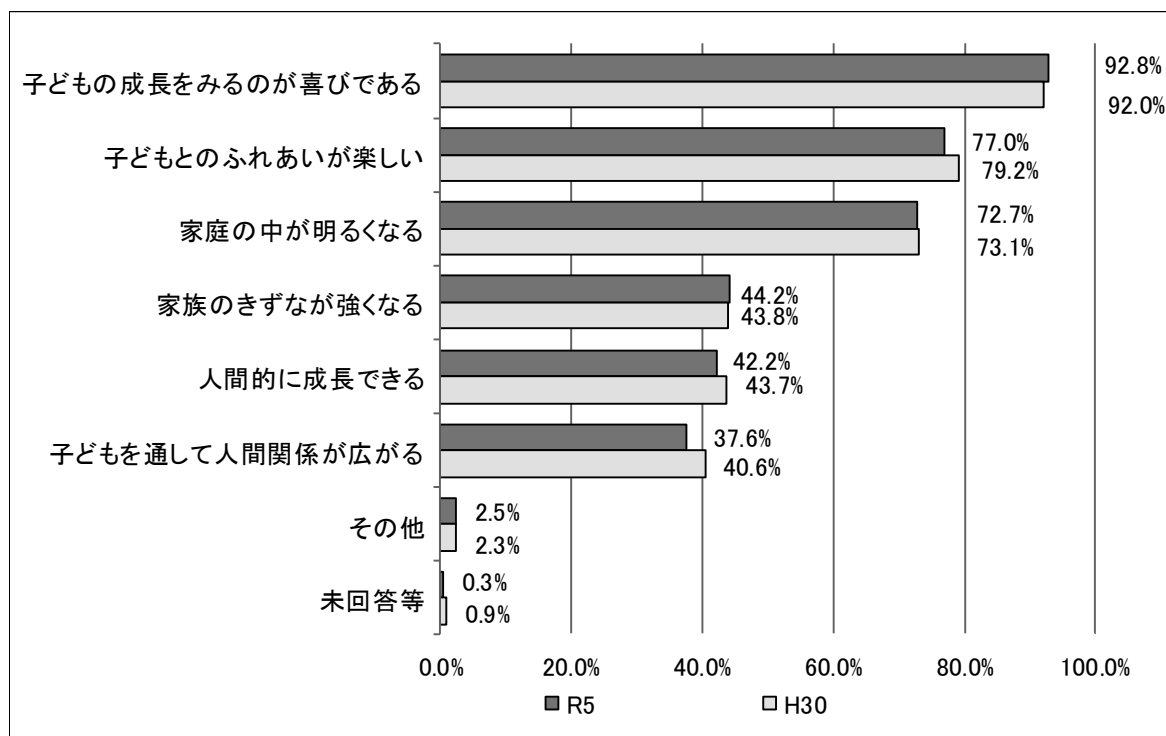


④子育てをしていてよかったこと

就学前児童調査と小学生調査のいずれも、「子どもの成長を見るのが喜びである」が最も高く、次いで、「子どもとのふれあいが楽しい」、「家庭の中が明るくなる」の順となっています。

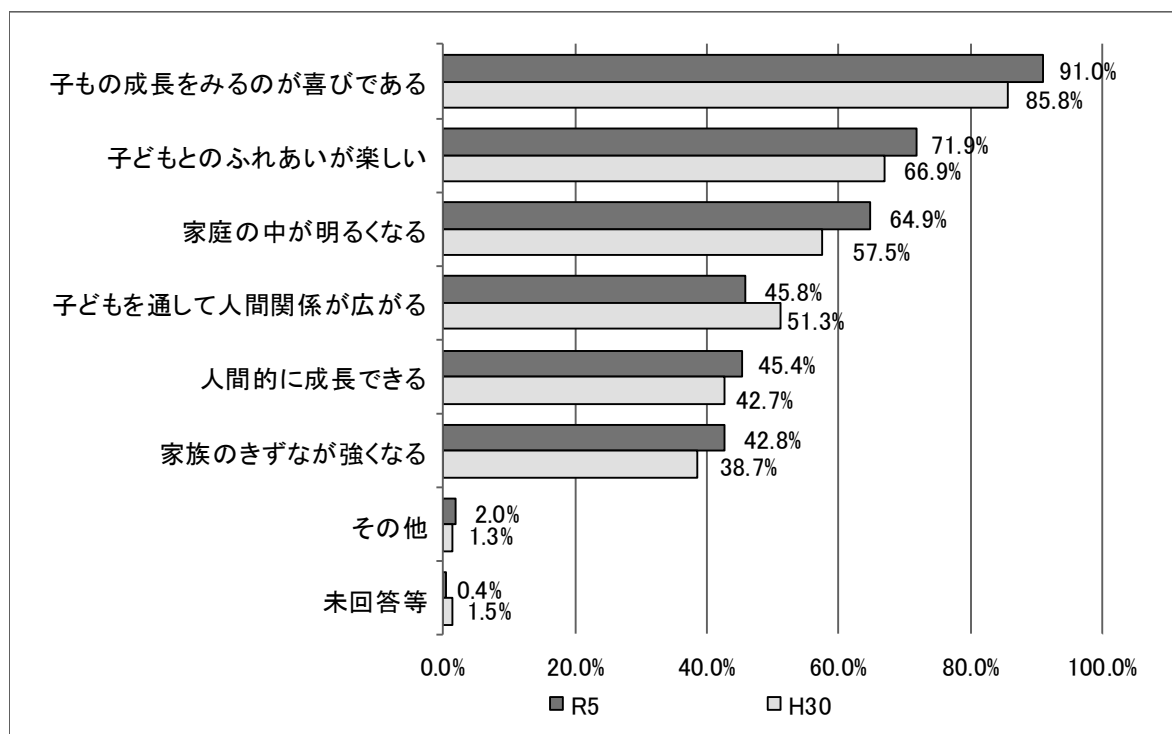
【就学前児童調査】

n=652



【小学生調査】

n=456



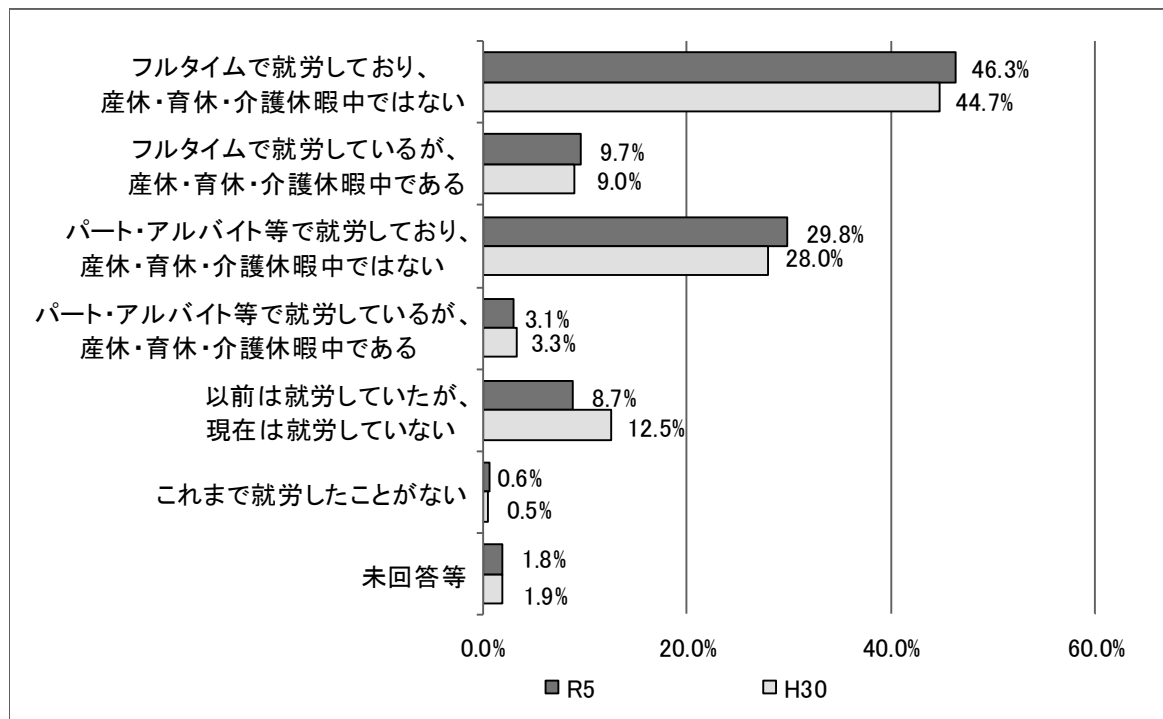
(4) 保護者の就労形態

①母親の就労形態

母親の就労形態については、就学前児童調査、小学生調査のいずれも「フルタイム就労」が最も多く、次いで「パート・アルバイト就労」となっています。「就労していない」と回答した割合は、就学前児童調査が小学生調査に比べて4ポイントほど高くなっています。

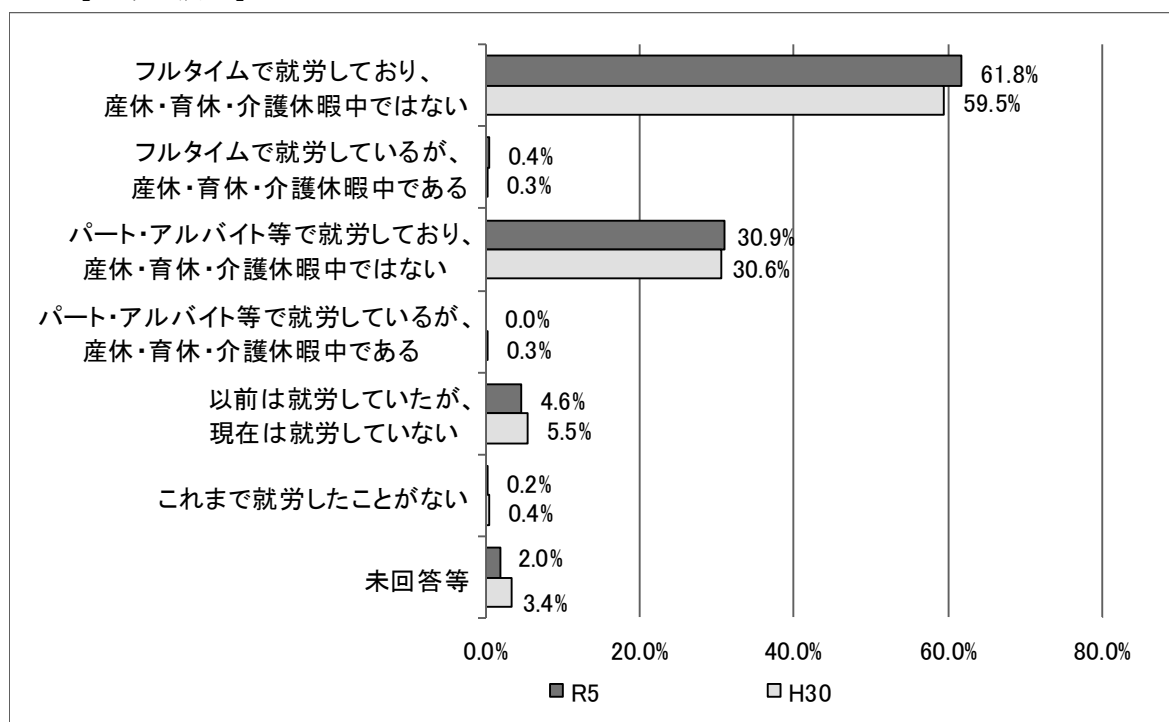
【就学前児童調査】

n=652



【小学生調査】

n=456

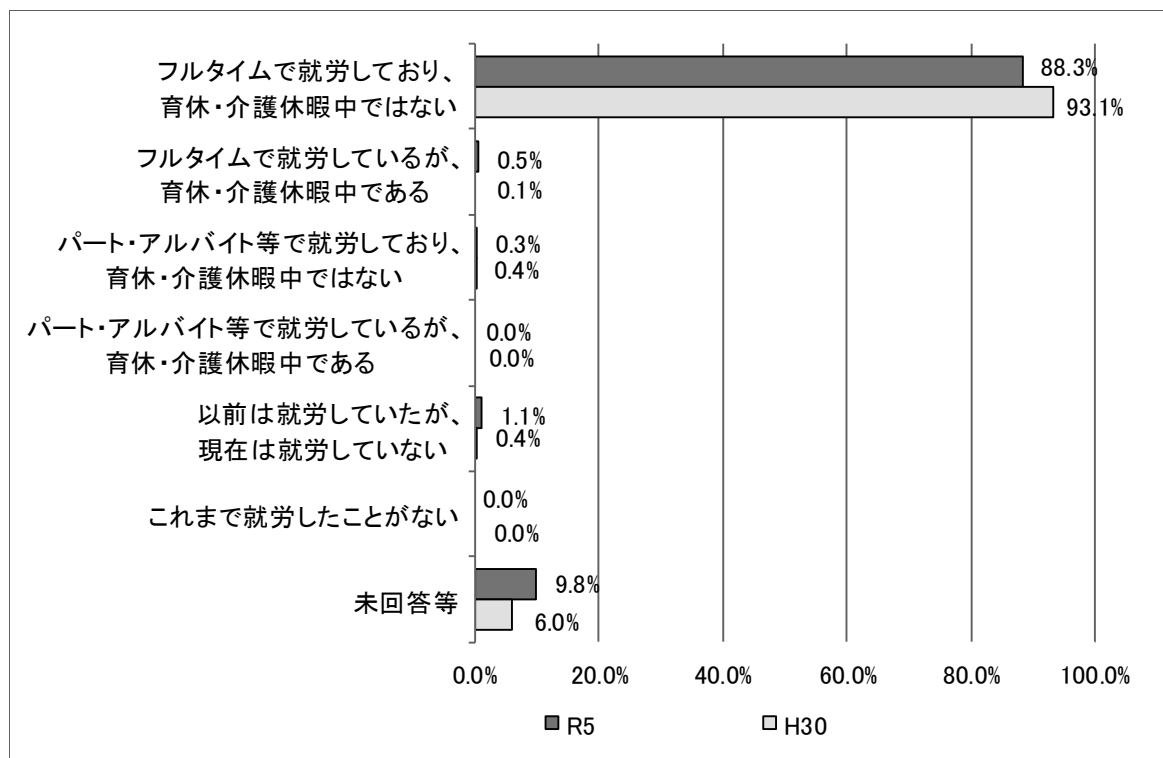


②父親の就労形態

小学生調査、就学前児童調査ともに「フルタイム就労」が8割を超えて最も高くなっています。

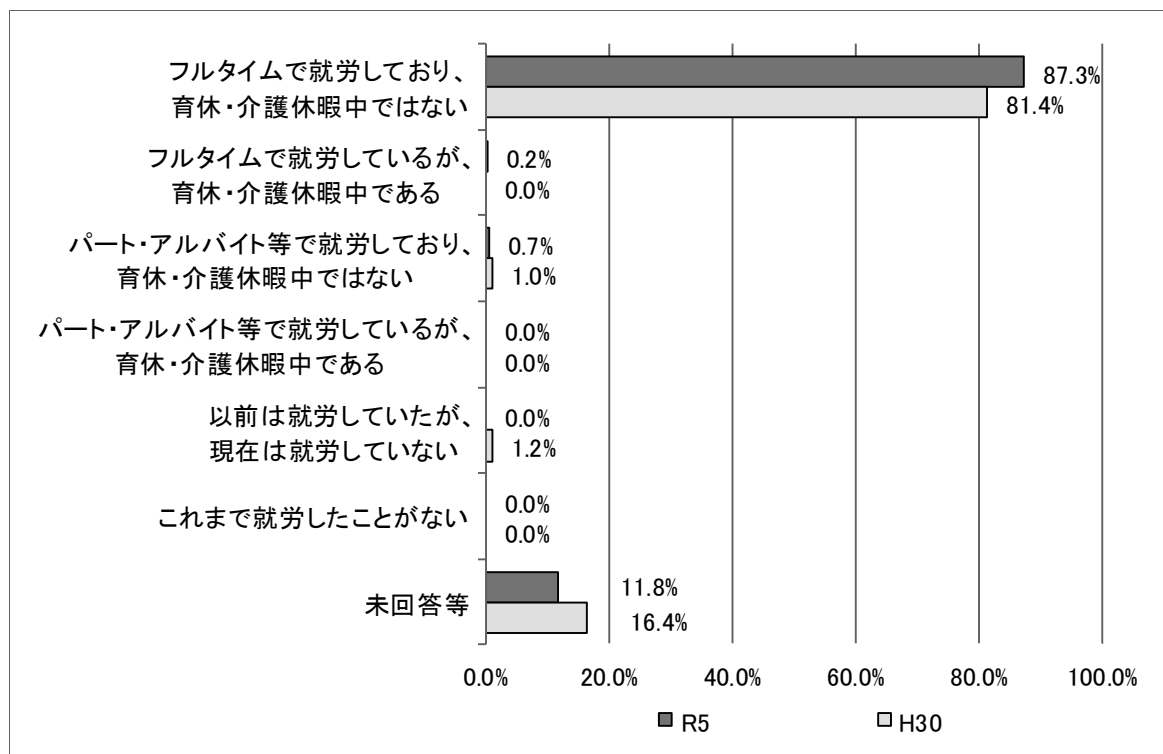
【就学前児童調査】

n=652



【小学生調査】

n=456



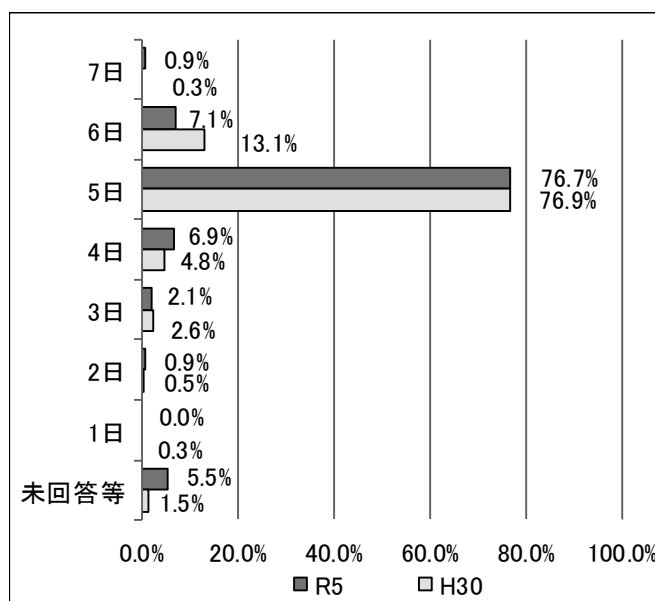
③母親、父親の就労日数（週当たり）

母親の週当たりの就労日数については、就学前児童調査では、「5日」が76.7%と最も高くなっており、次いで、「6日」が7.1%となっています。小学生調査においても、「5日」が74.4%と最も高くなっており、次いで、「6日」が11.8%となっています。

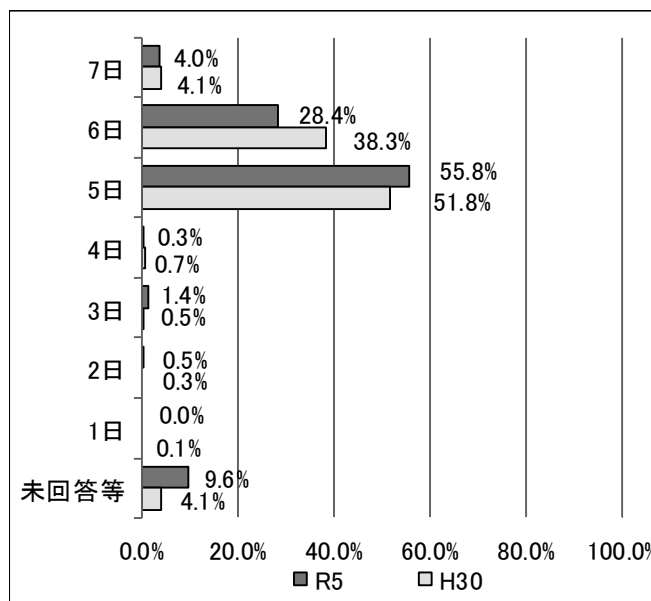
また、父親の週当たりの就労日数については、就学前児童調査では、「5日」が55.8%と最も高くなっており、次いで、「6日」が28.4%となっています。小学生調査では、「5日」が56.0%と最も高くなっており、次いで、「5日」が31.1%となっています。

【就学前児童調査】

母親 n=579

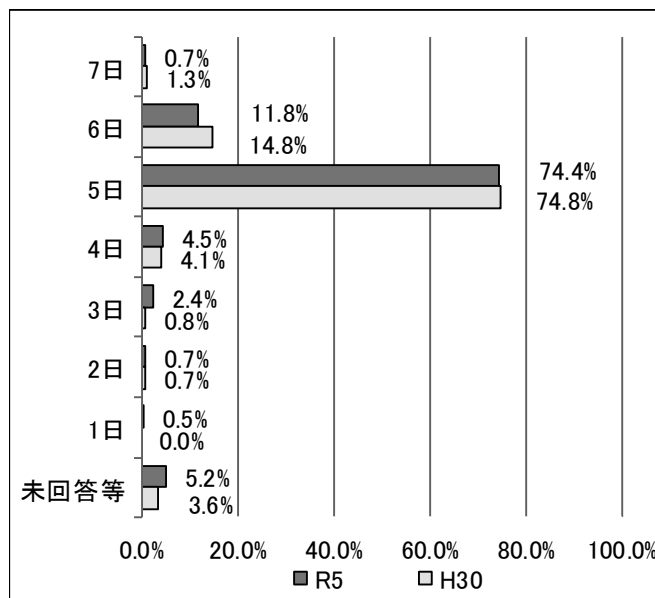


父親 n=581

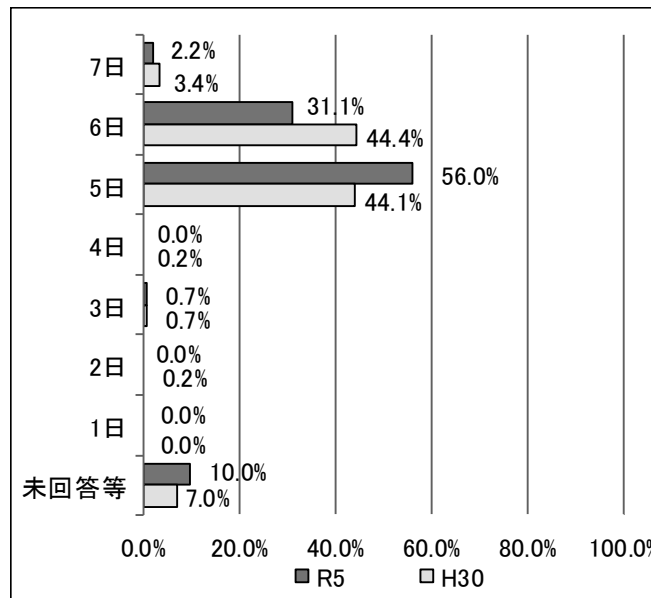


【小学生調査】

母親 n=425



父親 n=402

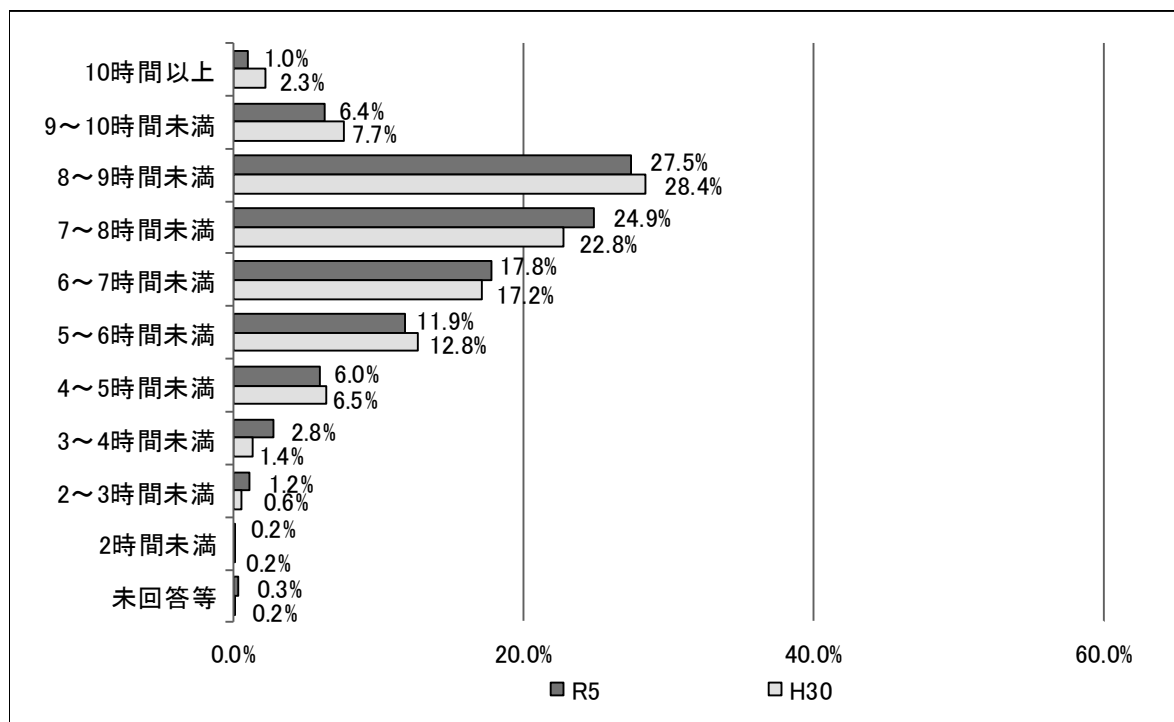


④母親、父親の1日の平均就労時間

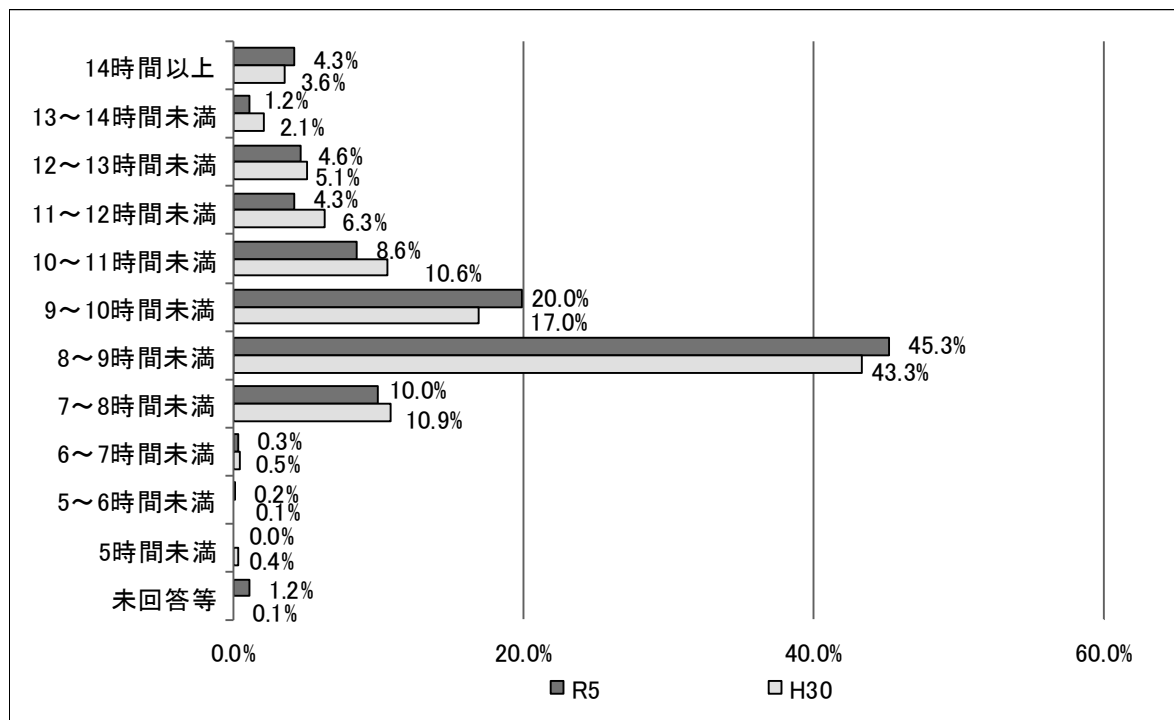
就学前児童の母については、「8時間から9時間」が全体の27.5%と最も高く、『8時間未満』が全体の6割以上となっています。父については、「8時間から9時間」が45.3%と最も高く、『9時間以上』が全体の4割以上となっています。

【就学前児童調査】

母親 n=579



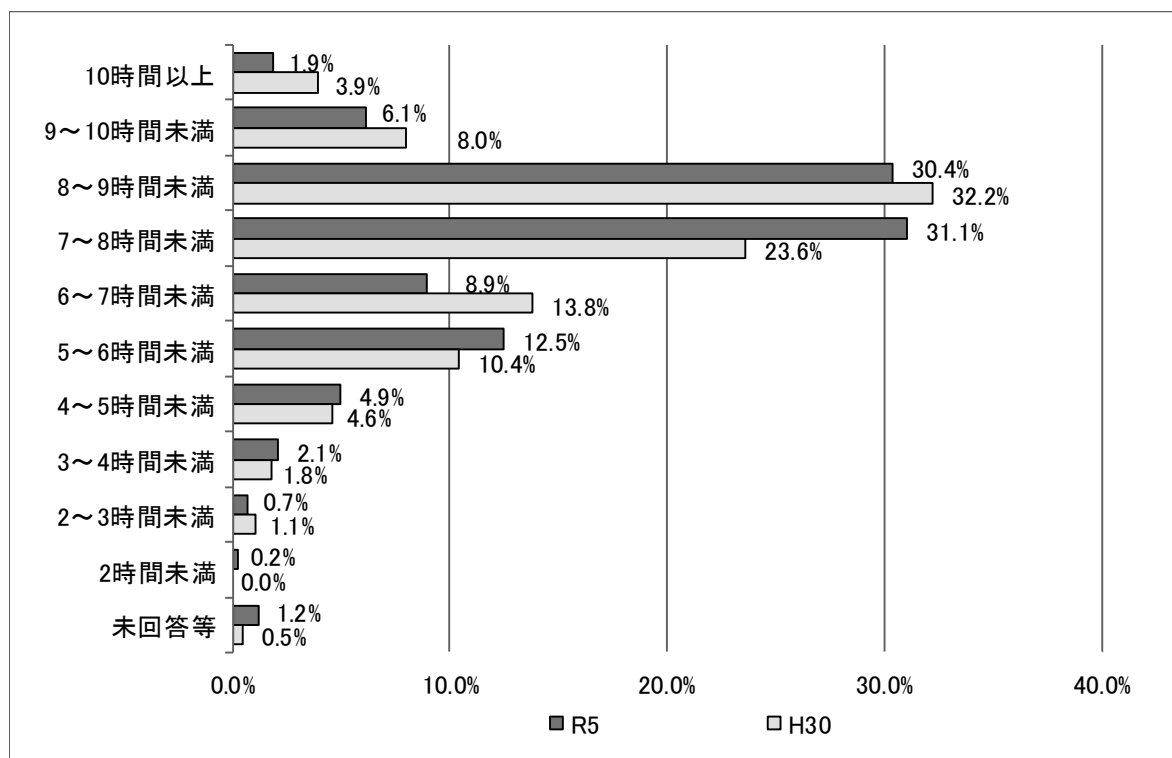
父親 n=581



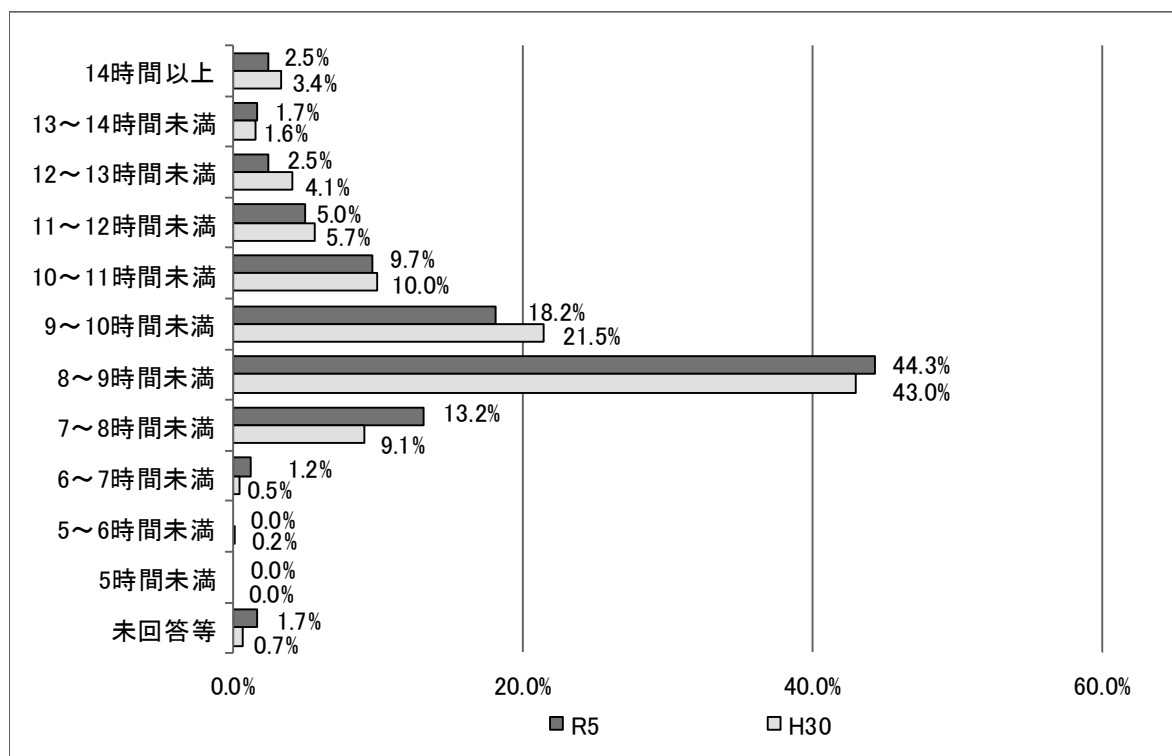
小学生の母親については、「7 時間から 8 時間」が全体の 31.1%と最も高く、『8 時間未満』が全体の約 6 割となっています。父親については、「8 時間から 9 時間」が 44.3%と最も高く、『9 時間以上』が全体の約 4 割となっています。

【小学生調査】

母親 n=425



父親 n=402



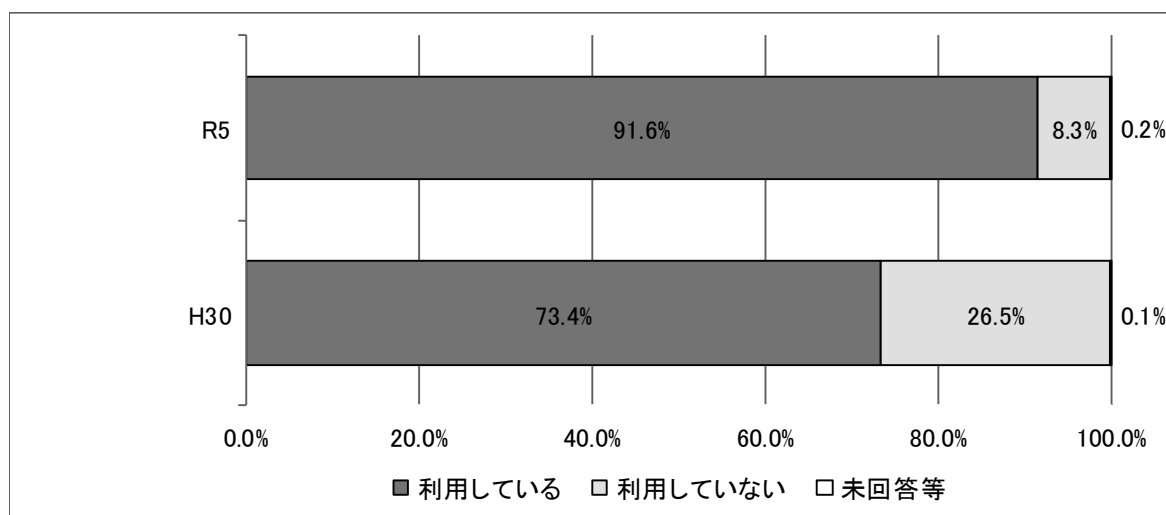
(5) 平日（日中）の定期的な教育・保育事業の利用について

①利用の有無

就学前児童の9割以上が平日（日中）何らかの定期的な教育・保育事業を利用しています。前回調査と比べて約18ポイント上昇しました。

【就学前児童調査】

n=652

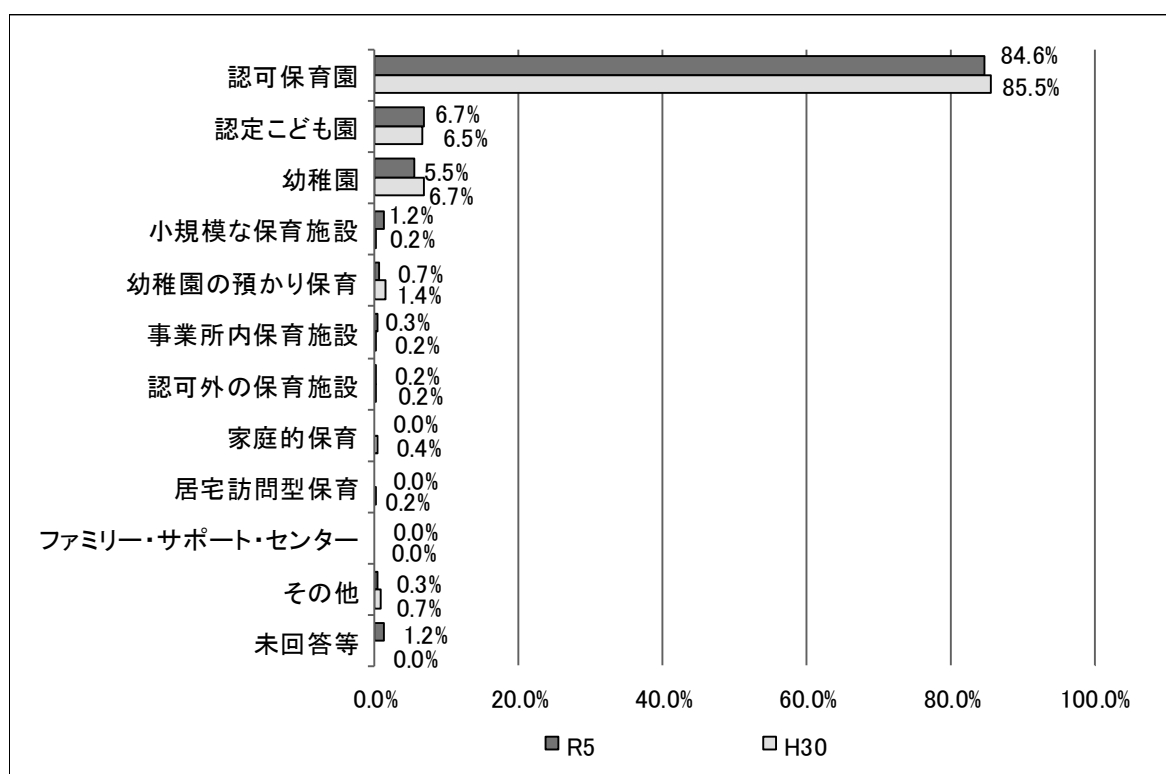


②主に利用している教育・保育事業

平日日中の定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方のうち現在利用している事業としては、「認可保育園」が84.6%と最も高く、次いで、「認定こども園」(6.7%)、「幼稚園」(5.5%)の順になっています。

【就学前児童調査】

n=597

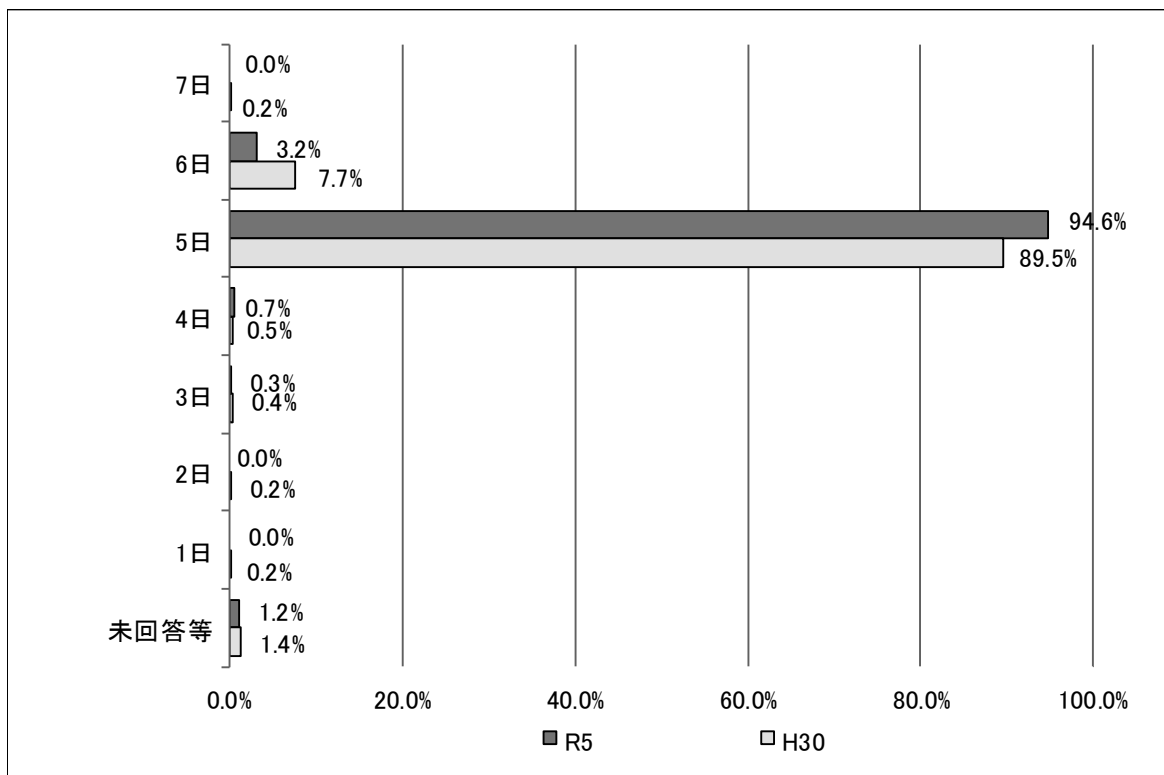


③教育・保育事業の利用日数

就学前児童調査における教育・保育事業の利用日数は、「5日」が94.6%と最も高く、次いで、「6日」が3.2%となっています。

【就学前児童調査】

n=597



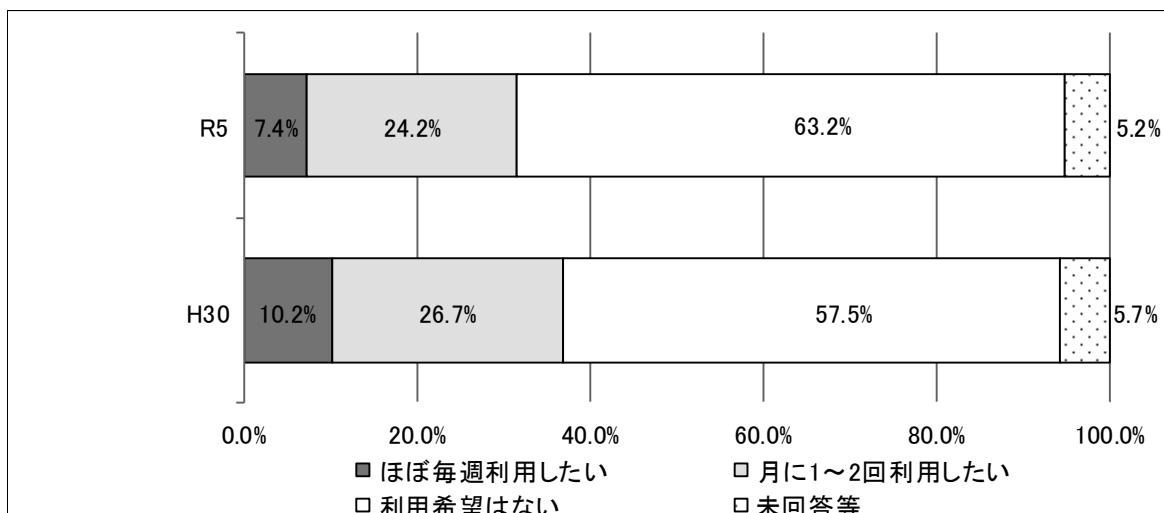
(6) 土曜、日曜や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用について

①土曜の利用希望の有無

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望としては、「月に1～2回利用したい」が24.2%で、「ほぼ毎週利用したい」(7.4%)を合わせた『利用したい』が31.6%となっています。また「利用希望はない」は63.2%となっています。

【就学前児童調査】

n=652

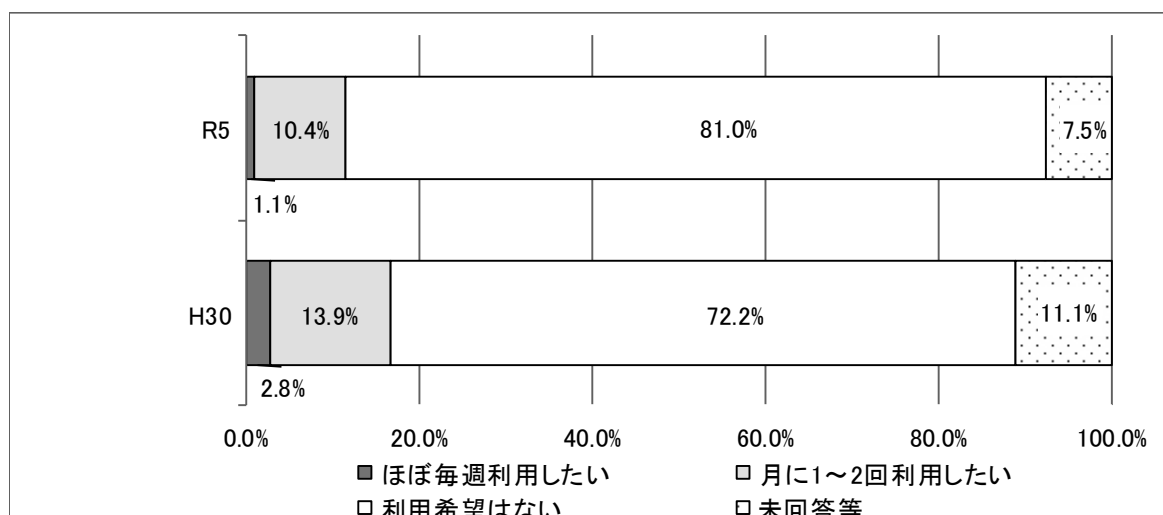


②日曜・祝日の利用希望の有無

日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望としては、「月に1～2回利用したい」（10.4％）と「ほぼ毎週利用したい」（1.1％）を合わせた『利用したい』が11.5％となっています。また「利用希望はない」は81.0％となっています。

【就学前児童調査】

n=652

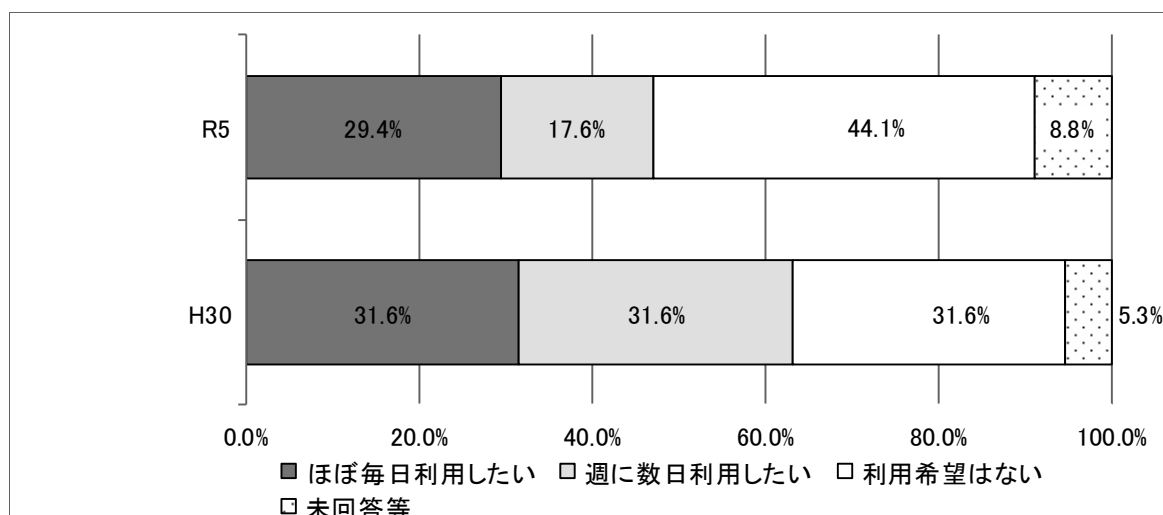


③長期休暇中の利用希望の有無（幼稚園利用者のみ）

幼稚園利用者における、長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望としては、「ほぼ毎日利用したい」（29.4％）と「週に数日利用したい」（17.6％）を合わせた『利用したい』が47.0％となっています。また、「利用希望はない」は4割を超えています。

【就学前児童調査】

n=34



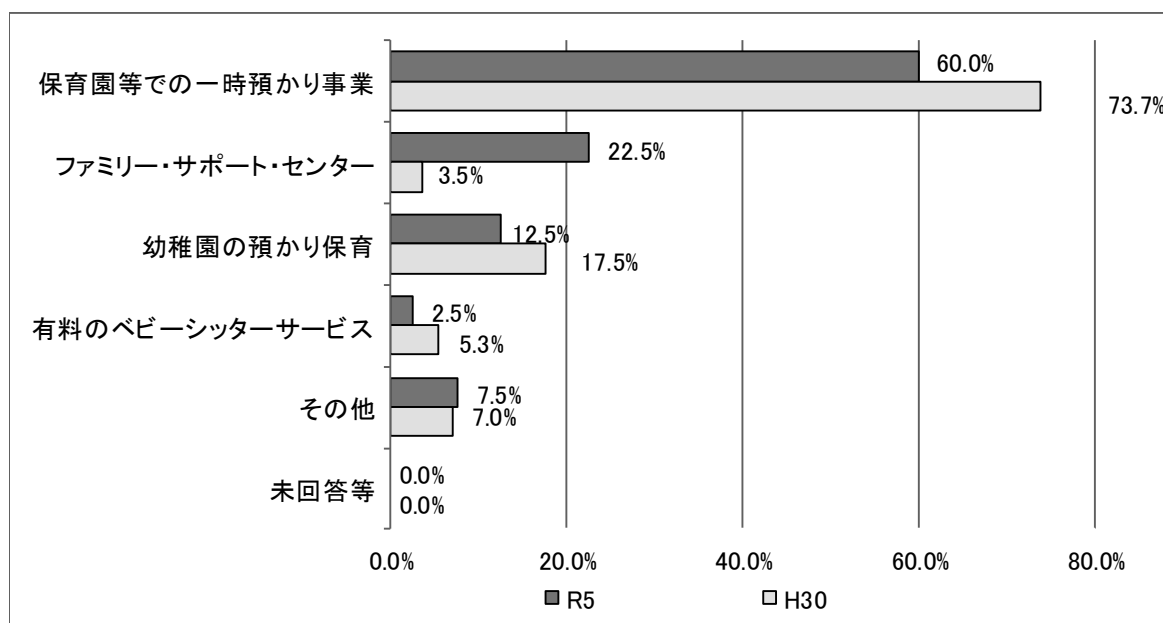
(7) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用について

①利用した事業

親の通院や不定期の就労等で不定期の教育・保育サービスを利用した方が利用した事業については、「保育園での一時預かり事業」が60.0%で最も高く、次いで、「ファミリー・サポート・センター」(22.5%)、「幼稚園の預かり保育」(12.5%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=40

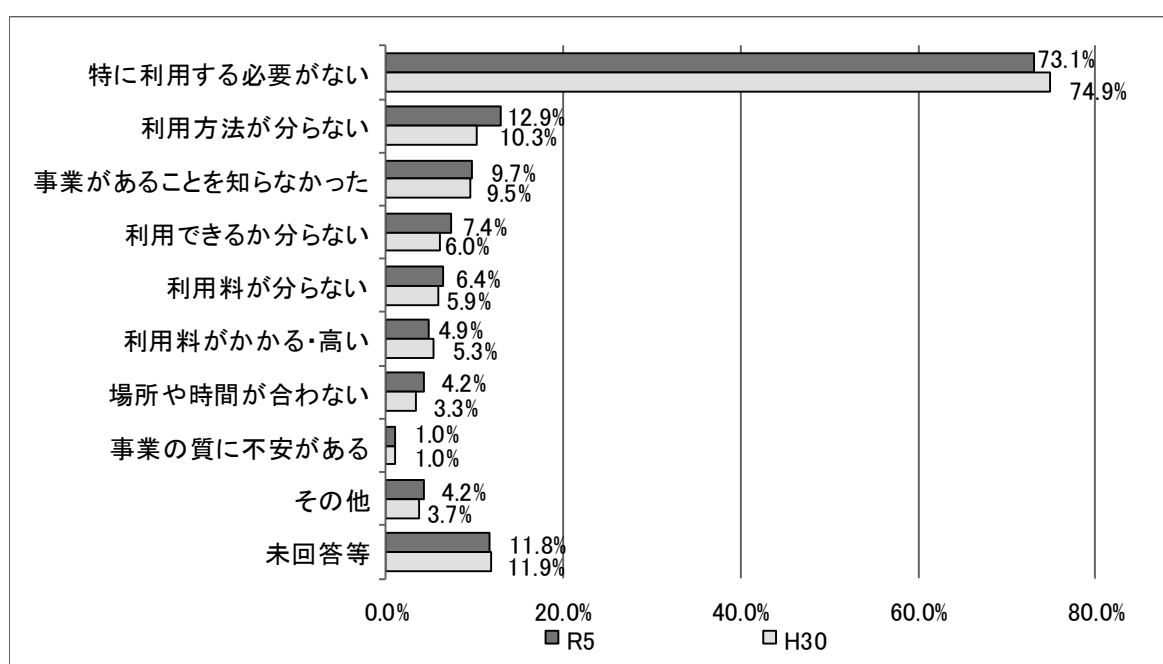


②利用しなかった理由

不定期の教育・保育サービスを利用しなかった理由としては、「特に利用する必要がない」が73.1%と最も高く、「利用方法が分からない」(12.9%)、「事業があることを知らなかった」(9.7%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=595



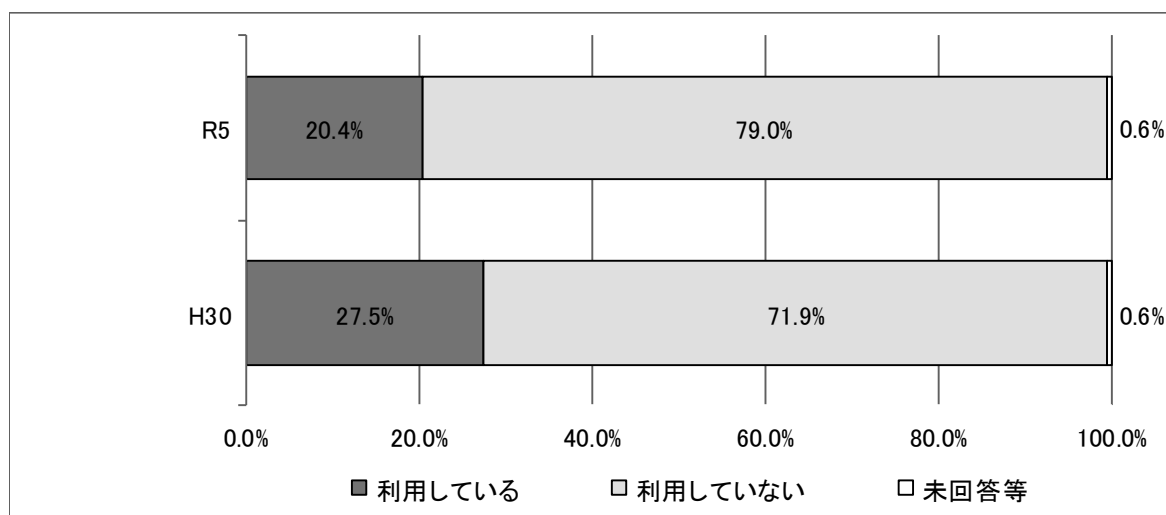
(8) 地域子育て支援拠点施設の利用について

①利用の有無

地域子育て支援拠点施設について、「利用している」は20.4%で、「利用していない」は79.0%となっています。

【就学前児童調査】

n=652

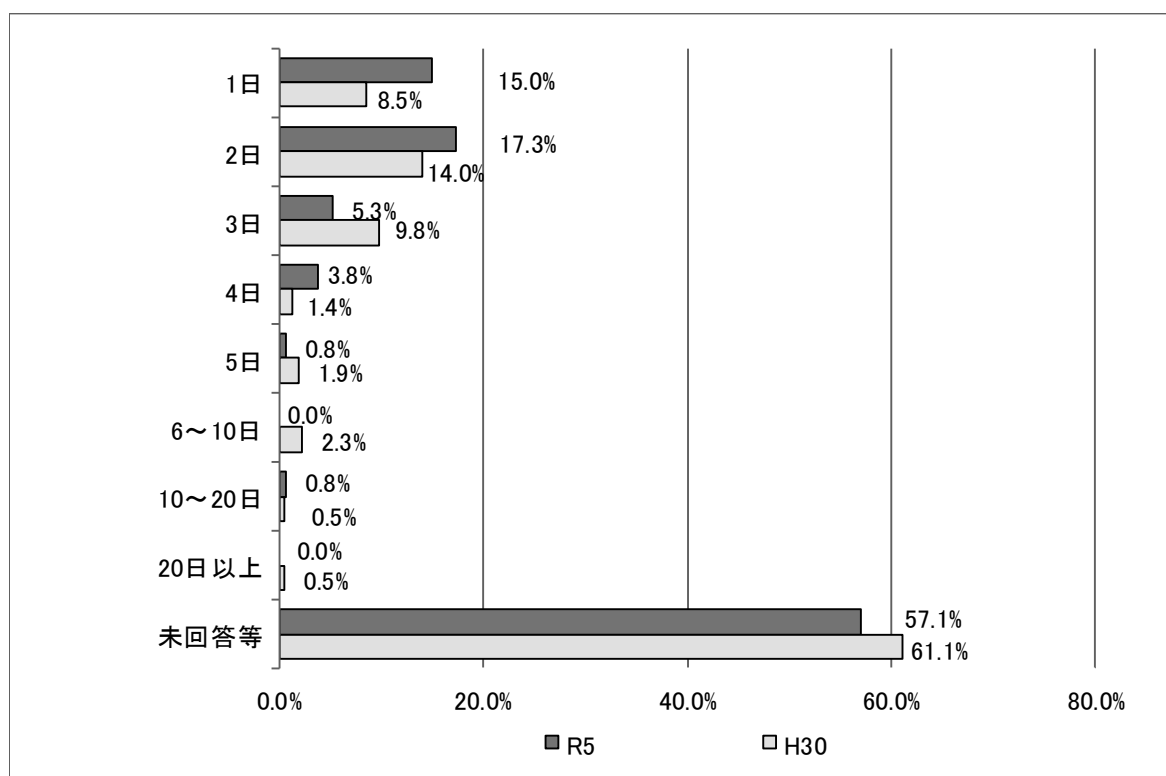


②利用回数

地域子育て支援拠点施設を利用している方の一月あたりの利用回数は、「2日」が17.3%と最も多く、次いで、「1日」(15.0%)、「3日」(5.3%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=133

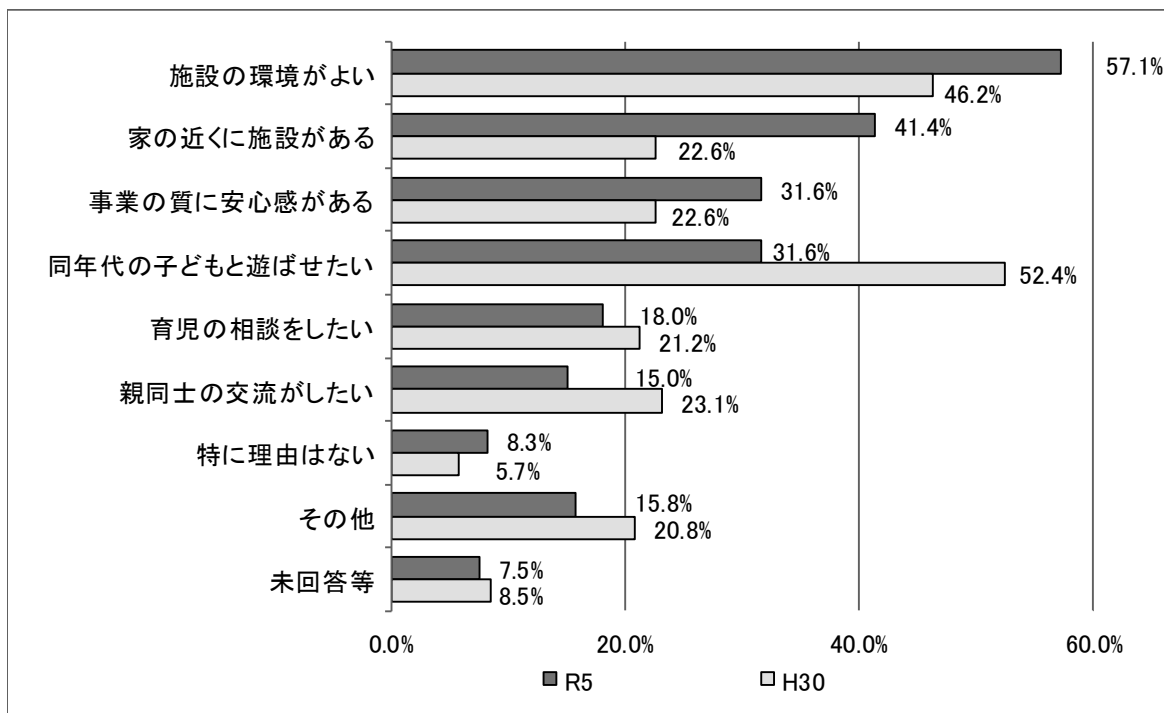


③利用している理由

地域子育て支援拠点施設を利用している方の利用している理由としては、「施設の良い」が57.1%と最も高く、次いで、「家の近くに施設がある」(41.4%)、「事業の質に安心感がある」(31.6%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=133

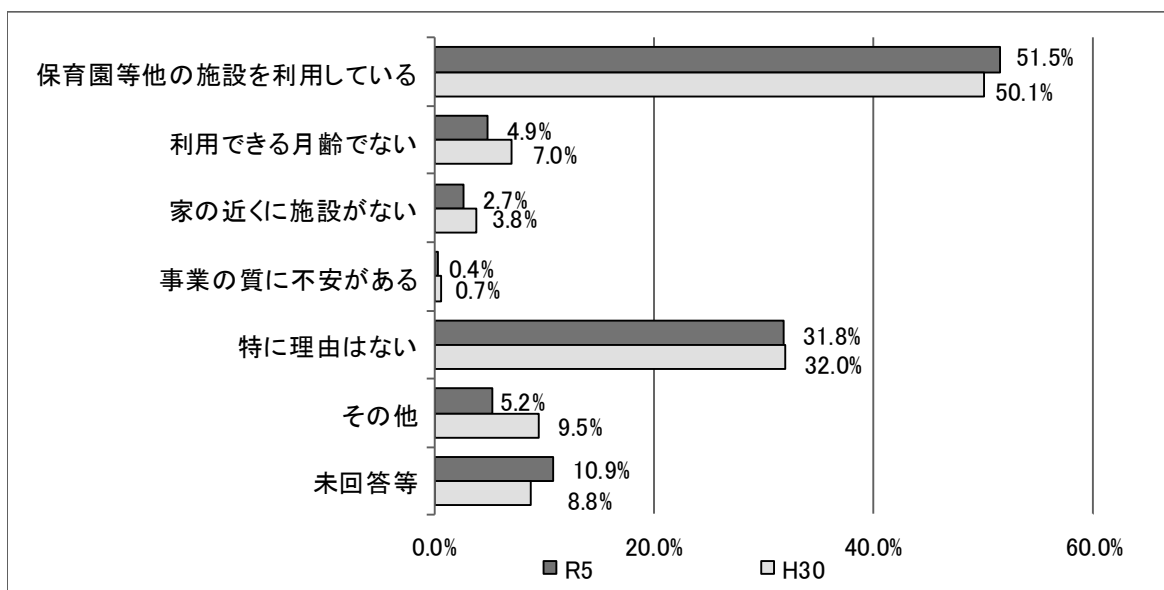


④利用していない理由

地域子育て支援拠点施設を利用していない方の利用していない理由としては、「保育園等他の施設を利用している」が51.5%と最も高く、次いで、「特に理由はない」(31.8%)「利用できる月齢ではない」(4.9%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=515



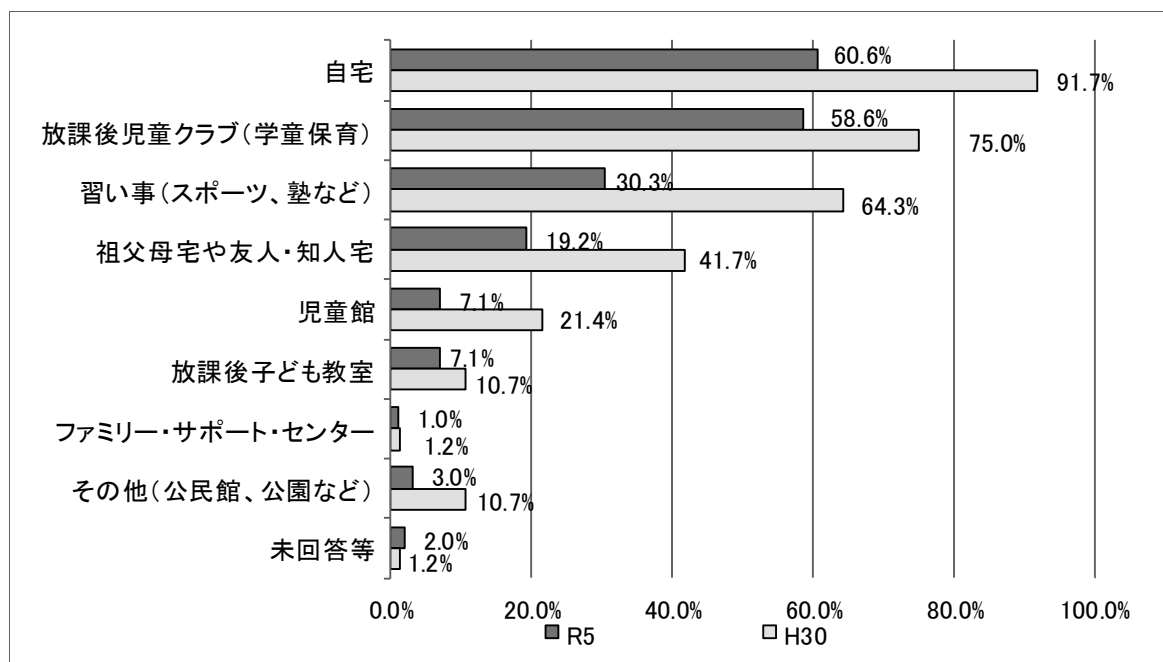
(9) 放課後の過ごし方について

①放課後を過ごす場所

就学前児童調査での小学校就学後における放課後の過ごし方としては、「自宅」(60.6%)が最も多く、次いで、「放課後児童クラブ」(58.6%)、「習い事(スポーツ、塾など)」(30.3%)が続いています。

【就学前児童調査】

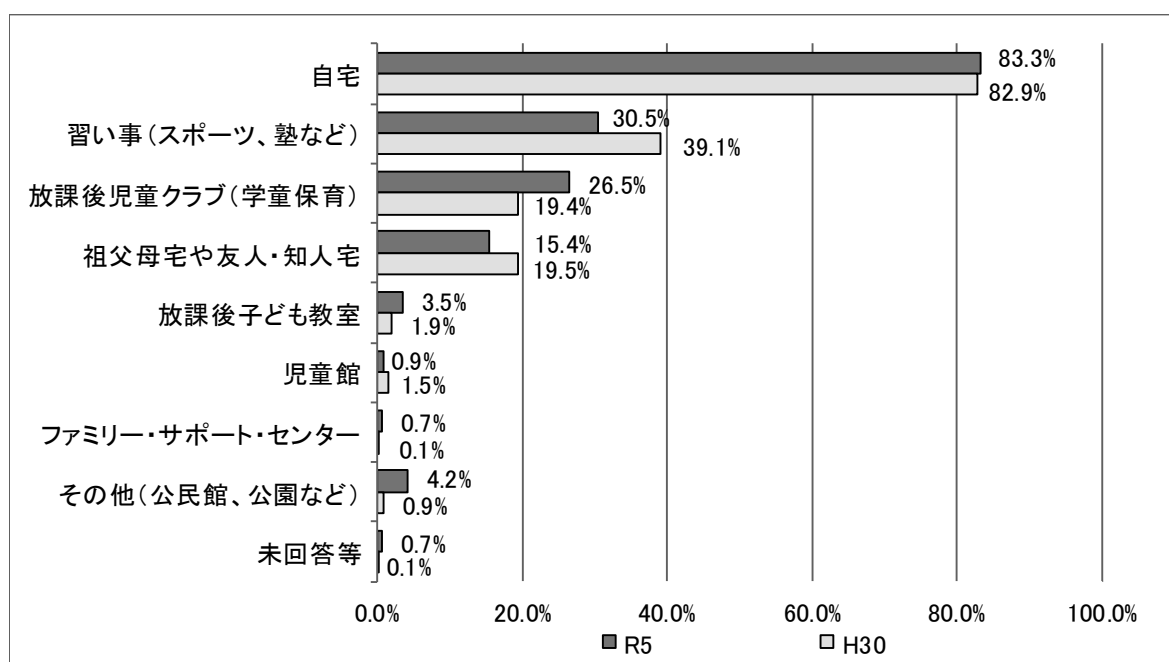
n=99



小学生調査における放課後を過ごす場所としては、「自宅」(83.3%)が最も多く、次いで、「習い事(スポーツ、塾など)」(30.5%)、「放課後児童クラブ」(26.5%)が続いています。

【小学生調査】

n=456

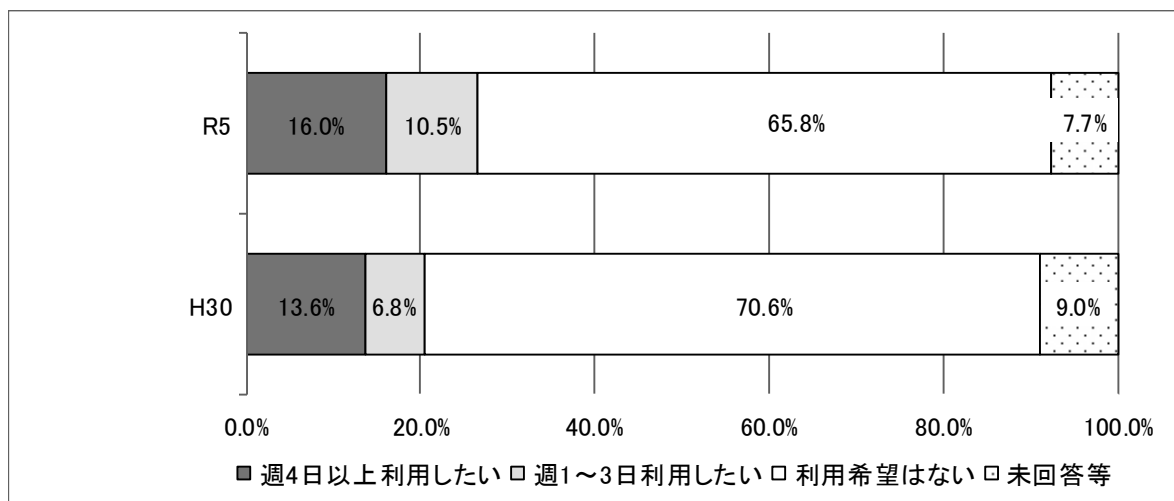


(10) 放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望について

①平日の利用希望の有無（小学生調査のみ）

小学生調査における放課後児童クラブ（学童保育）の平日の利用希望としては、「週 4 日以上利用したい」（16.0%）、「週 1～3 日利用したい」（10.5%）を合わせた『利用したい』が 2 割を超え、「利用希望はない」は 65.8%となっています。

【小学生調査】 n=456

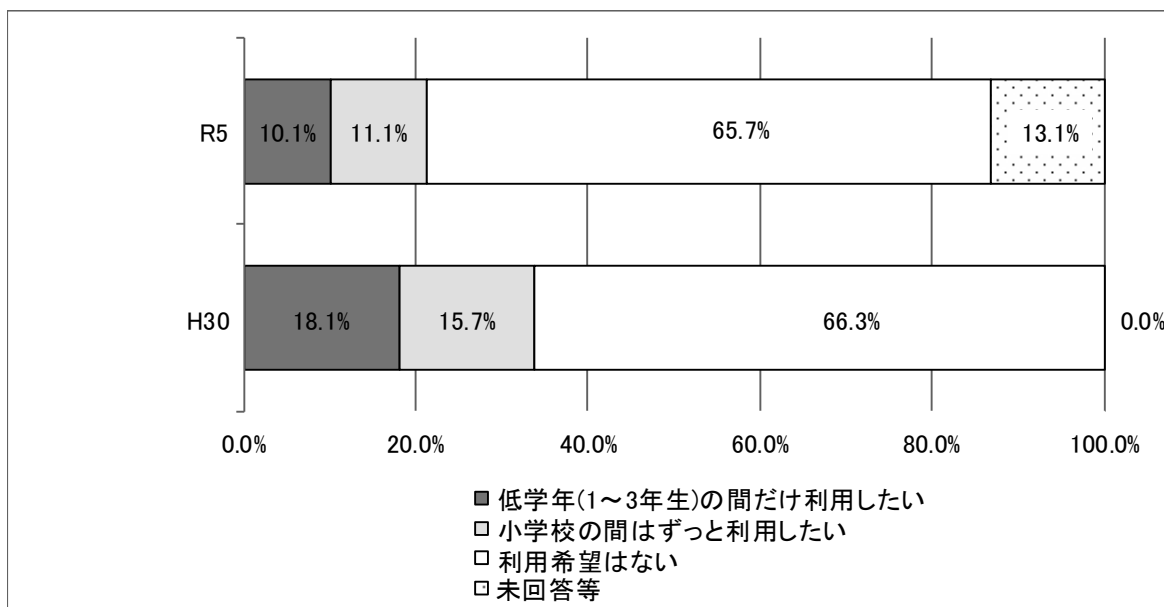


②土曜の利用希望の有無

就学前児童調査における放課後児童クラブ（学童保育）の土曜の利用希望としては、「低学年（1～3年生）の間だけ利用したい」（10.1%）、「小学校の間はずっと利用したい」（11.1%）を合わせた『利用したい』が2割を超え、「利用希望はない」は65.7%となっています。

【就学前児童調査】

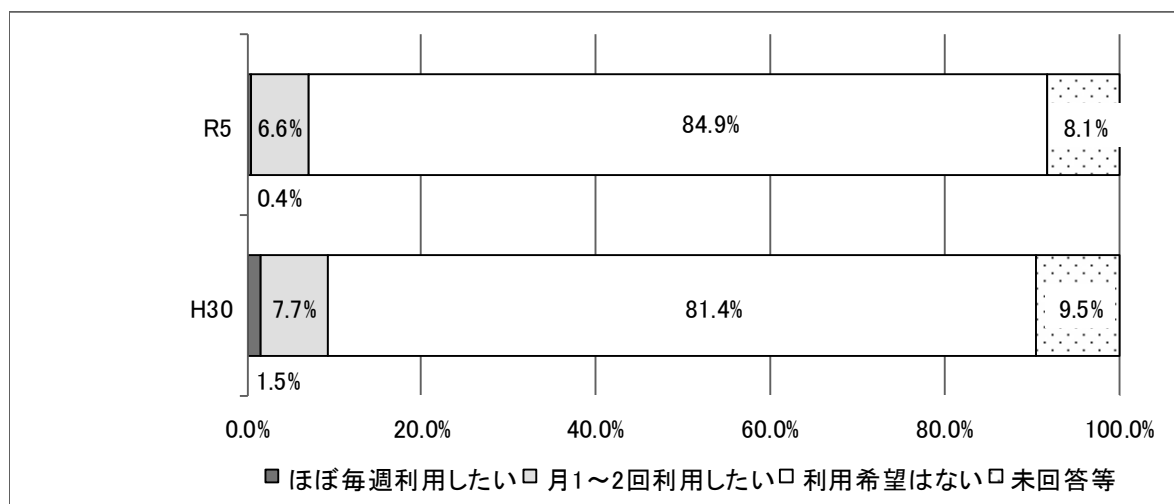
n=99



小学生調査における放課後児童クラブ（学童保育）の土曜の利用希望としては、「ほぼ毎週利用したい」（0.4%）、「月1～2回利用したい」（6.6%）を合わせた『利用したい』が7.0%と、1割弱となっています。また「利用希望はない」は84.9%となっています。

【小学生調査】

n=456

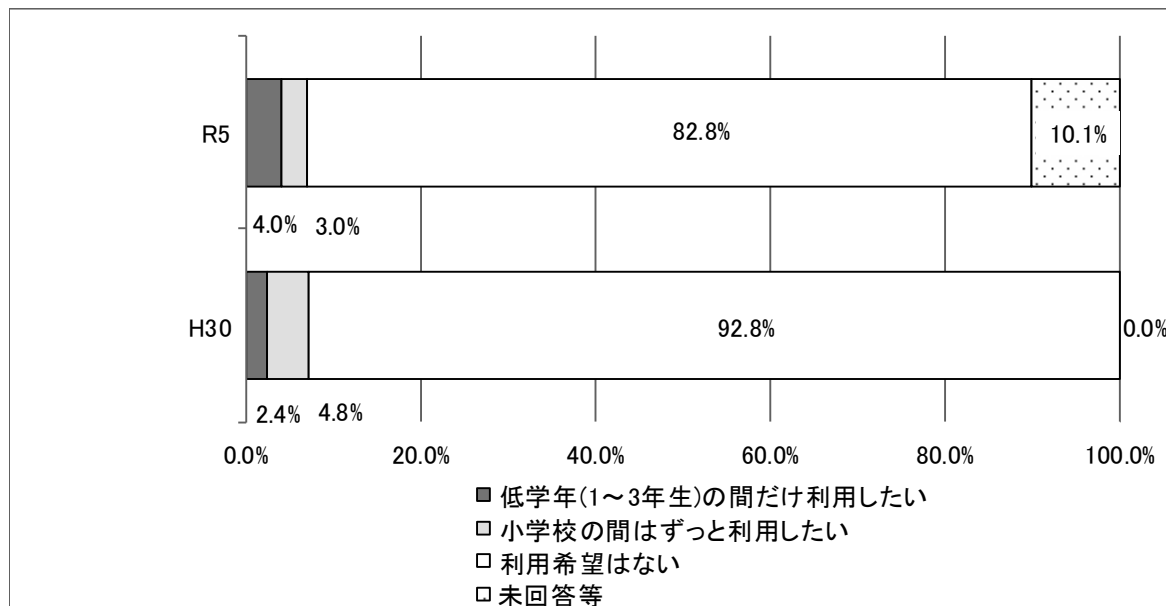


③日曜、祝日の利用希望の有無

就学前児童調査における放課後児童クラブ（学童保育）の日曜、祝日の利用希望としては、「低学年（1～3年生）の間だけ利用したい」（4.0%）、「小学校の間はずっと利用したい」（3.0%）を合わせた『利用したい』が7.0%となっています。また、「利用希望はない」は82.8%となっています。

【就学前児童調査】

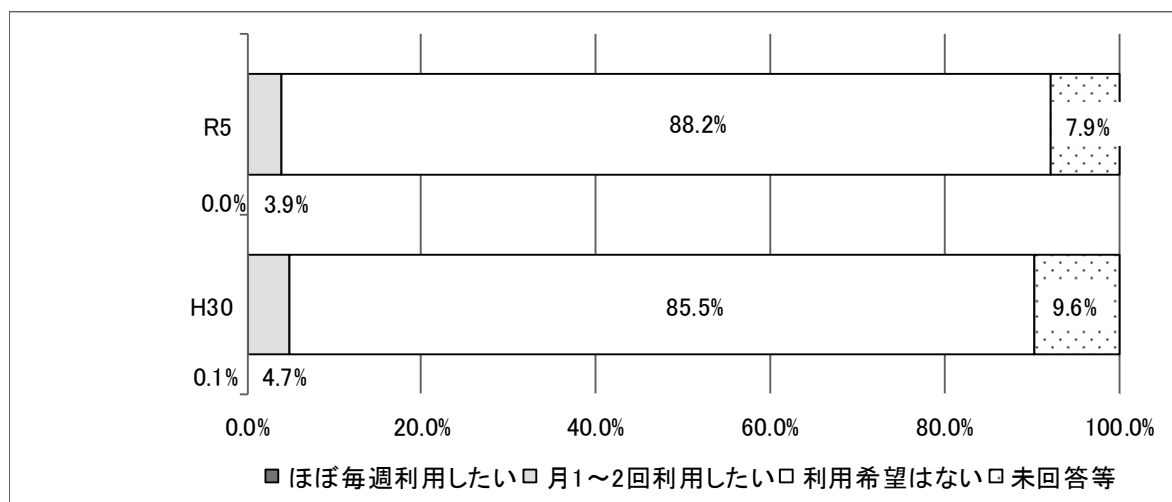
n=99



小学生調査における放課後児童クラブ（学童保育）の日曜、祝日の利用希望としては、「ほぼ毎週利用したい」（0.0%）、「月1～2回利用したい」（3.9%）を合わせた『利用したい』が4.0%となっています。また、「利用希望はない」は88.2%となっています。

【小学生調査】

n=456

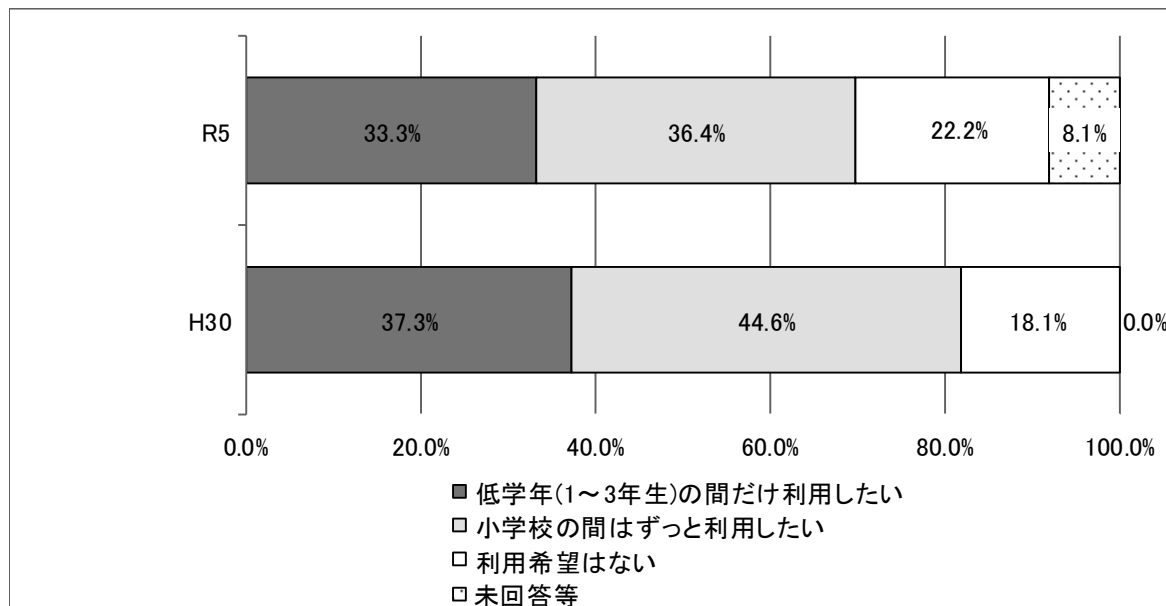


④長期休暇中の利用希望の有無

就学前児童調査における放課後児童クラブ（学童保育）の長期休暇中の利用希望としては、「低学年（1～3年生）の間だけ利用したい」（33.3%）、「小学校の間はずっと利用したい」（36.4%）を合わせた『利用したい』が約7割となっています。また、「利用希望はない」は22.2%となっています。

【就学前児童調査】

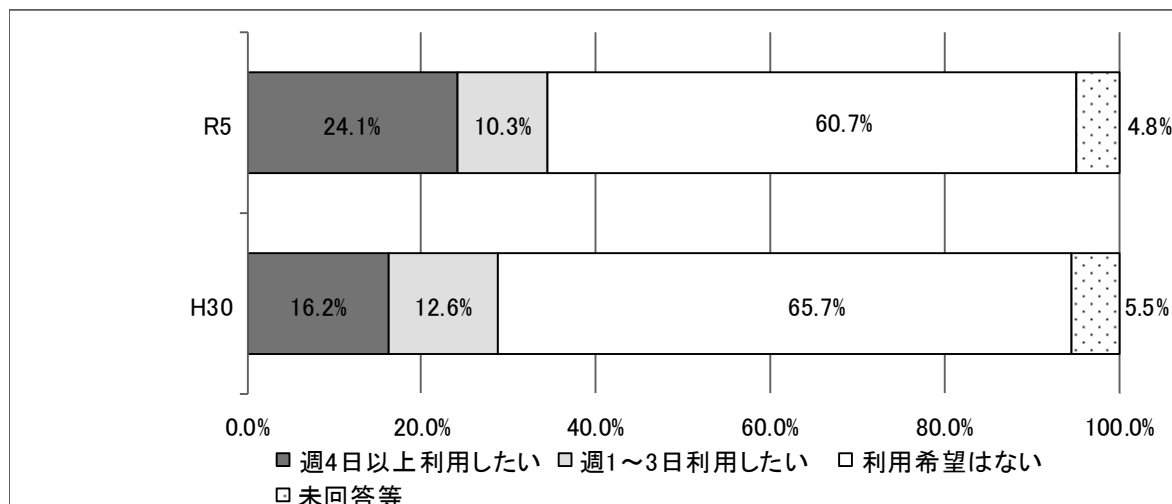
n=99



小学生調査における放課後児童クラブ（学童保育）の長期休暇中の利用希望としては、「週4日以上利用したい」（24.1%）、「週1～3回利用したい」（10.3%）を合わせた『利用したい』が34.4%となっています。また「利用希望はない」は60.7%となっています。

【小学生調査】

n=456



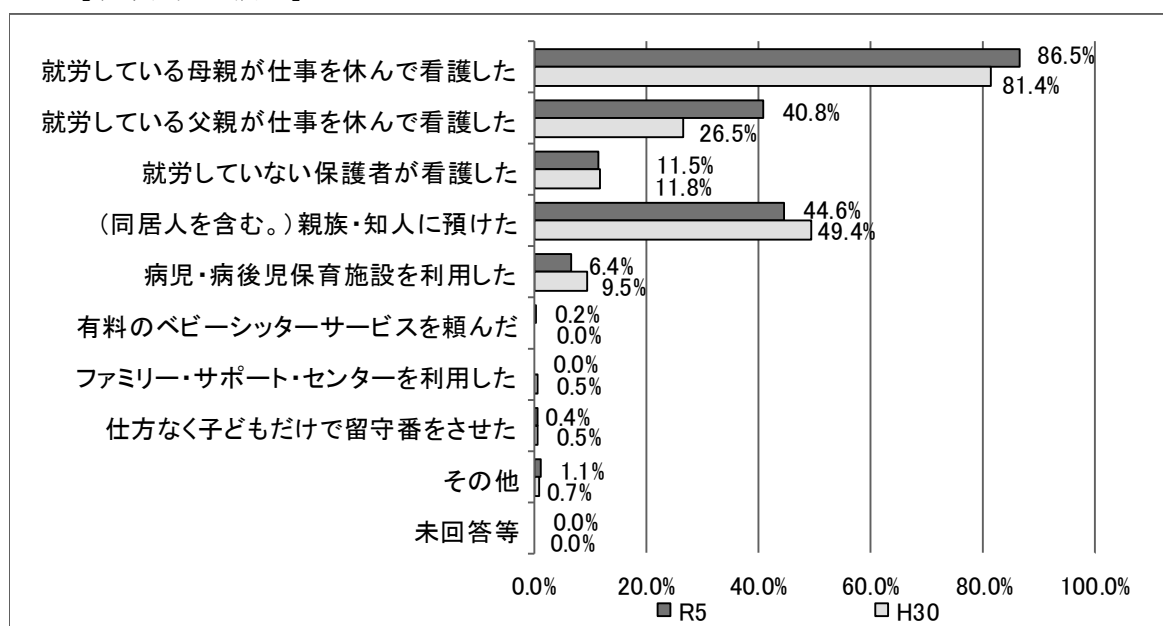
(11) 病気の際の対応について

① 対処方法

就学前児童調査において平日の日中に定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方のうち、児童の病気の際の対処方法としては、「就労している母親が仕事を休んで看護した」が86.5%と最も多く、次いで、「(同居人を含む。)親族・知人に預けた」(44.6%)、「就労している父親が仕事を休んで看護した」(40.8%)が続いています。

【就学前児童調査】

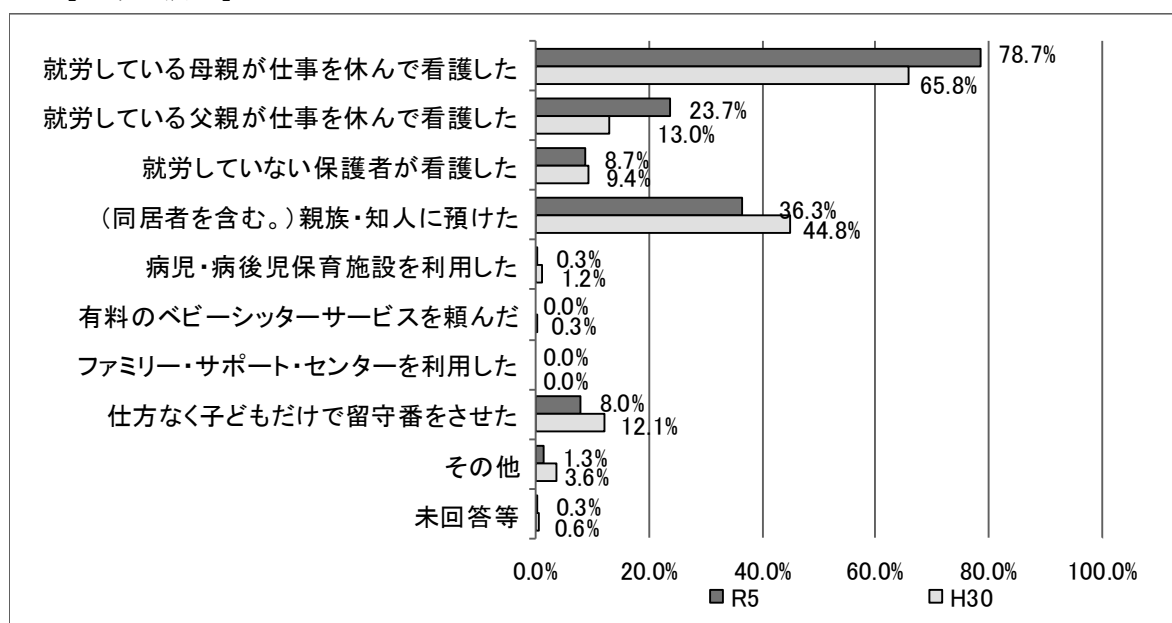
n=453



小学生調査における児童が病気の際の対処方法としては、「就労している母親が仕事を休んで看護した」が78.7%と最も多く、次いで、「(同居人を含む。)親族・知人に預けた」(36.3%)、「就労している父親が仕事を休んで看護した」(23.7%)が続いています。

【小学生調査】

n=300

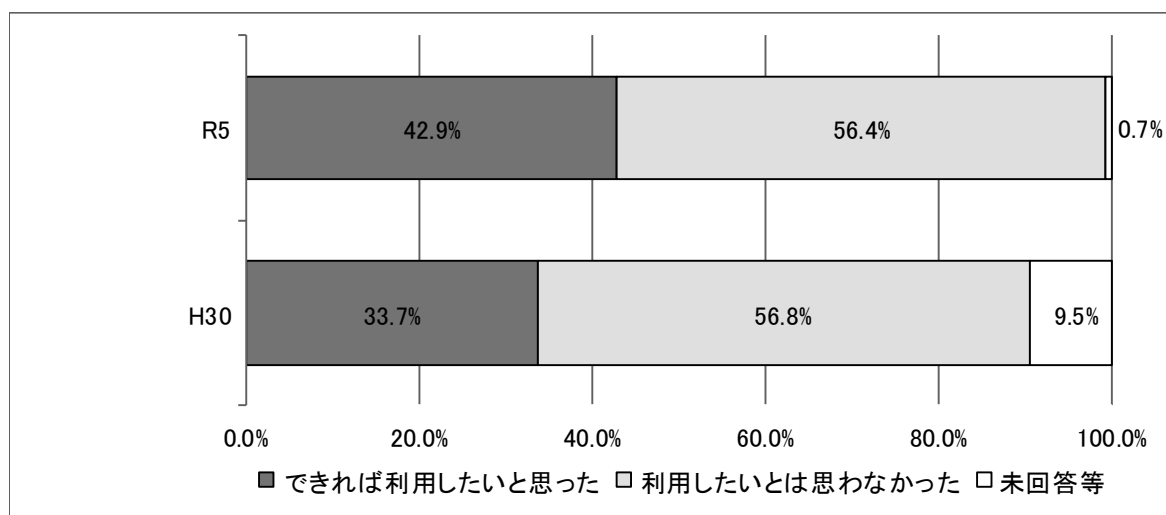


②病児保育事業（病児病後児保育）の利用希望について

母親又は父親が仕事を休んで病気の児童を看護したと回答した方のうち、病児・病後児保育を利用したいと思ったかという質問に対して、就学前児童調査では、「できれば利用したいと思った」が42.9%、「利用したいとは思わなかった」が56.4%となっています。

【就学前児童調査】

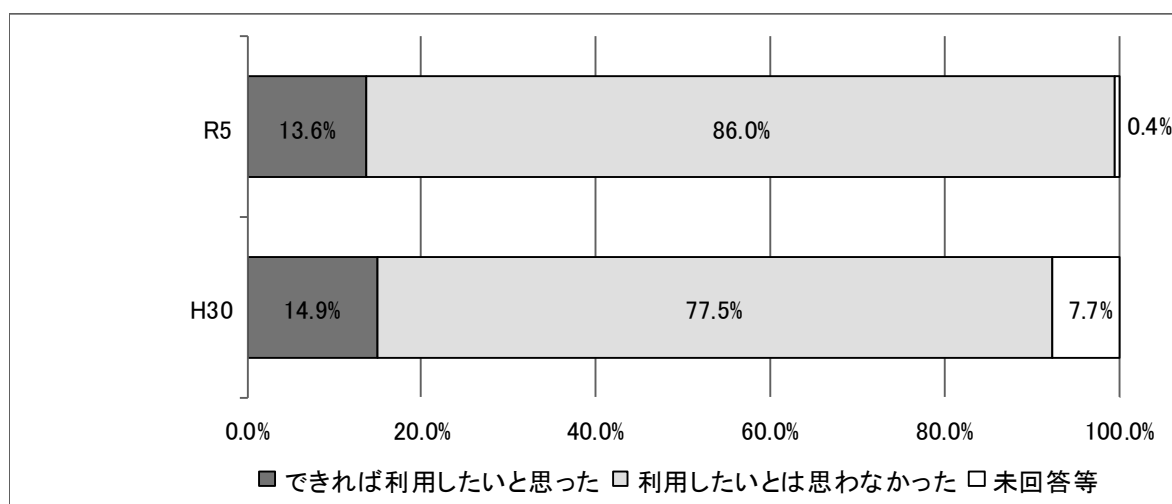
n=368



小学生調査では、「できれば利用したいと思った」が13.6%、「利用したいとは思わなかった」が86.0%となっています。

【小学生調査】

n=242



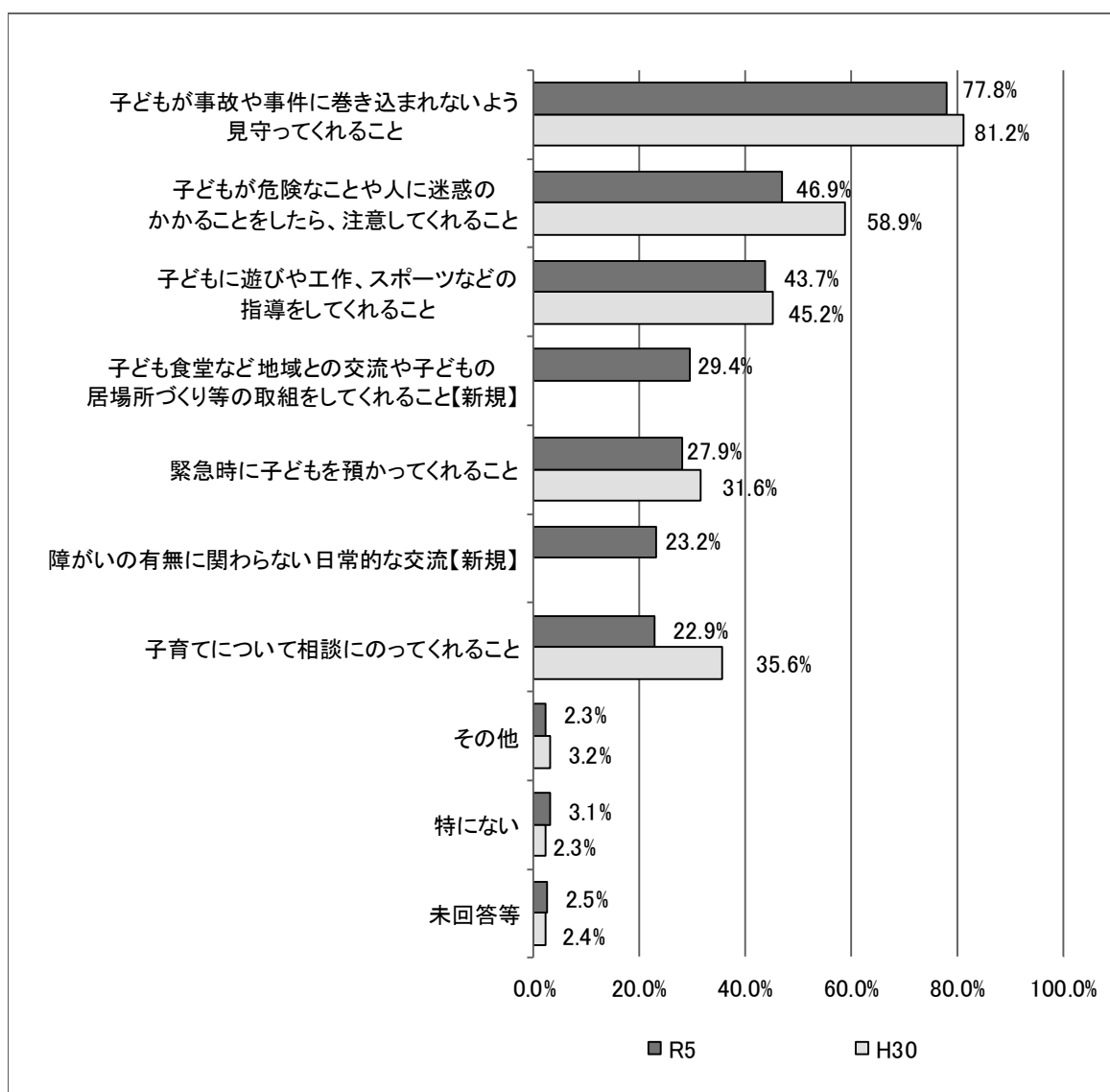
(12) 子育てに関して望むこと

①地域に望むこと

就学前児童調査では、「子どもが事故や事件に巻き込まれないよう見守ってくれること」が77.8%と最も多く、次いで、「子どもが危険なことや人に迷惑のかかることをしたら、注意してくれること」(46.9%)、「子どもに遊びや工作、スポーツなどの指導をしてくれること」(43.7%)が続いています。

【就学前児童調査】

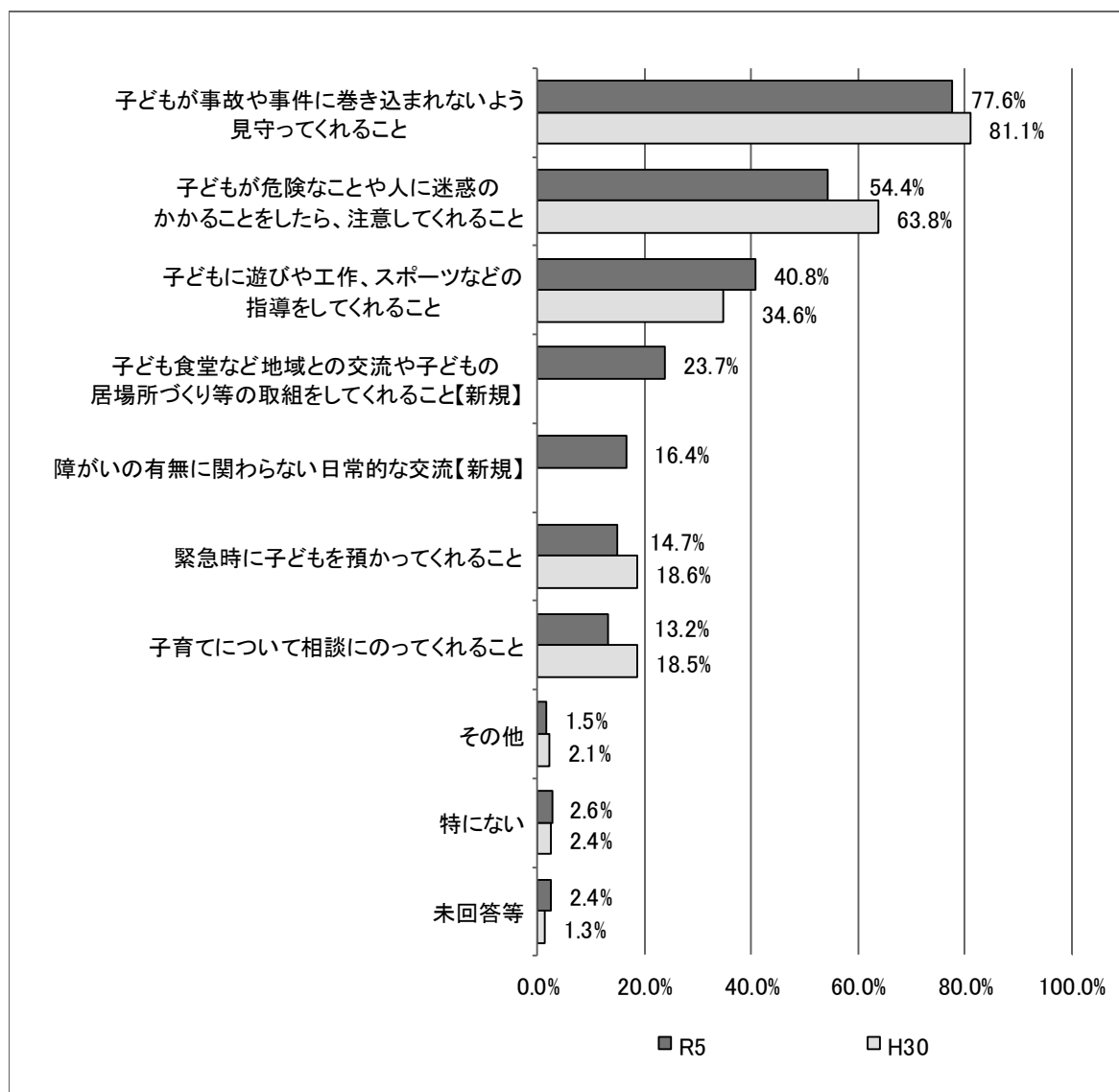
n=652



小学生調査では、「子どもが事故や事件に巻き込まれないよう見守ってくれること」が77.6%と最も多く、次いで、「子どもが危険なことや人に迷惑のかかることをしたら、注意してくれること」(54.4%)、「子どもに遊びや工作、スポーツなどの指導をしてくれること」(40.8%)が続いています。

【小学生調査】

n=456

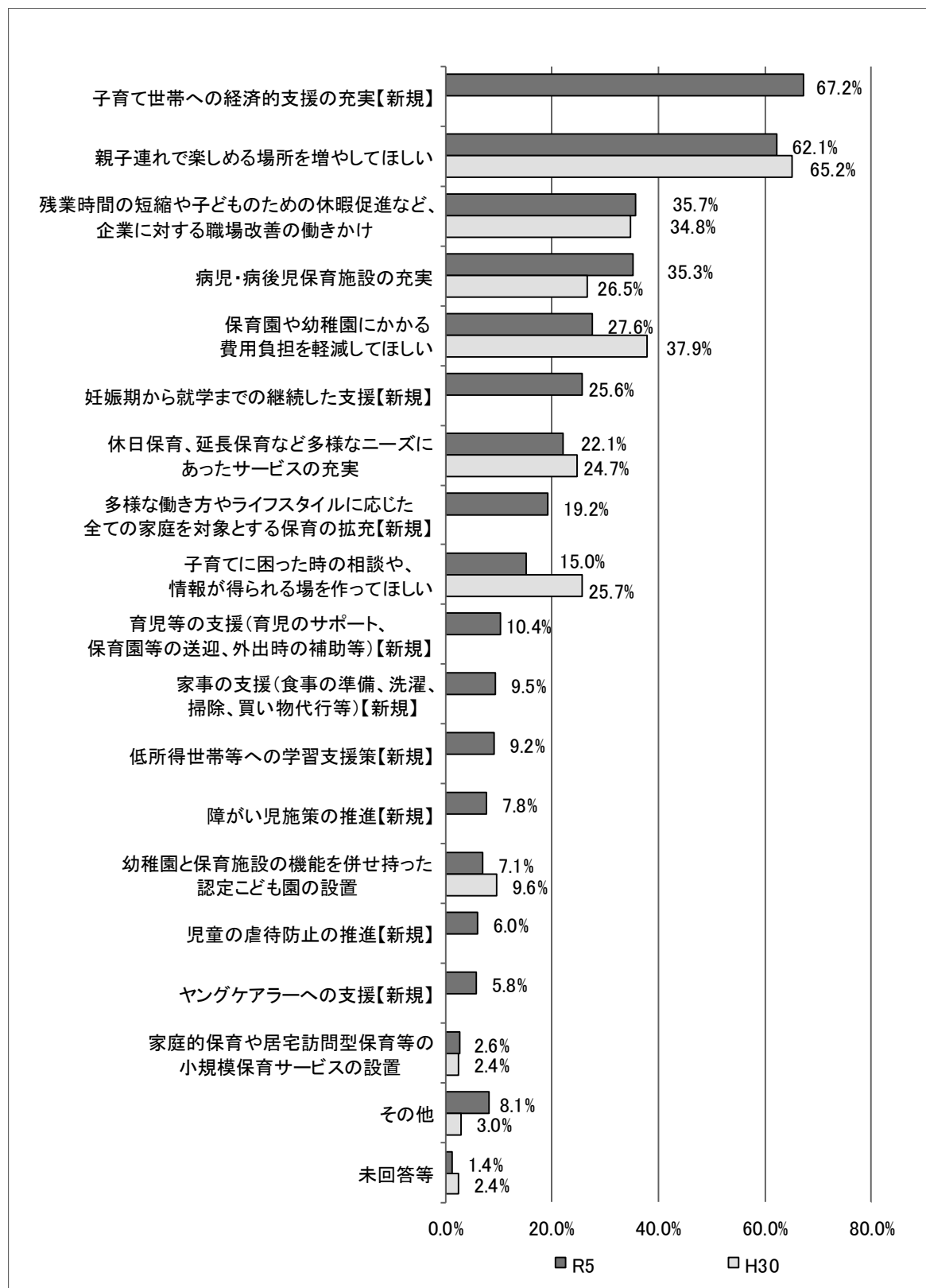


②市に望むこと

就学前児童調査では、「子育て世帯への経済的支援の充実」が67.2%と最も高く、次いで、「親子連れで楽しめる場所を増やしてほしい」(62.1%)、「残業時間の短縮や子どものための促進など、企業に対する職場改善の働きかけ」(35.7%)が続いています。

【就学前児童調査】

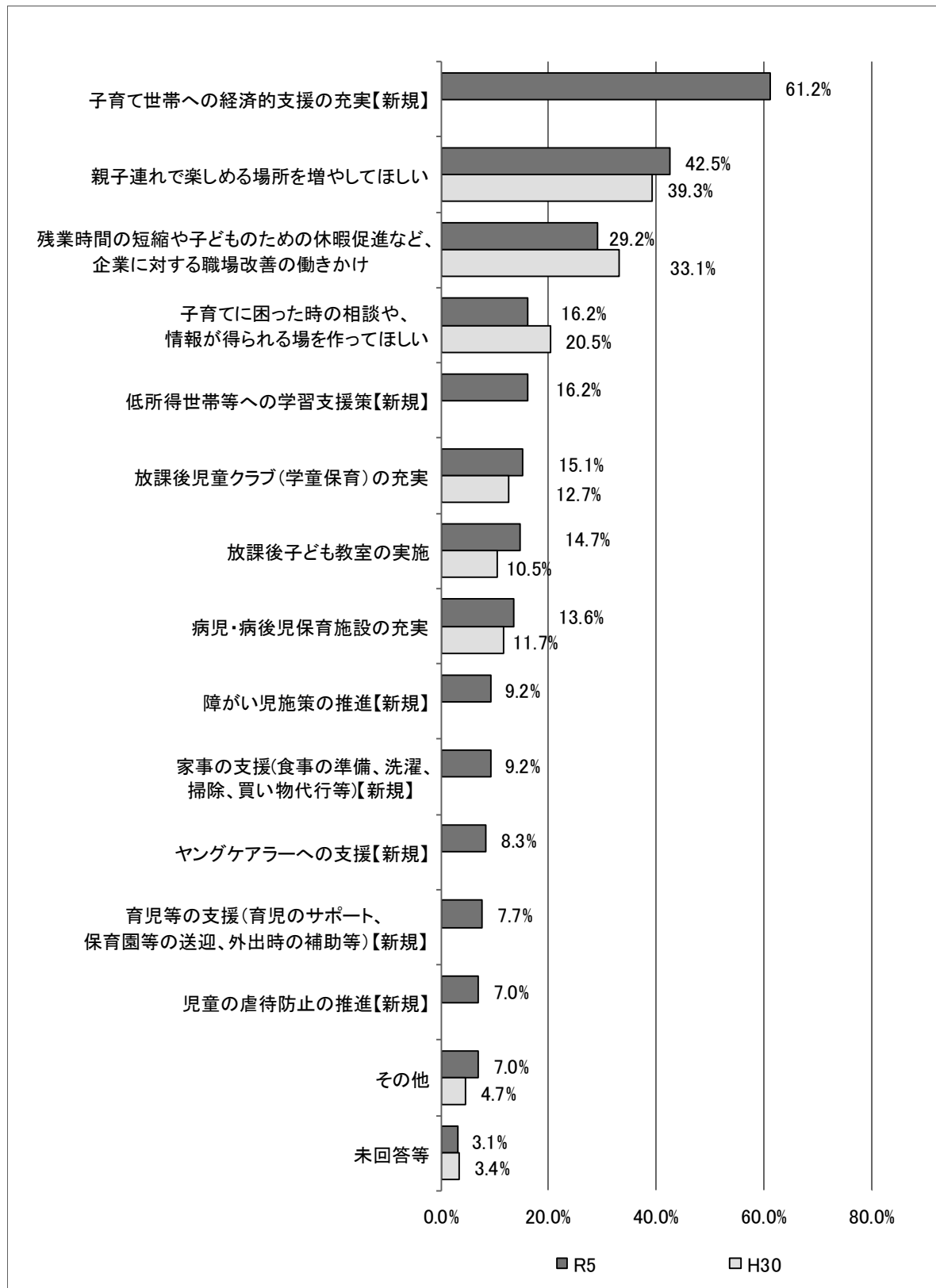
n=652



小学生調査では、「子育て世帯への経済的支援の充実」が61.2%と最も高く、次いで、「親子連れで楽しめる場所を増やしてほしい」(42.5%)、「残業時間の短縮や子どものための促進など、企業に対する職場改善の働きかけ」(29.2%)が続いています。

【小学生調査】

n=456



6 ニーズ調査等を踏まえた子ども・子育て分野における本市の課題

(1) 人口の減少

本市は、人口減少と少子高齢化が深刻な状況となっており、今後ますますその傾向に拍車がかかるものと想定されています。それらの理由としては、若者の結婚、出産に対する考え方の変化や厳しい雇用・労働情勢に伴う出産適齢期の人口の減少などが挙げられます。

本市の少子化対策としては、医療費助成の対象年齢拡大や保育料第二子目以降無償化等子育て世代に対する経済的な援助の充実を図ってきました。

今後も物価上昇などの経済状況を鑑みた経済的な支援と併せて、若者の定住化を促進するために、働きがいのある職場の確保と働きながら子育てしやすい労働環境とそれを支援する政策が極めて重要であると考えられます。

また、市内には未婚者も多く在住していることから、引き続き、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てについて切れ目のない支援を行い、併せて、地域全体で子どもを見守り育む仕組みづくりが必要です。

(2) 保育サービス

市内には、公立保育園が7園、公立認定こども園が1園、公立家庭的保育室が1室、私立保育園が3園あります。各園では、通常保育のほか、一時保育、延長保育を実施しています。その他にも子育て支援センターでは、広場事業、親子教室、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な保育サービスを行っています。

ニーズ調査では、主に利用している保育施設として、認可保育園の利用が、平成30年の調査と同様に、約85%と非常に高く、各保育施設の利用日数も、ほとんどが週に5日の利用となっており、保護者の共働き傾向が今後も続くことから、必要な人が利用できるように保育量を確保するとともに、多様化する保育ニーズへの対応が求められます。

また、少子化の進行を見据えた施設の再編と子育てニーズの多様化や未満児保育のニーズの高さ等に応じた保育事業の検討が必要な状況となっています。

(3) 幼児教育

市内には、公立幼稚園が1園、公立認定こども園が1園、私立幼稚園が1園あり、公立での幼児教育は、すもんこども園が実施しています。また、私立幼稚園については湯之谷地域に所在していますが、両親の就労状況の変化や核家族化により保育を必要とする幼児の割合が増えているためか、保育を必要としない1号認定の幼児数が減少傾向にあります。

しかしながら、ニーズ調査では、1号認定の利用希望は少なからずあることから、今後も教育内容の充実と体制の強化が求められます。

(4) 放課後児童クラブ

少子化により児童数は減少しているものの、核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、ニーズ調査では、就学前児童で約59%（平成30年は75%）の利用希望があり、小学生で約27%（平成30年は約19%）の利用実績状況となっていますが、長期的には少子化の進行とともに利用者数の減少が見込まれます。

一方で、近年は特別な支援が必要な児童の利用が増えており、育成支援に必要な専門的な知識を有する支援員の人材確保と適正な人員配置が求められています。

また、公立の放課後児童クラブの保育時間は、平日と土曜日は午後 6 時 30 分で終了、土曜日と長期休暇中は午前 7 時 45 分から開始となっていますが、開所時間の延長や日曜日・祝日の開所など、利用者の多用なニーズに合わせた柔軟な運営が望まれています。

(5) 保健・医療サービス

平成 31 年度から母子保健部門が子ども課に統合となり、妊娠期から子育て期までの支援体制の整備を図りました。

今後は、対象者の多様なニーズに合わせた切れ目のない支援を提供できるよう、こども家庭センターを中心として、関係機関との連携強化を図る必要があります。

健やかな妊娠・出産を支援するために、妊産婦の健診や医療費助成の充実を行ってきましたが、今後は、D X の推進などにより申請の手間を減らすなど、より一層の利便性の向上が求められます。

また、産前・産後のサポートや産後ケアにより心身の負担を軽減し、安心して育児に臨めるよう支援していくことも重要となっています。

(6) 子どもの遊び場

子どもの遊び場については、平成 30 年 5 月に「子育ての駅かたつき」がオープンし、屋内での遊び場として多くの方から利用されています。ニーズ調査では、親子連れで楽しめる場所を増やしてほしいという要望が寄せられており、近年の酷暑や雨、冬季の遊び場として、屋内の子どもの遊び場の必要性が高まっています。

また、気軽に身体を動かせる場も求められています。

(7) 経済的支援

出産、子育てにかかる経済的支援は、市への要望として、最も大きなものの 1 つであり、ニーズ調査の意見や要望の中でも、「子育て世帯への経済的支援の充実」への希望は高くなっています。

具体的には、ニーズ調査の「子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること」に関し、就学前児童及び小学生の保護者のいずれも約 1/4 が、「収入が少なく子育てに不安を感じている」と回答しており、その割合も平成 30 年の調査と比べて高くなっており、今後の物価上昇傾向を勘案した一層の支援が求められています。

(8) 職場環境

仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えるなど、女性の育成・登用などに取り組む県のハッピー・パートナーへの登録企業は、平成 26 年の 7 社から 22 社(令和 6 年 6 月現在)に増えましたが、待遇面で子育て支援ができる企業はわずかな状況です。

また、ニーズ調査の「子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること」に関し、「仕事が忙しく子供と接する時間が十分に取れないこと」を選択した保護者の割合

が、平成 30 年の調査と同様に第 3 位であり、依然として高い割合になっていることから、残業時間の短縮や特に男性の育児休暇の確実な取得促進（母親のフルタイムでの就労割合が、平成 30 年の調査より高い）など、今後も行政と企業が、共に子育て世代への支援に取り組んでいく必要があります。

(9) 情報提供・相談

本市では、「子育て便利帳」を製作、配布して情報提供に当たっており、令和 4 年度には子育て支援情報専門サイト「うおぬま子育て応援ネットまめんこ」を開設し、情報発信力を強化しました。子育て支援サービスのメニューの発信が向上しているものの、ニーズ調査では「もっと情報を分かりやすく一覧にしたものを配布して欲しい」という意見もあり、情報取得手段の認識度の更なる向上が課題となっています。

今後、ホームページや SNS などでの情報提供を図り、子育て情報がいつでもどこでも得られる体系づくりを充実する必要があります。

また、相談業務については、各種の窓口が開設されていますので、類似する分野の窓口については連携を図り対応していく必要があります。全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの相談支援体制の強化を図るために令和 6 年 4 月に設置した「魚沼市こども家庭センター」を中心に情報提供と適切に相談できる体制づくりの充実が求められます。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

未来に向かって

子ども・家庭・地域の力で育ちあう魚沼

2 基本的な視点

子どもの力 = 幸せな生き方を切り開く力

家庭の力 = 家庭で子どもを育む力

地域の力 = 地域の中で子ども・子育てを支えあう力

3 計画の方向性

- ◆子どもの最善の利益が実現され、全ての親が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるようなまちを目指します。
- ◆子どもが社会の一員として、自立し成長していけるようなまちを目指します。
- ◆少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て環境が変化している中で、次代を担う全ての子どもが健やかに育つよう、地域全体で子育て家庭を支えあえるようなまちを目指します。

第 2 部 各論

第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

本計画においては、「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

2 区域設定

本計画においては、本市全域を1区域として設定します。

【区域設定の理由】

以下の理由により、教育・保育提供区域を「市内全域で1区域」とすることとしました。

- ① 保護者の生活スタイルの多様化に伴い、現在、本市での幼稚園、保育園等の利用は、旧町村に関係なく市内全域で広域的な利用があること。
- ② 保護者の通勤、勤務状況等に合わせた幼稚園、保育園の利用や市の様々な地域性を活かした特徴ある教育・保育を利用者が選べるなど、細かなニーズに柔軟に対応できること。
- ③ 地域ニーズに合わせた地域型保育施設の導入が容易になること。
- ④ 人口減少が今後も見込まれる中、区域を小さく設定すると地域によっては見込み量が少なく、区域内での量の調整や確保が難しいこと。
- ⑤ 保護者の就労状況や希望するサービスの利用など考慮すると、区域を分けて確保策を検討するよりも市全体で検討した方が既存施設の有効利用につながること。

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 幼児期の教育・保育の量の見込み

本市では、これまでの教育・保育の利用実績、ニーズ調査の結果を踏まえ、人口推計、施設の配置状況、市の実情等を考慮し、認定区分ごとに、「必要利用定員総数」を設定します。

■必要利用定員総数

- ・1号認定（3～5歳 学校教育のみ）：幼稚園及び認定こども園に係る総数
- ・2号認定（3～5歳 保育の必要性あり）：保育園及び認定こども園に係る総数
- ・3号認定（0～2歳 保育の必要性あり）：保育園及び認定こども園、地域型保育事業に係る総数

■教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）

（単位：人）

計画年度及び認定区分			1 年目 (R7)					2 年目 (R8)					3 年目 (R9)				
			1 号	2 号	3 号			1 号	2 号	3 号			1 号	2 号	3 号		
					2 歳	1 歳	0 歳			2 歳	1 歳	0 歳			2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)			51	459	140	105	80	45	406	105	140	77	38	345	140	140	77
②確保の内容	特定教育・保育施設	認定こども園	10	49	11	10	5	10	49	11	10	5	10	49	11	10	5
		幼稚園	45					45					45				
		保育園		704	171	141	89		704	171	141	89		704	171	141	89
	従来型幼稚園		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域型保育事業		—	—	3	2	—	—	—	3	2	—	—	—	3	2	—
②－①			4	294	45	48	14	10	347	80	13	17	17	408	45	13	17



計画年度及び認定区分			4 年目 (R10)					5 年目 (R11)				
			1 号	2 号	3 号			1 号	2 号	3 号		
					2 歳	1 歳	0 歳			2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)			39	347	140	140	77	39	347	140	140	77
②確保の内容	特定教育・保育施設	認定こども園	10	49	11	10	5	10	49	11	10	5
		幼稚園	45					45				
		保育園		704	171	141	89		704	171	141	89
		従来型幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	3	2	—	—	—	3	2	—
②－①			16	407	45	13	17	16	407	45	13	17

※特定教育・保育施設は、子ども・子育て支援法の施設型給付を受ける幼稚園、保育園及び認定こども園をいう。

※従来型幼稚園は、文部科学省の幼稚園教育要領に基づいて幼児を教育する幼稚園をいう。

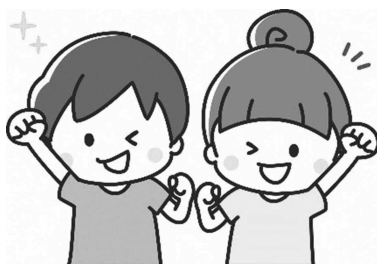
※地域型保育事業は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいう。

■0～2 歳児の保育利用率

0～2 歳児の保育利用率の目標値を設定します。

(単位:人)

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
児童数推計	358	385	420	420	420
確保方針合計	432	432	432	432	432
保育利用率 (目標値)	89.6%	89.6%	89.6%	89.6%	89.6%



2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本市では、3号認定が第二子以降無償化等の理由により増加傾向にあります。しかし、今後の人口減少が予想されるため、現状の見込み量については、保育士不足の状況にはあるものの定員数の中で充足できる予定です。急激な社会変化の中で不足する場合は、既存施設の定員数を見直し、必要に応じた定員増により体制を確保することを目指します。また、民間の力を活用した地域型保育事業の導入を支援します。

1号認定に対応できる施設は市内に3施設(めぐみ幼稚園、すもんこども園、入広瀬幼稚園¹¹)ありますが、令和4年度よりめぐみ幼稚園は、施設型給付を受ける幼稚園へ移行しています。保護者の多様なニーズに対応するため、「魚沼市公立保育園等再編計画」の個別再編方針により検討していきます。また、公立保育園等の民間移譲の可能性等を把握するため、サウンディング型市場調査を実施し、その結果を令和5年12月に公表しましたが、今後のあり方につきましては、民間移譲実現の可能性は低いと判断し、当面は公立保育園としての運営を継続する方針です。



¹¹ 令和6年度末廃止予定…入広瀬幼稚園、ひがし保育園

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 利用者支援事業

子どもや保護者が保育園、こども園、幼稚園での教育・保育や放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

■現在の実施状況・課題

令和6年4月に児童福祉法改正により既存の子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の双方の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、一体的な相談支援を行う魚沼市こども家庭センター¹²を設置しました。

子育てなどに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえて、子育て世代に対する包括的な相談支援体制の強化を図ります。

■今後の方向性・目標事業量

引き続き、関係機関（子育て支援センター、保育園、こども園、幼稚園など）の連携を図り、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行います。

また、子どもや保護者からの相談や利用に必要な情報提供、助言を行い、関係機関との連絡調整等も行います。

妊娠届出時からこども家庭センターを相談窓口として周知し、妊娠・出産・子育て期に切れ目なく支援できるようにします。

市の関係職員による子育て支援についての連携体制をかため、適切な相談支援の実施を目指します。

○目標事業量【実施か所数】

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
② 確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

¹² 「こども家庭センター」…従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく対応することを目的としている。

2 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター等で、子育て中の親子の交流や育児相談、子育て関連の情報提供等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図るとともに、地域の子育てサークルの活動を支援します。

■現在の実施状況・課題

魚沼市子育て支援センターでは、月曜日から金曜日の9時から16時まで、土曜日の9時から11時30分まで、堀之内なかよし保育園の広場開放では、月曜日から金曜日の9時から15時まで、すもんこども園では月曜日から金曜日の8時30分から11時30分までの自由開放を実施しています。

少子化や未満児の保育園入所の増加等により本事業の利用者数は減少傾向にあり、核家族化が進む中、子育てについての悩みを気軽に相談できる環境づくりや孤立感の防止が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も継続して子育て支援センターの機能強化を進めながら、本センターから遠隔な地域については、地域に密着した保育園・幼稚園などで子育て支援・保護者支援体制の充実を図りながらサービスの提供に努めます。

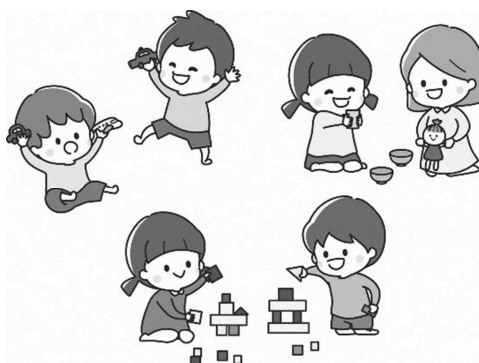
また、来場者数は減少していくことが予想されますが、子育て支援センターでの乳幼児健診等を実施しており、このような場を活用しての相談体制を充実していくことが必要です。また、健診等も含めたセンター事業の更なるPRを行い、利用者の増加を図っていくことが必要です。

○目標事業量（子育て支援センターの年間総利用者数）

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	9,000人	8,500人	8,000人	7,500人	7,000人
②確保の内容	9,000人	8,500人	8,000人	7,500人	7,000人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】令和4年度 10,310人

令和5年度 8,767人



3 妊婦健診事業

妊娠・出産期から子育て期までの途切れない支援に配慮することが重要であり、母子保健施策の推進の一環として妊婦の健康診査にかかる費用を助成しています。

■現在の実施状況・課題

関係機関と連携し、母子健康手帳の交付から妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援を行っています。

妊婦健診では、健康診査費用の一部を助成することで、誰もが安心して妊娠・出産を迎えることができるように健康状態を定期的に確認し、様々な相談に応じています。14回の妊婦健康診査に加え、市独自に15回目以降の健診費用も助成しています。

また、低出生体重児・早産児には、新潟県版リトルベビーハンドブックを配布するなど、医療機関と連携しながら支援を行っています。

■今後の方向性・目標事業量

引き続き出産するまで健診助成を実施し、母体や胎児の健康状態の確認や妊娠、子育ての不安解消に努めます。

今後も医療機関と連携しながら、定期受診がない妊婦がいないか確認し、妊娠、出産及び子育てへの不安を軽減する支援体制を充実する必要があります。

○目標事業量【母子健康手帳交付数】

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	140人	140人	140人	140人	140人
②確保の内容	140人	140人	140人	140人	140人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：交付実績】令和4年度 137人

令和5年度 135人



4 乳児家庭全戸訪問事業

育児経験の豊富な訪問スタッフと保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行い、親子の心身の状況や養育環境を把握しています。支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、親子の孤立を防ぎ適切な支援につなげています。

■現在の実施状況・課題

令和5年度の訪問実施率は、99.3%です。

継続支援が必要な保護者に対しては保健師等が訪問し、乳児の成長発達の確認や子育て不安の軽減と孤立防止を図ることができています。訪問した際の相談内容が多様化しているため、訪問従事者の研修や意見交換、報告会等の実施によりスキルアップを図る必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

今後も生後4か月までの乳児がいる家庭の養育環境の全数把握に努めます。切れ目のない支援を継続できるようスタッフ研修や連携を強化していきます。

○目標事業量【訪問実施数】

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	140人	140人	140人	140人	140人
②確保の内容	140人	140人	140人	140人	140人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：訪問実績】令和4年度 訪問数 142人
令和5年度 訪問数 139人

5 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者のうち、養育を支援することが特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行う事業です。

これまで養育支援訪問事業として実施していた家事・育児支援は、令和4年児童福祉法改正により新設された子育て世帯訪問支援事業に移行しました。

■現在の実施状況・課題

継続的な支援が必要なことから特定妊婦¹³の把握に努めています。その上で、関係機関が連携して当該家庭の支援をしています。また、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭については養育支援の必要性を判断し、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行い、関係機関と連携しながら個々の家庭が抱える養育上の問題を解決するよう継続的に支援しています。

児童相談所や保健所、地区担当保健師、福祉担当部署、民生児童委員等の支援にあたる関係者、関係機関の情報共有と連携体制が必要不可欠となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も切れ目のない支援が行われるよう関係機関と情報の共有を行い、更に連携を密接にするよう努めます。また、妊娠期から安定した家庭生活が営まれるよう支援に努めます。必要な対象者には関係機関と連携し全数支援できるように対応します。

○目標事業量【訪問実施数】

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
①量の見込み	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
②確保の内容	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【参考：訪問実績】 令和 4 年度 訪問数 2 人（助産師による指導助言）
令和 5 年度 訪問数 0 人

6 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に保護するものです。

また、夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護するものです。

■現在の実施状況

本事業については、現時点において県内で実施しているのは新潟市、阿賀野市及び見附市のみです。

■今後の方向性

本市が実施施設を単独で開設することは現実的ではないと考えますが、今後のケースに応じて、広域的な連携によって対応していきます。

¹³ 「特定妊婦」・・・出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障がいなどで育児困難が予測される場合などがある。このような家族は妊娠届が提出されていなかったり、妊婦健診が未受診の場合もある。

7 ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。

■現在の実施状況・課題

令和5年度の実績は、依頼会員91人、提供会員18人、両方会員3人、利用回数は、保護者等の外出の場合の預かり107回、保護者等の就労の場合の預かり20回、保護者等の病気や急用の場合の預かり3回、学童保育への送迎と学童保育後の預かり14回の合計144回でした。令和3年度から市の助成制度を設け、依頼会員の利用料に上限額を設定したことにより、利用回数が増加し続けており、依頼会員数・提供会員数共に増加傾向にあります。しかし、依頼会員に対して提供会員の増員が伸び悩んでおり、人材確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

市の公式LINEなどを活用した事業内容の効果的な周知を図り、子育て支援事業の選択肢の一つとして充実するよう努めます。

また、提供会員については様々な預かりに対応できるように、研修の充実によりスキルの向上に努めます。

○目標事業量

【ファミリー・サポート・センター（小学生対象）】

(延べ利用人数)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み (依頼会員)	20人	21人	22人	23人	24人
②確保の内容 (提供会員)	20人	21人	22人	23人	24人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

※本項では、小学生を対象とした数字を掲載しています。

【参考：会員数 ※令和6年度は会員更新時点】

令和4年度 依頼会員9人 提供会員0人、両方会員1人

令和5年度 依頼会員12人 提供会員1人、両方会員1人

令和6年度 依頼会員10人 提供会員1人、両方会員1人

8 一時預かり事業

保護者の社会参加や病気、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のため、一時的に子どもを保育園等で預かる事業です。

※ここでは、保育園での一時保育、幼稚園での在園児対象の預かり保育、ファミリー・サポート・センター（就学前児童対象分）、地域子育て拠点施設等での一時預かりが対象となっています。

■現在の実施状況・課題

現在、市内の全保育園（こども園含む。）で一時預かり事業を、幼稚園で預かり保育事業を実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業については、令和3年度から市の助成制度を設けたことにより依頼件数も増加傾向にあります。

一時預かり事業の充実については、通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保育ニーズの高まりを受け、保育士確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

保護者の利用希望に沿いながら、今後も一時的に保育が困難な就学前児童について、適正な支援に努めていきます。また、緊急時に利用しやすい総合的な体制づくりに努めます。

○目標事業量

【保育園・こども園】

(延べ利用人数)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	400人	400人	400人	400人	400人
②確保の内容	400人	400人	400人	400人	400人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】令和4年度 283人

令和5年度 401人

【幼稚園（在園児対応）】

(延べ利用人数)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人
②確保の内容	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

※幼稚園における一時預かりは、在園児を対象として、早朝・夕方・長期休暇中などの通常の預かり時間外に子どもを預ける場合を指します。

【参考：利用実績】令和4年度 3,849人

令和5年度 3,417人

【ファミリー・サポート・センター（就学前児童対象）】

（延べ利用人数）

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
①量の見込み (依頼会員)	120 人	122 人	124 人	126 人	128 人
②確保の内容 (提供会員)	120 人	122 人	124 人	126 人	128 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ここでは、就学前児童を対象とした数字を掲載しています。

【参考：会員数(就学前児童対象) ※令和 6 年度は会員更新時点】

令和 4 年度 依頼会員 66 人 提供会員 15 人、両方会員 3 人

令和 5 年度 依頼会員 79 人 提供会員 17 人、両方会員 2 人

令和 6 年度 依頼会員 55 人 提供会員 13 人、両方会員 2 人

9 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に保育を行う事業です。

■現在の実施状況・課題

市内の全保育園（こども園含む。）で実施しています。令和 2 年度から 5 年度までの年間平均利用実人数は約 646 人です。公立では全園 19 時まで、小出保育園では 22 時まで、清心保育園では 19 時 30 分（土曜は 19 時）まで、第二たんぼ保育園では 19 時までそれぞれ開園しています。

通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保護者の就労状況に応じたニーズに対応可能な開設時間や保育士確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

身近な地域でサービスの提供を受けられるよう職員確保に努め、適正な実施サービスの確保に努めます。保護者の就労形態を勘案しながら事業を継続実施します。

○目標事業量【延長保育利用児童数】

（実人数）

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
①量の見込み	652 人	609 人	585 人	587 人	587 人
②確保の内容	652 人	609 人	585 人	587 人	587 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【参考：利用実績】令和 4 年度 383 人

令和 5 年度 635 人

10 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かるものです。

■現在の実施状況・課題

平成 28 年度から子育て支援センターでの病後児保育は廃止し、魚沼市立小出病院内で定員おおむね 6 床で開設しました。令和 5 年度は延べ利用者数 212 人、実利用者数 125 人の利用があり、医師、看護師の常駐する病院での保育は利用者にとって安心できる環境になりました。

インフルエンザ等が流行した場合の保育士の不足や当日のキャンセル等利用方法が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

働く保護者への支援として、魚沼市立小出病院と連携し継続して実施します。

保護者へは子育て便利帳への掲載等で周知していますが、お知らせ版や魚沼市公式 L I N E 等を活用し制度を周知するほか、ファミリー・サポート・センター事業の依頼会員に紹介するなど、潜在的なニーズに届くような周知に努めます。

○目標事業量【病児・病後児保育事業】

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
①量の見込み	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)
②確保の内容	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【参考：利用実績】 令和 4 年度 延べ利用者数 185 人 実利用者数 125 人

令和 5 年度 延べ利用者数 212 人 実利用者数 125 人

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

■現在の実施状況・課題

令和 6 年度においては、9 小学校区で 11 のクラブ（公立 10 クラブ、私立 2 クラブ）を開設し、381 人の児童（R6.5.1 現在。入所者のみ。長期利用者、一時利用者は除く。）が利用しています。

施設面では、堀之内放課後児童クラブが利用者数の増加により定員を超えていることなどの課題があります。

運営面では、会計年度任用職員が放課後児童支援員として従事しており、長期的、安定的な人材の確保が難しいこと、夏休みの利用児童数の増加に伴う職員の確保が難しいこと、近年は特別な支援が必要な児童の入所が増加傾向にあり、適切な支援を行うための職員の育成などの課題があります。

また、現在開設している児童クラブの多くを市が運営していますが、開設時間の延長や食事の提供などの柔軟な施設運営が期待される民営化についても検討を行っていく必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

(1) 放課後児童クラブ

平成 27 年度から小学校 6 年生までが利用対象となったことから一時的に需要が増加しましたが、少子化による児童数減少の一方で、核家族化の進行や共働き世帯が増加したことより現在の放課後児童クラブの利用者数は横ばいの状況にあります。今後もしばらくこの状況が続くことが見込まれるため、ニーズ調査の結果を踏まえながら引き続き量の確保に努めていきます。

また、職員のキャリアアップ、特別な支援が必要な児童に対する研修などの受講機会を充実させ、保育の質の向上を図ります。

①堀之内地域（堀之内放課後児童クラブ）

堀之内放課後児童クラブは、堀之内小学校区と宇賀地小学校区を対象区域としています。

平成 27 年度に堀之内小学校敷地内に新たな施設を建設したことにより、定員を 80 人に増加しましたが、利用者数の増加により定員を超えています。また、クラブの規模が 40 人を超えていることから、施設内で保育の集団を 2 つに分割しています。

今後の利用者数も横ばい状態が続く見込みを踏まえ、堀之内地域内に新たな児童クラブの設置を検討します。

②小出地域（小出つくしクラブ、小出北部つくしクラブ、ひまわり放課後児童クラブ、第二たんぽぽクラブ、伊米ヶ崎放課後児童クラブ）

小出つくしクラブ、小出北部つくしクラブ、ひまわり放課後児童クラブ、第二たんぽぽクラブは、小出小学校区を対象区域、伊米ヶ崎放課後児童クラブは伊米ヶ崎小学校区を対象区域としています。

③湯之谷地域（湯之谷放課後児童クラブ、湯之谷やくしクラブ）

湯之谷放課後児童クラブ、湯之谷やくしクラブは、湯之谷小学校区を対象区域としています。

湯之谷放課後児童クラブは、利用者数の増加により施設内で保育の集団を 2 つに分割して実施していましたが、井口小学校の改築、移転に併せ、平成 29 年度に湯之谷小学校内に

湯之谷やくしクラブを新設し、2か所に分割したところです。現在は、いずれのクラブも定員内に収まっていることから継続して実施します。

④広神地域（広神東よつばクラブ、広神西よつばクラブ）

広神東よつばクラブは、広神東小学校区、広神西よつばクラブは、広神西小学校区を対象区域としています。

⑤守門地域（守門きのめクラブ）

守門きのめクラブは、須原小学校区を対象区域としています。

⑥入広瀬地域（入広瀬放課後児童クラブ）

入広瀬放課後児童クラブは、旧入広瀬小学校区を対象区域としています。

児童数の減少により利用者数も減少していますが、継続して実施します。

○目標事業量

（単位：人）

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
①量の見込み	402	388	382	375	349
1 年生	119	114	111	109	99
2 年生	105	100	99	96	87
3 年生	88	84	82	80	73
低学年合計	312	298	292	285	259
4 年生	53	53	53	53	53
5 年生	26	26	26	26	26
6 年生	11	11	11	11	11
高学年合計	90	90	90	90	90
②確保の内容	420	420	420	420	420
②－①	8	32	38	45	71

- (2) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ等への活用に関する具体的な方策
担当部局間で協議し、学校施設の利用促進を検討していきます。

(3) 放課後児童クラブ等の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブの運営については、教育委員会部局で実施しております。児童の健全育成のために福祉部局とも連携しながら事業を実施していきます。

(4) 特別な支援を必要とする児童への対応に関する方策並びに放課後児童クラブの役割を向上させるための方策

学校と放課後児童クラブとの連携会議を実施し、特別な支援を必要とする児童を含めた利用児童についての情報共有をすることで、一人一人の状態に応じた対応ができるよう努めます。

(5) 放課後児童クラブにおける育成支援の内容についての周知を推進させるための方策

利用者に対しては、迎えに来た保護者に対して児童の様子を伝えることや連絡帳を通して、支援内容について伝達しています。

また、地域住民に対しては、市広報誌やホームページ等を活用し、放課後児童クラブでの支援内容の周知に努めます。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設や特定子ども・子育て支援施設である私立幼稚園において実費徴収を行うことができるとされている副食費の費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に一部を補助する事業です。

■現在の実施状況

幼児教育・保育無償化に伴い対象となった副食費の補助については、公立保育園等を利用する子どもと同様の取扱いとなるよう補助対象範囲を拡充し、私立幼稚園に在籍する魚沼市の満3歳以上の全ての子どもの副食費の費用について補助を行っています。

■今後の方向性

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減のため継続して実施します。

13 子育て世帯訪問支援事業（新規）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯を訪問支援員が訪問し、家事や育児等の支援を行う事業です。

■現在の実施状況

令和4年の児童福祉法改正に伴い、令和6年4月から養育支援訪問事業のうち、家事・育児支援は本事業で実施しています。

児童や保護者又は妊婦等からの相談や関係機関からの情報提供、相談等により、支援の対象者の把握に努めます。関係機関と連携しながら、それぞれの家庭が抱えている養育上の問題を解決できるよう継続的に支援していきます。

■今後の方向性

今後も切れ目のない支援が行われるよう関係機関と情報の共有を行い、支援を必要とする家庭に確実に支援が行えるよう努めます。

○目標事業量【延べ利用人数】

（単位：人）

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	300	300	300	300	300
②確保の内容	300	300	300	300	300
②－①	0	0	0	0	0

※養育支援訪問事業のうち、家事・育児支援に関する訪問実績

【参考：延べ利用人数】 令和4年度 56人

令和5年度 36人

14 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

■現在の実施状況

魚沼市では未実施です。

■今後の方向性

状況を踏まえながら事業の在り方の検討を行います。

15 親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施します。

■現在の実施状況

子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」を客観的に捉えることができるようになることや、支援者の基礎的な知識と技術の習得の場の提供として計6回のペアレント・プログラムを実施しています。

■今後の方向性

現在のペアレント・プログラムに加え、要保護児童等の保護者を対象としたペアレント・トレーニングの実施を検討していきます。

○目標事業量

(単位：人)

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保の内容	15	15	15	15	15
②－①	0	0	0	0	0



16 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための新たな通園給付です。

保護者の就労要件や理由を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、0歳6か月～2歳の未就園児を保育園等で預かります。

■現在の実施状況

令和8年度からの本格実施に向けて市内の施設での受入態勢を整備していく必要があります。

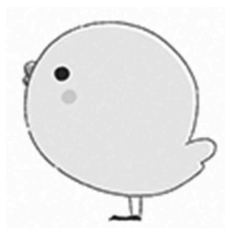
■今後の方向性

利用定員に空きがある施設を中心に実施施設数を拡大し、ニーズに対応していきます。

○目標事業量

(単位：人)

		1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
0歳	①量の見込み	0	8	8	8	8
	②確保の内容	0	10	10	10	10
	②－①	0	2	2	2	2
1歳	①量の見込み	0	2	2	2	2
	②確保の内容	0	10	10	10	10
	②－①	0	8	8	8	8
2歳	①量の見込み	0	2	2	2	2
	②確保の内容	0	10	10	10	10
	②－①	0	8	8	8	8
合計	①量の見込み	0	12	12	12	12
	②確保の内容	0	30	30	30	30
	②－①	0	18	18	18	18



17 産後ケア事業（新規）

魚沼市に住所があり、産後の体調不良又は育児不安等がある方、家族等の支援が十分に受けられない方、産後の経過に応じた日常の生活等について相談したい方及び退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施します。

■現在の実施状況

母親の身体的回復と精神的な安定が図られる体制づくりのため、平成30年度から、産後の育児の支援や休養が必要な方へ必要なケアを、医療機関と連携して行うサービスとして開始しました。宿泊、日帰り型のケアと、助産師による訪問型のケアを設定しています。

- ・宿泊型・日帰り型（利用回数：宿泊型と日帰り型と合わせて7日以内）
- ・訪問型（利用回数：原則2回まで）

■今後の方向性

今後も妊娠届出時、出生届出時、医療機関との連携の中で情報提供を行い、支援が必要な産婦の利用につなげていきます。

○目標事業量【延べ利用人数】

（単位：人）

		1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
宿泊型	①量の見込み	70	70	70	70	70
	②確保の内容	70	70	70	70	70
	②－①	0	0	0	0	0
日帰り型	①量の見込み	10	10	10	10	10
	②確保の内容	10	10	10	10	10
	②－①	0	0	0	0	0
訪問	①量の見込み	3	3	3	3	3
	②確保の内容	3	3	3	3	3
	②－①	0	0	0	0	0
合計	①量の見込み	83	83	83	83	83
	②確保の内容	83	83	83	83	83
	②－①	0	0	0	0	0

18 妊婦等包括相談支援事業（新規）

妊産婦等を対象に、保健師等が出産や子育ての見通しを一緒に確認し、子育てに関する情報の提供や相談に応じ、必要な支援につなげる事業です。

■現在の実施状況

保健師や助産師等が全ての妊産婦等に妊娠届時・出産前・出生届出後の3回の面談や訪問を行っています。妊産婦等の心身の状況や子育ての環境等の把握を行い、必要な支援を行っています。

本事業は、令和4年度より出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として実施しており、令和7年度から法制化された事業です。

■今後の方向性

今後も面談等を通じ、妊娠から出産・子育てへと切れ目のない相談支援を行います。

○目標事業量【面談実施合計回数】

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	420回	420回	420回	420回	420回
②確保の内容	420回	420回	420回	420回	420回
②－①	0回	0回	0回	0回	0回

※面談実施合計回数 420回＝妊娠届出数 140人×面談回数 3回



第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

1 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進

現制度では、幼児教育と保育を一体的に提供する（幼稚園と保育所の機能を併せもつ）認定こども園の普及のため、設置に関する手続の簡素化や、財政支援の充実・強化を図り、教育・保育の総合的な提供を図るとされています。

本市では、幼保連携型認定こども園として「すもんこども園」があります。また、幼稚園は市内に2施設（公・私立各1園、なお公立1園は休園中であり、令和6年度末で廃止の予定）あり、市内全域を対象とした募集に対して、現在、入園者数は定員を下回っている状況です。

ニーズ調査結果では、認定こども園、幼稚園の利用希望もあり、保護者の幼児教育への関心の高さがうかがえます。まずは、既存施設の有効利用を図ることを第一とし、今後も体制を確保していきます。

2 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方策

依然として、子どもやその家族を取り巻く環境は急速な少子化に加え、核家族化の進行、共働き世帯の増加などにより、子育ての孤立感や負担感の増加、児童虐待¹⁴の深刻化など様々な課題を抱えています。

子どもの健やかな育ちを等しく保障し、本計画の基本的な視点である「子ども、家庭、地域の力」を育て、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼児期における教育・保育の「環境」及び「質」の向上を図る必要があります。

そのような中で、各種研修会への保育士の参加等を通して、職員の資質向上、教育・保育の質の向上に取り組んできました。今後も研修への参加意欲が高まるようなサポートに努め、保育士等の専門性及び資質の維持・向上を目指します。

また、魚沼市公立保育園等再編計画を進めるに当たっては、当面公立園のまま維持する方針とし、既存施設の有効利用など適正な施設規模の確保、地域型保育事業における小規模保育事業への緩やかな移行をすすめるとともに、「公共施設等総合管理計画」に沿って将来的に持続可能な保育環境を整え、施設の維持・運営に努めていきます。

地域の子育て支援では、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」などの事業の充実を図るほか、保護者や地域の子育ての力が高まるよう、地域性や園の特色を生かした活動、地域交流を通じて子育ての視点に立った親支援、地域での子育て支援の推進を図ってきました。

放課後児童クラブでは特別な支援を必要とする児童に対応するため、加配を行うなど引き続き児童の生活環境の改善、向上を目指します。

¹⁴ 「児童虐待」・・・保護者が18歳未満の児童に対して、身体的虐待、性的虐待、養育の放棄・怠慢（ネグレクト）、心理的虐待などの行為を行うこと。

一時預かりについては、全ての保育園で実施しており、平成 27 年度から 1 時間単位で利用できる料金設定を行い、利便性の向上を図っています。引き続き、保育園等で一時預かりを行います。

また、子育て支援センターにおいて、親支援のための各種事業を実施しているほか、保育園幼稚園等を含め、随時子育て相談に応じています。引き続き、子育て支援センターや保育園等で親支援、子育て相談等に対応します。

3 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進

適正な就学支援に向けて検討などを行う「幼保小連絡会議」に放課後児童クラブを含め、課題を共有するほか、継続して職員及び関係者の共通理解を図ってきました。今後も、幼児期の学校教育・保育と小学校における教育の円滑な接続のために、行事への相互参加など異年齢交流を推進します。

また、保育園等訪問巡回相談やステップアップ教室での情報を共有するとともに、園から小学校へ切れ目なく移行できるよう幼保小の連携を高めていきます。

放課後児童クラブにおいては、定期的に連絡会議を開催し、児童の対応について共通理解を図っています。今後も個別の事情に応じて幼保小間が接続しやすくなるよう連携を更に高めていきます。

幼保小の連携については、「幼保小接続架け橋期のカリキュラム」の作成を通し、関係者間で「期待する子ども像」を共有しました。2 回の幼保小合同研修会を通じて、小学校区単位の取組の重点を掲げ、課題解決に向けて実践に取り組みました。今後も子どもの姿を見取りながら、継続的に見直し改善に取り組んでいきます。

令和 6 年度には小学校でスタートカリキュラムの取組を開始し、保護者へのアンケート調査により、入学時の不安感が軽減されていることが分かりました。「架け橋プログラム」を紹介したリーフレット「～安心して入学を迎えるために～」を作成したことから、子育てセミナーで配布説明を行い、保護者・地域への理解と協力を図り、全ての子どもが安心して入学を迎えられるように努めていきます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化により新たな給付（子育てのための施設等利用給付）の対象となった預かり保育事業を実施する幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）や認可外保育施設等（特定子ども・子育て支援施設）については、公正かつ適正な支給を実施し、保護者が希望する幅広い幼児教育・保育の機会を確保し、保護者の負担軽減を引き続き実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設としての確認と公示を行うとともに、県と連携を図り

ながら指導監督と監査を実施する等、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて取り組んでいきます。



第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

ニーズ調査結果では、育児休業を早めに切り上げ仕事に復帰した理由として、『経済的な理由で早く仕事復帰する必要があった』と回答した方が56.4%、『人事異動や業務の節目の時期に合わせるため』と回答した方が26.5%、『その他』と回答した方は23.7%で、記載理由の中でも『職場の育休制度が1年だったため』、『育休を延ばしにくい雰囲気だったため』などの意見が多く見られ、『希望する保育園に入るため』と回答した方は全体の21.3%でした。

現在育児休業取得中の方に『1歳になった時に必ず預けられる教育・保育施設の事業があれば1歳になるまで育児休業を取得しますか』という問いに対して、89.7%が1歳になるまで育児休業を取得したい、6.9%が1歳になる前に職場復帰をしたいと回答しています。

これらの回答から、施設を充足しただけでは必ずしも1歳までの育児休業取得にはつながらない現状があります。

本市では、現在待機児童はいませんが、希望する保育施設利用のためと限定すると、少数ながらその保育施設を利用するために育児休業を早めに切り上げている人がいます。

このため、特定教育・保育施設¹⁵又は特定地域型保育事業¹⁶の利用を希望する保護者が育児休業満了時（原則1歳到達時）から利用できる環境を整えていくことが重要です。

今まで以上に、育児休業取得中の保護者に対して市内各施設の情報提供を行うことで、市内全体で産後休暇・育児休業後の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の円滑な利用の確保を目指します。

事業名	事業内容
子ども・子育てに関する広報・周知	市報・お知らせ版、市ホームページ、魚沼市公式LINE、子育て便利帳、FMうおぬまを利用した周知活動を行う。健診等の機会を利用したLINE周知と登録者数を増やしていく。
子ども・子育てに関する相談受付	市民相談センター、保育園・幼稚園、子育て支援センター、保健師、民生委員・児童委員を活用して、妊娠、出産、育児、生活にかかる不安を取り除き、解消する。 「魚沼市こども家庭センター」において包括的な支援と切れ目のない相談支援に取り組み、各関係機関と連携協働していく。

¹⁵ 「特定教育・保育施設」・・・市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。なお、施設型給付とは、認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付をいう。

¹⁶ 「特定地域型保育事業」・・・市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）」をいう。

第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の推進

1 児童虐待防止対策の充実

近年、児童虐待による重大な事件が後を絶たず深刻な社会問題となっています。児童虐待の早期発見・早期対応につなげるためには、魚沼市要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を中心とした子どもの命と安全を守る関係機関の連携だけでなく、地域全体による見守りや寄り添いが重要です。

虐待の発生を未然に防ぐため、保育園等や、学校、子育て支援センター等が連携し、子育て世代の育児不安や孤立感の軽減を図るとともに、令和6年度にはこども家庭センターを設置し、妊娠から子育て期の切れ目ない支援を行い、要対協と連携し虐待の防止に努めています。また、特に必要と判断した場合には養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。

事業名	事業内容
子どもからの相談体制確立	小中学校に児童相談所虐待対応ダイヤル「189」のポスターを掲示し、学校以外にも相談できる場所があることを知らせる。
相談チラシの配布	虐待などの相談のための連絡先等を周知するチラシを小中学生に配布する。保育園等には保護者へ配布する。
こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	生まれてから4か月までの乳児の家庭に訪問して、育児不安等について様子を伺う。（H21年から全戸訪問実施）
要保護児童対策地域協議会	虐待相談、ケース検討、問題を抱える家庭への効果的な支援など、関係機関との連携による要保護児童ネットワークを活用して問題解決を図る。
要保護児童関係機関との協働	要対協の個別ケース支援会議など、関係機関と協働して被虐待児家庭への支援を行う。
養育支援訪問事業 子育て世帯訪問支援事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による支援を行う。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計維持の役割を1人で担っており、子どもの養育や経済面での困難に直面している事例も多く見られるため、関係機関等との連携による就労・養育などの支援を推進します。

また、子どもが健やかに成長していくうえで起きる様々な問題に対応するため、子どもや子育て家庭が安心して頼ることのできる相談窓口が求められています。各相談窓口等の受付内容、所在を分かり易くまとめた子育て便利帳等を活用して周知を図り、相談体制の充実を図っていく必要があります。

令和6年度にひとり親家庭等を対象に実施した「子どもの生活状況調査（現況届時）」において、「行政にどのようなことを希望しますか」との設問では、最も多かった回答は「子どもへの学習支援」でした。また、「子どもの『学習支援・基本的な生活習慣の習得支援』等の事業があったら、利用したいですか。」という設問に対しては、「利用したい」と回答した方が46.4%、そのうち79.2%が「通所型」の支援を希望しています。これらの結果を踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に対応していきます。

事業名	事業内容
児童扶養手当	18歳以下の子ども（障がいのある子どもは20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母や、母又は父に代わって児童を養育している方に支給（所得制限有）
ひとり親医療費助成	ひとり親家庭に対する医療費助成（所得制限有）
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父又は母が、就業に結びつくと考えられる教育訓練講座を受講した場合に受講費の一部を助成（所得制限無）
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父又は母が、資格取得のため養成機関で修業した際に修業期間の生活費を支給（所得制限有）
ひとり親に対する放課後児童クラブ負担金の軽減	ひとり親家庭の負担金を1/2に軽減
保育料の軽減	ひとり親家庭で非課税世帯等の場合

3 障がい児施策の充実

次世代を担う全ての子どもたちが、将来自立し社会に参加するため、障がいや特性の有無に関わらず、いきいきと安心して生活できるように、一人一人の特性に応じた継続的な相談や支援の取組を推進します。

障がいの早期発見、早期支援及び日常生活を送るための訓練の推進と、障がいの原因となる疾病及び事故等の予防のため、乳幼児に対する健康診査及び学校における健康診断等を推進します。

乳幼児期を含めた早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、保育園・幼稚園、小・中学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通認識を深めることにより、保護者の障がい受容やその後の円滑な支援につなげていくことが重要になります。

また、本人及び保護者と教育委員会事務局、学校等が、教育上必要な支援等について合意形成を図ることが重要です。

障がいの特性がいまだ社会的に十分理解されていないと思われることから、「共生社会」と「心のバリアフリー」に対する意識の醸成につながるよう適切な情報の周知が必要であり、さ

らに、家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援体制の整備が必要です。

社会福祉法に基づき策定した「魚沼市地域福祉推進計画」、障害者基本法に基づき策定した「魚沼市障害者計画」、障害者総合支援法¹⁷に基づき策定した「魚沼市障害福祉計画」及び児童福祉法に基づき策定した「魚沼市障害児福祉計画」と調和を図り、連携を密にして事業を推進していきます。

事業名	事業内容
つくしプレイ教室	発達に課題のある就園前児童の療育教室
ステップアップ教室	発達に課題のある就学前児童の療育教室
ペアレント・プログラム	2歳から5歳までの子どもの保護者対象の支援プログラム
就学相談	就学児童の適正就学について保護者の相談を受ける。
支援ファイルの活用	教育、医療、福祉、就労等の関係機関と連携による相談支援を継続的に実施するための「相談支援ファイル」を作成、活用
保育園等訪問巡回相談事業	保育園等を訪問し、子どもの発達に不安のある保護者、保育園等からの相談に応じ、園生活を安心して送られるよう支援する。
相談支援事業	「うおぬま相談支援センター」に委託し、身体、知的、精神、発達障がい等を対象に様々な相談に対応するとともに、関係機関との連絡調整を図る。
日中一時支援事業	障がいのある方に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の休息を目的とした一時的な見守りを行う。
発達支援コーディネーター研修	保育園等に発達支援コーディネーターを配置し、子どもの理解や発達に不安のある子どもの早期発見、早期支援に繋げられるよう、ブラッシュアップ研修を行う。
重度心身障害者医療費助成	重度心身障がい者(児)の入院・通院に対し、保険診療による自己負担のうち、一部負担金を超える額を助成する。(ただし、20歳未満は一部負担金なし)
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者に日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る。
障害児福祉手当	在宅で常時介護を必要とする20歳未満の重度障がい児に手当を支給し、福祉の増進を図る。
特別児童扶養手当	一定の障がいの有する児童を育てている方に手当を支給し、福祉の増進を図る。

¹⁷ 「障害者総合支援法」・・・正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

第7章 保護者の仕事と家庭との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

全国的に少子高齢化の進行と併せて長期の人口減少社会の中で、少子化を改善するための各種施策が求められています。

国では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を一定規模の企業等に義務化し、仕事と子育ての両立を図れるように、子育て世帯等向けの就労支援に関する各施策を進めています。

仕事と家庭の調和のとれた社会を実現するためには社会全体で男女共同参画社会¹⁸を推進し、働き方の見直しを進めることが重要です。

令和5年度に実施した「ニーズ調査」において、就学前児童の母親で育児休業を取得した人の73%は1年以内に職場復帰をしています。5年前の調査と比較して6.5ポイント減少していますが、89%の人が職場復帰の希望を1年以上と回答しており、実際に復帰した期間と比べて大きな開きがあります。希望よりも早く職場復帰した理由として、「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」が56%、「人事異動や業務の節目時期に合わせるため」が27%を占め、経済的な理由も含め仕事を優先する社会意識が残っており、仕事と生活の調和が十分にとれていない状況が依然あると考えられます。こうしたことから、引き続き事業所側にも育児休業中の経済支援制度の周知や理解を求めるとともに、育児休業を取得した人に対しても事業所と協力しながらワーク・ライフ・バランス¹⁹の重要性について更なる普及啓発が必要です。

事業名	事業内容
職場における子育て意識啓発	雇用主に対する子育て意識の啓発と支援策の提案等
	仕事と子育ての両立に積極的に取り組む「子育てサポート企業」としての認証制度であるくるみん・プラチナくるみん・トライくるみんの周知
	雇用保険の被保険者の方の育児休業中の収入として、育児休業給付金受給があることの周知

¹⁸ 「男女共同参画社会」…男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会

¹⁹ 「ワーク・ライフ・バランス」…仕事だけではなく、家事、育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことが出来ないものであるため、仕事と生活との調和があつてこそ人生の生きがいや喜びが倍増するという考え

第8章 母子保健計画

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1 背景

母子保健計画は、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、市町村及び都道府県が策定するものとされています。

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援が重要となります。

ニーズ調査から、子どもと接する時間や気持ちの余裕がないこと、子どもを叱りすぎているような気がするなどしつけや子育てに関する不安や悩みがあることがわかります。また、子育てについて市や地域に望むこととして、子どもの見守りや困ったときの相談や情報の取得ができる場の設置、妊娠期から就学までの継続した支援などがあげられています。

現在は、家庭環境の変化などにより、子育ての大変さを理解してくれる人がいない、緊急時等に子どもをあずかってもらえる人がいないなど、妊娠・出産や育児に不安や悩みを抱えやすい妊婦・保護者が増えています。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制を確保し、全ての妊産婦が安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後を過ごすためのサポートをすることを目指しています。

本市では、児童福祉法の改正により令和6年4月に「魚沼市こども家庭センター」を設立しました。従前の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が果たしてきた機能を一体的に運営し、包括的な支援と切れ目のない相談支援に取り組み、各関係機関と連携協働していきます。

2 活動目標

- ① 安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができる
- ② 健やかな成長発達に必要な子育てに関する相談体制・学習機会がある
- ③ 望ましい生活リズムや生活習慣が確立できる
- ④ 子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導が受けられる
- ⑤ 思春期に心とからだについての正しい知識を身につけることができる

3 母子保健事業の提供体制と量の見込み

活動目標①

安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができる

(1) 母子健康手帳の発行

■現状と課題

妊娠・出産期から子育て期までの途切れない支援の出発点として、母子健康手帳の交付を保健師が行うことで妊婦の健康、家庭状況などを把握しています。

関係機関と連携し健康相談や支援に努めていますが、妊娠週数が12週を過ぎて交付を受ける妊婦が若干名います。

【妊娠週別交付状況】

令和5年度	11週まで	12～19週	20～27週	28週以降	出産後	計
交付人数	130人	4人	1人	0人	0人	135人

■今後の方向性・施策

妊娠届出及び母子健康手帳交付時を保健師と妊婦の重要な接点と捉え、保健師による健康相談を積極的に実施し、継続した支援に努めます。また、全妊婦を対象に利用できるサービスや必要な支援についてプランを作成し、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう支援します。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
母子健康手帳交付の妊婦への面接実施割合	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 妊婦一般健診助成事業

■現状と課題

県内で統一された1人あたり14回分の健診助成のほか、15回目以降の健診費用の助成を市独自で実施し、誰もが安心して妊娠・出産を迎えることができるように、母体や胎児の健康状態を定期的に確認し、様々な相談に応じています。

未受診者がでないよう、健診の受診状況を確認し、医療機関と連携していく必要があります。

■今後の方向性・施策

今後も、医療機関と連携し、母体や胎児の異常の早期発見、妊娠の経過を確認することで妊娠や子育ての不安解消につなげます。

■目標事業量

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
妊婦一般健康診査受診率	100%	100%	100%	100%	100%

(3) 妊産婦・新生児訪問事業

■現状と課題

産婦と赤ちゃんの健康状態の確認と産後うつや育児不安への対応を図るため、助産師又は保健師が新生児のいる地家庭へ訪問しています。

また、妊娠届出時から支援が必要な妊婦に対してサポートプランを作成し、妊娠中から保健師が相談支援を行っています。

産婦の精神面の把握や支援、授乳に関する不安に対応するために助産師との継続した連携が必要です。

【実施状況】

令和 5 年度	対象者実人数	訪問実人数	実施率
妊婦	3 人	3 人	100.0%
産婦	142 人	137 人	96.5%
新生児	130 人	126 人	96.9%

■今後の方向性・施策

今後も、新生児のいる家庭へ母子の健康状態、産後うつ、育児不安等の確認等のため、全ての新生児に対しての訪問を目指します。

なお、妊娠届出時から支援の必要な妊婦は、妊娠期から出産後も継続的に保健師等が訪問を行うなどして切れ目のない支援をしていきます。

■目標事業量

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
新生児への訪問率	100%	100%	100%	100%	100%

(4) 妊産婦医療費助成事業

■現状と課題

妊産婦の経済的な負担軽減により、安心して出産し、子育てができる環境を整えるため、妊娠届出日から出産翌月までの医療費の自己負担額の助成を行っています。令和2年度から現物給付による助成を行っています。

【実施状況】

令和5年度	延べ助成件数	助成実人数
助成状況	1,719件	234人

■今後の方向性・施策

引き続き、妊産婦の医療費の助成により、経済的な負担の軽減を図り、妊産婦の疾病の早期発見・早期治療を促します。

(5) 不妊治療費助成事業

■現状と課題

子どもを望む夫婦にとって不妊治療費は大きな負担となるため、経済的な負担軽減により安心して治療できるよう、生殖補助医療（体外受精・顕微授精）と一般不妊治療に対してそれぞれ治療費を助成しています。

不妊治療を行っている方を把握することが困難であるため、医療機関と連携して制度の周知を行っていますが、治療を行うきっかけになるよう継続した制度の周知が必要です。

【実施状況】

令和5年度	特定治療	一般治療
申請件数	21件	2件

※生殖補助医療（体外受精・顕微授精）、一般不妊治療（左記以外の治療）

■今後の方向性・施策

引き続き、不妊治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、治療を実施している医療機関やホームページでの制度の周知を継続していきます。

(6) 不育治療費助成事業

■現状と課題

子どもを望む夫婦にとって、不育症²⁰治療費は大きな負担となるため、経済的な負担軽減により、安心して治療できるよう、不育症治療費に対して助成しています。

不育治療を行っている方を把握することが困難であるため、医療機関と連携し継続して周知を図る必要があります。

【実施状況】

令和5年度	不育治療助成件数
申請件数	1件

■今後の方向性・施策

引き続き、不育症治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、治療を実施している医療機関やホームページでの制度の周知を継続していきます。

(7) 産婦健診事業

■現状と課題

産婦の身体的及び精神的な健康管理及び経済的な負担軽減のため、産後2週間及び産後1か月の健診費用の助成をしています。産婦の心身の健康状態の把握のため、今後も医療機関との連携を深めていく必要があります。

【実施状況】

令和5年度	実件数
助成件数	249件

■今後の方向性・施策

産後の身体や環境等の変化が影響して情緒が不安定になる時期に早期介入・支援できるよう医療機関との連携を継続して図ります。

²⁰ 妊娠はするものの、流産・早産を繰り返したり、死産となったりすることで、元気な赤ちゃんを得ることができない状態を指す。

(8) 産後ケア事業

■現状と課題

母親の身体的回復と精神的な安定が図られる体制づくりのため、平成 30 年度から、産後の育児の支援や休養が必要な方へ必要なケアを、医療機関と連携して行うサービスとして開始しました。宿泊、日帰り型のケアと、助産師による訪問型のケアを設定しています。

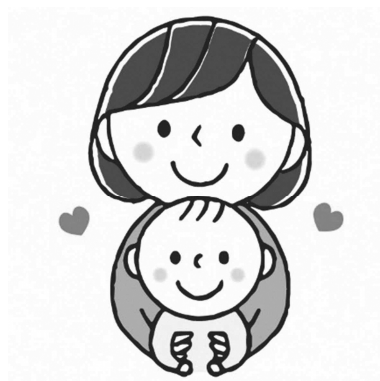
開始してからの利用者は少なく、制度周知を積極的に行っていく必要があります。

■今後の方向性・施策

市報及び市ホームページ等を通じて制度の周知を図るとともに、より利用しやすい制度とするために実施医療機関の拡充などの検討を行います。

【実施状況】

令和 5 年度	実件数
助成件数	3 件



活動目標②

健やかな成長発達に必要な子育てに関する相談体制・学習機会がある

(1) 乳幼児・妊産婦健康相談

■現状と課題

妊産婦や母親が不安を抱え込まず、子どもの成長発達に合わせた育児ができるよう、随時、保健師等が電話や窓口、訪問等で乳幼児の成長発達、妊産婦の健康相談に応じています。

土・日夜間問わず 24 時間体制の「うおぬま健康ダイヤル」では、医師、看護師、保健師等が無料で電話相談に対応できるようにしています。

5 年前の調査と比較して「子育てが楽しいと感じる人」の割合が増加しています。一方で、子どもの年齢が上がるにつれて、「子育てが楽しいと感じる人」の割合が低下する傾向にあり、「相談相手がいない人」も見受けられます。

【相談事業】

年度 \ 実績	妊婦健康相談	電話・来所相談者数
平成 30 年度	242 人	337 人
令和 5 年度	211 人	512 人

【健診でのアンケート結果】

平成 30 年度	4 か月児	1 歳 6 か月児	3 歳児
子育てが楽しいと感じる人	93.4%	88.7%	77.7%
相談相手がいない人	2 人	0 人	1 人
令和 5 年度	4 か月児	1 歳 6 か月児	3 歳児
子育てが楽しいと感じる人	93.4%	90.6%	84.2%
相談相手がいない人	1 人	0 人	3 人

■今後の方向性・施策

今後も、妊娠期から子育て期まで切れ目なく気軽に相談できるよう相談支援に取り組み、各関係機関と連携協働してまいります。

また、相談先を知らずにいる妊産婦等もいるため、母子健康手帳交付時や新生児訪問、乳幼児健診の際に紹介する等、周知方法の工夫、徹底を図ります。

■目標事業量

全乳幼児健診を通じてアンケート回答で下記の率及び人数を目指します。

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
子育てが楽しいと感じる人	92%	92%	92%	92%	92%
相談相手がない人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 妊娠期～子育て期の健康教育

① パパ・ママ準備教室

■現状と課題

妊婦及びその夫を対象に、市の子育て支援の制度紹介や食生活の講話、マタニティリラクゼーション、擬似妊婦体験等を実施しています。座談会では、ママ同士、パパ同士で情報交換をすることで不安が軽減し、安心して妊娠期を過ごすことにもつながっています。

不安や疑問を抱えやすい出産、子育ての経験がない第一子の対象組の参加率を上げていく必要があります。

【実施状況】

令和 5 年度	開催 回数	受講人数				参加状況		
		合計	パパ	ママ	祖 父 母 等	参加 組数	対象組 に対して の参加率	第一子の対象 組に対しての 参加率
参加状況	4 回	67 人	30 人	33 人	4 人	33 組	23.4%	44.6%

■今後の方向性・施策

今後も、安心して出産ができ、家族で育児を協力して行えるよう事業内容の充実を図るとともに、正しい知識や相談先の普及に努めます。

■目標事業量

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
第一子の対象組に対しての 参加率	45%	46%	47%	48%	49%

② にこにこハッピー子育て教室

■現状と課題

妊婦及びその夫と乳児をもつ保護者や関心のある人を対象に、乳児期のからだやこころの発達に関する知識を得て、健やかな成長発達を促す関わりを学習する教室を開催しています。

近年、インターネットやSNSにより子育てに関する情報が入手しやすい一方、情報過多であることが子育ての不安や混乱につながっていることも少なくありません。

正しい知識や情報を得て、我が子に適した関わりを学ぶことができるよう内容を工夫しながら実施する必要があります。

【実施状況】

令和5年度	開催回数	受講人数				参加状況		
		合計	パパ	ママ	祖父母等	組	内 訳	
							妊娠期	子育て期
参加状況	2回	75人	22人	27人	26人	27組	9組	18組

■今後の方向性・施策

今後も、子どもの健やかな成長、発達のために、適切な情報提供や学習の機会を提供していきます。

■目標事業量 参加者アンケート結果

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
「今後の子育てに活かせる」と答えた人の割合	100%	100%	100%	100%	100%

③ 1歳よちよち教室

■現状と課題

1歳頃の成長発達の目安や心身の発達を促すための関わり合いの大切さがわかり、子どもの成長発達を楽しみながら育児ができることを目的に教室を開催しています。規則正しい生活リズムの大切さ、むし歯予防の意識向上など、成長発達に応じた適切な指導により不安の軽減や必要な知識の習得につながっています。

5年前の調査と比較して、参加率は1割以上増加しています。しかし、参加割合は5割台にとどまっており、子どもとの関わり方に悩みながら育児している親への支援が必要です。

【実施状況】

令和5年度	回数	対象組数	参加組数（割合）	うち第一子の参加率
参加状況	11回	133組	71人（53.4%）	58.0%

■今後の方向性・施策

今後も、関わり不足・体験不足による発達の遅れの予防や、育児不安の軽減、口腔衛生の意識向上のため教室等の機会を設定します。また、参加率向上のため内容や周知方法の工

夫等の検討を行います。

■目標事業量

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
第一子の参加率	59%	60%	61%	62%	63%

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

■現状と課題

育児経験豊富な訪問スタッフや保健師等が生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行っています。

長期里帰り等の場合は必ず連絡を取り、状況を確認し、戻ってから訪問しています。

訪問従事者の質が一定に保たれるための研修等が必要です。

【実施状況】

	対象者実人数	訪問実人数	訪問実施率
令和5年度	140 人	139 人	99.3%

■今後の方向性・施策

今後も、生後4か月までの乳児のいる家庭の養育環境の全数把握に努めます。

また、親子の心身の状況や養育環境を把握し、支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、適切な支援につなげます。

さらに、訪問従事者の研修や意見交換、報告会等を行いスキルアップを図ります。

■目標事業量

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
訪問実施率	100%	100%	100%	100%	100%

(4) 養育支援訪問事業

■現状と課題

養育に関する支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行っています。

児童相談所や保健所、地区担当保健師、福祉担当部署、民生児童委員等の支援にあたる関係者、関係機関の情報共有と連携体制が必要不可欠です。

■今後の方向性・施策

今後も、途切れなく適切な支援が行われるよう関係機関と情報を共有し、連携を密にするよう努めます。

また、妊娠期からの支援についても安定した家庭生活が営まれるよう支援に努めます。

■目標事業量

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
養育支援訪問実施率	100%	100%	100%	100%	100%

(5) 未熟児訪問

■現状と課題

助産師又は保健師により、未熟児養育医療の対象となった児や、2,500g未満で生まれ健康状態等の確認が必要と思われる児を対象として訪問指導しています。

発育や発達に対する保護者の不安の軽減、医療、福祉等の関係機関との連携が必要となります。

【実施状況】

令和5年度	対象者実人数	訪問実人数	実施率
未熟児訪問	13 人	11 人	84.6%

■今後の方向性・施策

今後も、未熟児養育医療の対象となった児全員の訪問指導を目指します。

■目標事業量

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
訪問実施率	100%	100%	100%	100%	100%

(6) 発達発育にフォローが必要な児の相談

■現状と課題

乳幼児健診等で発達について経過観察が必要とされた児に対して、言語聴覚士による「こたばの相談会」や関係機関で実施する「療育相談」や「療育事業」等で、児の発達状況に合わせた具体的な関わりをアドバイスすることで児の発達を促し、育児不安を軽減します。

■今後の方向性・施策

今後も、言語聴覚士等の専門職による相談会や「療育相談」、「療育事業」等への適切な支援につなげ、対象児の発達の促進及び保護者の不安の軽減を図ります。



活動目標③

望ましい生活リズムや生活習慣が確立できる

(1) 離乳食教室

■現状と課題

乳児期からの健全な食習慣の形成を目的とし、子どもの発育・発達に応じた離乳食の進め方、食品の量や種類及び形態を講話だけでなく体験を通し、望ましい食習慣を考える機会としています。また、参加者同士の情報交換の場にもなっています。

課題としては、第一子の参加率が低迷していることです。インターネット等で手軽に情報を得ることができるようになったことや家庭で料理することに対して負担を感じる保護者がいることも要因となっています。また、1歳から入園する子どもも増え、保育園給食についての情報提供や離乳食から大人の食事へと進まないように、幼児食についても伝えていく必要があります。

【実施状況】

令和5年度	ステップ1		ステップ2		ステップ3	
	回数	参加組数	回数	参加組数	回数	参加組数
参加状況	12	79	12	56	12	53

※ステップ1 第一子参加率 75.9%

■今後の方向性・施策

第一子参加率向上のために適正な機会を捉え、参加を促します。

また、離乳食の負担感を軽減するような内容の教室を目指します。

離乳食教室を離乳食と幼児食の内容を取り入れた三段階のコースとし、きめ細やかな相談・支援が受けられる体制づくりを継続していきます。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
(ステップ1)第一子参加率	85%	85%	85%	85%	85%

(2) 歯科保健教育

■現状と課題

魚沼市歯科保健計画に基づき、乳幼児健診や1歳よちよち教室における歯の健康教育を実施しています。3歳児のむし歯のない子の率は県平均よりも良い状況が続いているので、

これを維持していく必要があります。5年前と比較して、むし歯のない子の率は3.7%増加していますが、1人平均のむし歯の本数は0.08本減少しています。

また、成人期の歯科保健対策として、妊娠届出時に妊婦へ歯科保健指導を、4か月児健診時に保護者へお口の健康チェックを実施しています。保護者へ歯科保健指導を行うことで、子どもを含めた家族全体への波及効果が期待されます。

【実施状況】

令和5年度	むし歯のない子の率	1人平均のむし歯の本数
3歳児のむし歯の現状	96.4%	0.11本

■今後の方向性・施策

今後も、乳幼児の歯科健診や健康教育など魚沼市歯科保健計画に基づいた事業を継続し、3歳でむし歯のない子の率95%以上の維持を目指します。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
3歳でむし歯のない子の率	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上

(3) 健診・各種教室での指導

■現状と課題

乳幼児健診や各種教室の中で、生活習慣、生活リズムや1日の食事回数等を把握し、個々の生活状況に合わせた教育、指導を行っています。

生涯にわたる健康づくりを推進するためには、子どもの頃からの正しい生活習慣を確立しておくことが望まれます。

【実施状況】

令和5年度	1日3回の食事をしている子の割合	7時までに起床している子の割合
健診の問診結果 (1歳6か月児、3歳児)	99.4%	89.6%

■今後の方向性・施策

今後も、健診及び各種教室の場を活用し、規則正しい生活習慣について理解を深めてもらうような健康教育、指導を続け、3回の食事をしている子、規則正しい就寝・起床ができる子の割合を伸ばしていくことを目指します。

■目標事業量

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
1 日 3 回の食事をしている 子の割合	100%	100%	100%	100%	100%
7 時までに起床している子 の割合	90%	90%	90%	90%	90%



活動目標④

子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導が受けられる

(1) 乳幼児健診

■現状と課題

子どもの成長や発達段階に応じた育児支援ができるよう、乳幼児健診を育児支援の場と捉え、育児不安の軽減、乳幼児の健康管理、健康増進を図っています。

受診率は高く維持されており、欠席者に対しても通知や電話で受診勧奨を行い未受診理由の把握に努めています。健診に出席できない場合は、地区担当保健師が訪問等により生活・発達状況の確認を行っています。

また平成 30 年度から、安心して子育てをできる環境づくりの一環として乳児の 1 か月健診に対する助成制度を開始し、発育状況等の結果把握及び支援の介入が早期にできるようになりました。

子どもとの関わり方に悩む保護者がいることから、引き続き、乳幼児健診を子育て支援の場とすることが求められています。

【受診状況】

令和 5 年度	4 か月児	1 歳 6 か月児	2 歳児	3 歳児
受診率	100.0%	100.0%	99.4%	100.0%

■今後の方向性・施策

今後も、乳幼児健診が子どもの成長発達を知る大切な機会であることを訴え、未受診者には、電話等により個別に周知するなど積極的に受診してもらえよう働きかけをし、対象児の 100%受診を目指していきます。

また、療育事業や保育園、幼稚園と連携を図りながら、子どもや保護者が健やかな生活を送ることができるよう支援を継続します。

■目標事業量

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
全乳幼児健診の受診率	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 予防接種

■現状と課題

保護者が予防接種の必要性を理解し、子どもの健康管理のため主体的に接種できるように、小学校入学前に受ける予診票を冊子にして生後2か月頃に個別通知しています。

接種の間隔が空くことによって予防接種の接種率が下がる傾向にあるため、麻しん風しん2期の予防接種に対し、年3回の接種勧奨を実施しており、接種率90%以上を維持しています。

令和3年度からは、子宮頸がん（HPV）の予防接種を再開し、積極的な接種勧奨により接種件数は徐々に増加しています。

各種感染症のまん延防止と重症化予防のため、保護者等への啓発普及が今後の課題です。

【接種状況】

令和5年度	四種混合1期初回1回	麻しん・風しん
接種率	93.3%	99.1%

■今後の方向性・施策

乳児期の予防接種が増え接種スケジュールの調整が難しくなっているため、適切な時期に接種ができるよう、健診等の機会に状況確認をして必要なアドバイスを行うとともに、未接種者に対する効果的な勧奨を行い定期予防接種の接種率90%台維持を継続します。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
定期予防接種の接種率	90%	90%	90%	90%	90%



活動目標⑤

思春期に心とからだについての正しい知識を身につけることができる

(1) 学校、保健所等の関係機関との連携

■現状と課題

平成 28 年度から思春期教育に関する情報交換会を立ち上げ、学校、病院、保健所及び本市における思春期保健の現状と取組について、情報を共有する機会を設けています。情報交換を通じて各関係機関の取組を共通理解する機会になりました。

学校からは、周囲が子どもたちの変化に早く気づくこと、子どもたちには S O S の発信ができる力を身につけることが課題として挙げられました。

■今後の方向性・施策

関係機関で情報交換を行い、思春期保健における現状と取組の共通理解に努めます。また、情報交換から見えてきた現状や課題を踏まえ、課題解決に向けた取組について検討していきます。

思春期健康教育は、引き続き関係機関と連携しながら進めていきます。

■目標事業量

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
連絡会の開催回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回

(2) 思春期における母性・父性を育む事業

■現状と課題

思春期の健康教育は各学校で実施されており、授業の教材として妊婦ジャケットや赤ちゃん人形を貸し出す「物品貸出事業」と、4 か月～1 歳までの赤ちゃんとその保護者が学校へ出向き生徒と触れ合う「ふれあい事業」を行っています。「ふれあい事業」は令和 2 年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により事業を中断しているため、保護者の意向を確認しながら、再開について検討します。

将来の母性・父性の健全な育成のために、自らが大切な存在であることを自覚し、自己肯定感を高められるよう、学校の教育方針や年間計画に沿った形で実施する必要があります。

■今後の方向性・施策

将来、心身ともに健康な母親・父親になるための重要な課題として、標準的な事業内容を提示する等により全中学校での実施を目指すとともに、各学校と関係機関が連携をして進めていきます。

参考資料

1 魚沼市子ども・子育て会議

(1) 構成

(令和7年3月末現在)

区分	団体・機関等	所 属	氏 名	備考
子どもの 保護者	保育園等保護者	ふたば西保育園保護者会	佐藤あゆみ	
	小学生保護者	湯之谷小学校 P T A	関 昌宏	
	中学生保護者	広神中学校 P T A	坂西由紀子	
	障がい児団体 (家族の会)	さくらんぼの会	中澤 京子	
学識 経験者	魚沼市教育振興会	小出小学校	佐々木政彦	◎会長
	主任児童委員	魚沼市民生委員・児童委員 協議会	目黒 和男	○副会長
子育て 支援事業 従事者	私立保育園	小出保育園	山本 都子	
	私立保育園	清心保育園	清水 明次	
	私立保育園	第二たんぽぽ保育園	遠山登志子	
	私立幼稚園	めぐみ幼稚園	羽鳥 敦子	
	公立保育園	つくし保育園	長谷川美紀子	
	学童保育	小出つくしクラブ	松井由紀子	
関係団体	社会福祉団体	魚沼市社会福祉協議会	星 敏夫	
公募委員			櫻井 悦子	
			高橋 静枝	

(2) 魚沼市子ども・子育て会議条例

○魚沼市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 4 日

条例第 40 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、魚沼市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子ども(法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。以下同じ。)に関する法律による施策について、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関し学識経験のある者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 関係団体の推薦を受けた者

(5) 公募による市民

(6) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年魚沼市条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(任期の特例)

3 この条例の施行後、初めて委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

附 則(令和5年3月23日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 策定の経過

日付	審議内容	出席者数
令和5年7月19日	令和5年度 第1回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画 令和4年度事業評価シートについて (2) 魚沼市公立保育園等再編計画「個別再編方針」について	11人
令和5年2月28日	令和5年度 第2回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 魚沼市公立保育園等再編計画「個別再編方針」(素案)について (2) 魚沼市こども家庭センターについて (3) 子ども・子育て支援ニーズ調査について	13人
令和6年7月10日	令和6年度 第1回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画 令和5年度事業評価シートについて (2) 子ども・子育て支援ニーズ調査結果について (3) 第三期 子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて	11人
令和6年8月28日	令和6年度 第2回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 第三期 子ども・子育て支援事業計画の構成について (2) 第三期 子ども・子育て支援事業計画 第1部総論、現状と課題、計画の基本的な考え方について	12人
令和6年10月8日	令和6年度 第3回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 第三期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画 第1部 総論(案)の修正等について (2) 第2部 各論(案)について	11人
令和6年11月12日	令和6年度 第4回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 第3回会議以降の修正について (2) 第2部 各論(案)について	12人
令和6年12月20日	令和6年度 第5回魚沼市子ども・子育て会議【書面協議】 (1) 第三期 子ども・子育て支援事業計画(素案)について	12人
令和7年2月19日	令和6年度 第6回魚沼市子ども・子育て会議【書面協議】 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第三期 子ども・子育て支援事業計画(案)について	12人

3 パブリックコメントの結果

- (1) 公表資料 第三期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画（案）
- (2) 実施期間 令和7年1月10日（金）～令和7年2月7日（金）
- (3) 閲覧場所 市ホームページ、教育委員会事務局子ども課（本庁舎）、北部事務所、
同入広瀬分室
- (4) 提出意見の件数 0件

※本計画上、原則「障がい」と表記していますが、法律名や条文を引用する場合の固有名詞等は、漢字表記としています。

第三期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画

発行 令和 7 年 3 月

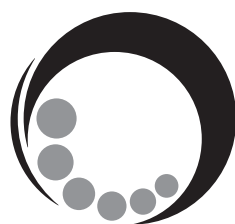
編集 魚沼市教育委員会事務局

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地

TEL : 025-792-9201

FAX : 025-792-5600

E-Mail : kosodate@city.uonuma.lg.jp



Uonuma City